

官報

号外
平成二十一年十一月十七日

○第百七十三回 衆議院會議録 第四号

平成二十一年十一月十七日(火曜日)

議事日程 第四号

平成二十一年十一月十七日

午後一時開議

- 一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明
- 二 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

- 人事官任命につき同意を求めるの件
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○議長(横路孝弘君) 御報告することがあります。
永年在職議員として表彰された元議員中川昭一君は、去る十月三日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

中川昭一君に対する弔詞は、議長において去る二日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに通信委員長長の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章 中川昭一君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

○議長(横路孝弘君) 永年在職議員として表彰された元議員浅井美幸君は、去る十月四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。
浅井美幸君に対する弔詞は、議長において去る

四日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに沖繩及び北方問題に関する特別委員長長の要職にあたられた浅井美幸君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

人事官任命につき同意を求めるの件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

人事官に江利川毅君を

任命することについて、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣亀井静香君。

(國務大臣亀井静香君登壇)

○國務大臣(亀井静香君) ただいま議題となりま

した中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

世界的な金融資本市場の混乱により、我が国でも、厳しい経済金融情勢及び雇用環境にある中、中小零細企業等からは、資金繰りがなお厳しく、かつてない深刻な状況にあるとの声が上がっております。こうした状況にかんがみ、中小零細企業及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図ることにより、中小零細企業の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期することが喫緊の課題となつております。

このような観点から、中小零細企業及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時的な措置を講ずるため、本法案を提出することにした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融機関に対して債務を有する中小企業者または住宅資金借入者であつて、債務の弁済に支障を生じており、または生ずるおそれがある者から債務の弁済に係る負担の軽減の申し込みがあつた場合には、金融機関は、できるだけ貸し付け条件の変更等の措置をとることに努めるものとするとしております。

第二に、金融機関は、貸し付け条件の変更等の措置を円滑にとることができるよう、体制整備その他の必要な措置を講じなければならないこととしております。また、金融機関は、講じた措置の状況等に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないこととしております。

平成二十一年十一月十七日 衆議院會議録第四号

元議員中川昭一君逝去につき弔詞贈呈の報告
元議員浅井美幸君逝去につき弔詞贈呈の報告
人事官任命につき同意を求めるの件
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案についての亀井國務大臣の趣旨説明

第三に、金融機関は、貸し付け条件の変更等の措置の詳細に関する事項を当局に報告しなければならぬこととするともに、当局は、金融機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表することとしております。

第四に、説明書類に虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者、当局に虚偽の報告をした者等に関し、罰則を設けることとしております。

第五に、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、金融機能強化法の適切な運用、信用補完事業の充実のための措置を講ずる等、政府の責務を定めております。

以上、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出の趣旨説明に対する質疑)

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。鈴木克昌君。

(鈴木克昌君登壇)

○鈴木克昌君 私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案、いわゆる中小企業金融円滑

化法案につきまして質問をいたします。(拍手)

最初に、十月の台風十八号で被害に遭われた多くの国民の皆さんに、まずお見舞いを申し上げます。

さて、我が国は今大変な状況にあることは御案内のとおりでございます。私は、その状況をいま一度亀井大臣にお伺いするとともに、提出をされました法案につきまして、大臣の真意を伺ってまいりたいと思っております。おむね四点でございます。

まず最初は、現在の中小企業金融の状況をどのようにお考えになつてゐるのか、また、なぜ今本法案が必要なのか、この点でございます。

亀井大臣は、これまで、経済を体に例えれば、金融という血液が毛細血管まで回っていない状況である、そしてこれをうまく回していかなければならない、このようにおっしゃられております。

そしてまた、就任当初から、中小企業、零細企業を含む現下の状況を大変厳しいものというふうにおっしゃつてみえたわけでありました。

そうした問題意識を踏まえて、ただいまお伺いをいたしました、現状をどのようにお考えなのか、そしてまた、なぜ本法案が必要なのかをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目でございます。

本法案は、私は、先行きに不安を感じている中小企業の返済負担を軽減するなど、中小企業金融の円滑化を通じて中小企業の事業活動の円滑な遂行や雇用の安定にも資するものだ、そして大変評価できるものだというふうに考えております。

ただ、中小企業からは、仕事がない、単価が合わない、売り上げが伸びない、返すお金がないという非常に苦しい声も来ておるわけであります。一時的に返済が猶予されたとしても、業況改善のための抜本的な解決になるかどうか問題でございます。

その点から大臣にお答えをいただきたいのですが、より総合的な対策が必要ではないか、こういうふうにお尋ねをしたいと思います。大臣のお考えをお聞かせください。

少し具体的に伺つてまいりたいと思つていますが、この法案の実効性についてでございます。

にとつては強制力がないのではないかと、このような意見もあります。また、金融庁がすべての取引について、いわゆる金融機関が法令を遵守しておるのか、適切に貸し付け条件の変更を行っているのかどうかを監視することは非常に難しいというふうにも考えられております。

そこで、その辺がどのように実効性を確保されていくのか、大臣の御所見を伺いたいと思つております。

四つ目です。いわゆる新規融資についてでございます。

返済猶予を行うと、かえつて新規融資が受けられなくなつてしまふのではないかと、このような不安の声も聞かれています。貸し付け条件の変更が行われた後であっても、追加的な資金の借入れが可能であることが明らかにされれば、今、本法案に対して漠然とした不安を抱いて

いる中小企業の方々も、安心して本法案の活用を検討できるのではないのでしょうか。

したがって、新規融資も円滑に供給されるという、その辺のところの大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

終わりに、本法案は、いわゆる金融機関というのは、社会的役割を有しており、困っている中小企業や住宅ローンの借り手を支援し、地域経済を救うべきであるとの理念を示しました。これは、今後の金融行政にとつて大きな意味を持つものであります。年末を迎える中小企業や住宅ローンの借り手のことを思いやれば、本法案の一刻も早い成立、施行が望まれるところであります。

この場におられます国会議員の皆さんにおかれましては、どのような方法をとることが最善かという点では見解に若干の相違があるかもしれませんが、今、歯を食いしばつて必死に努力をされている中小企業主や住宅ローンの借り手が直面している苦境を脱することができる手助けをしなければならぬという問題意識は共通しているものと思つております。

どうか、ここはひとつ、大局的見地に立つていただき、ぜひとも、他会派の皆さんにおかれまして御賛同をいただき、この法律を、一日でも早く、一人でも多くの国民に元氣を与えるために成立をさせていただきたい、このことを強くお訴え申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣(亀井静香君) 鈴木議員の御質問にお

答えを申し上げます。

今の日本経済、回復過程に入っているという議論もありますが、大企業においては、この二、三年のイザナミ景気という景気の中で、百兆円を超えると言われる内部留保を持つて今なお経営に相当の余力を持つておる、そういう企業も見受けられるわけでありませうけれども、問題は、中小零細企業、商店、また多くのサラリーマンの生活は、私は、日々その厳しさは増しておる、このように判断をしておるわけでありませう。

今、政府がなすべきことは、まず、今苦しんでおる、そうした中小零細企業、商店、サラリーマンの人たちに対して、応急の借入金返済猶予、新規融資等が円滑に行われる措置をとると同時に、私は、仕事が出ていく、そうした措置をとらなければならぬと思います。返済猶予だけによって今の状況を打開できるものではない。そういう意味で、力強い景気対策をこの政府はやっていかなければならない、私はこのように考えております。

そういう意味では、一月の補正に向けて、日本経済をどう活性化していくか、また、困つておられる方々にどう仕事が出ていくかという視点からのそうした対応がなされるべきであろうと思います。

もう一つ、仕事が出ていっても、小泉政治のもとで、大企業が中小零細企業に対して仕事を出していくことに対して、場合によっては、公正取引違反と言つてもいい、そうした劣悪な条件のもとで仕事を出している状況が、残念ながら、相当一般化してきております。

そういう意味で、仕事の出し方についても、公

正取引委員会がその機能を十分發揮していくことを含めて、トータルの政策を実施しなければ中小零細企業が苦境を脱することはできない、このように考えております。

なお、この法案を実施した上での実効性の問題でありますけれども、自由主義経済社会でありますから、これを強制することができないのは当然でありますけれども、金融機関がこの法律に基づいて誠意を持つて借入者に対して対応しておるかどうか、これについては、金融庁において、監督検査を厳しくやつていく所存でもありますし、また、ディスクロージャーをきっちりやらせていくつもりでもあります。

そうして、金融マニュアル、監督指針を同時に私どもは抜本的に変えてまいります。従来の金融庁の検査のやり方が抜本的に変わっていく、それを今検討しております。

簡単に申し上げますと、借り手にとって、中小零細企業等にとってよきコンサルタント的機能を金融機関が果たしておるかということ、これが今後の金融庁の検査監督の眼目でございます。

それから、新規の貸し渋りが起きるのではないかとこの御懸念でございますけれども、今申し上げましたように、金融機関がきつちりと対応しているかどうかについて、我々としては、これを検査監督によつてきつちりとチェックをしてまいる所存でございますので、そういう状況というのは起きない、私はこのように考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 竹本直一君。

〔竹本直一君登壇〕

○竹本直一君 ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案の趣旨説明に對しまして、自由民主党・改革クラブを代表いたしまして、藤井財務大臣、亀井金融担当大臣及び直嶋経済産業大臣に質問いたします。(拍手)

まず、質問に先立ちまして、一言申し上げます。

国会運営に關して、法案審議に先立つて行われる大臣あいさつに對する一般質疑がまだどの委員会でも行われていない状況の中、与党は、きのうの議院運営委員会で、採決によつて法案の趣旨説明、質疑を決めるという強硬な手段に訴えましました。

十月二十六日から会期が始まつて以来、これまでの間、一度も国会が不常な状態に陥つたことはなく、各委員会で議論を深めようと円満な協議を進めていた中で、なぜ突如としてこのような強硬な国会運営を進めようとしているのか、全く理解に苦しみます。

本日、政権交代後初めての本会議における趣旨説明で、法案二本も採決によつて本会議にかけるという議会運営は、憲政史上まれに見る、議会制民主主義を根本から揺るがす前代未聞の暴挙であり、議院に籍を置く者として到底許すことのできない行為でございます。

さらに、鳩山総理、小沢民主党幹事長の政治資金をめぐる疑惑に關しては、選挙前から報道され

ているにもかかわらず、十分な説明を尽くしたとは言えない状況にあります。また、最近新たに、鳩山総理の五億円の所得隠しという新たな疑惑も報道されております。

特に、国民の代表である内閣総理大臣から納税義務の履行や政治と金に関する疑惑が次から次へと出てくることは甚だ遺憾であります。また、それらの事項に對して、国民が納得できる説明責任を十分に果たしていないことは、鳩山総理の個人的な問題にとどまらず、政治全体への国民の不信感を招く大きな問題であると考えます。

また、十一月四日の衆議院予算委員会で、我が党の議員が、友愛政経懇話会をめぐる個人献金問題に關し、平成十七年以降、実際に献金をしていなかった方々について、同懇話会が総務省に對し寄附金控除証明書を申請し、四年間で延べ百十六名が証明書の不適切な発行を受けていた旨指摘しております。

政治活動に關する寄附金控除は、寄附をした人が、総務省から寄附金控除証明書を受け、所得控除を受ける制度であります。実際には寄附をしていない実在の人物から名義を借りて、総理個人の資金あるいは関係者からの資金を寄附に充て、名義を貸した人に寄附金控除を受けさせるといったことが行われる可能性も否定できません。国税庁は制度の悪用がないかどうか調査して、内閣は政治の責任としてその全容を国民の前に明らかにする必要があります。

通常国会まで十分な期間があるにもかかわらず、十一月三十日までという会期にこだわり、さ

らに、この極めて短い期間ですべての法案を成立させようという強引な国会運営の裏には、これら政治資金問題を追及される場をなくしたいという意図が隠されているのではないかと。まさに、鳩山・小沢献金問題隠しの国会運営と言わざるを得ません。十一月十八日に行うべく与野党で調整されていた党首討論が何の理由もなく急遽取りやめになった背景にも、この献金問題隠しがあるのではないのでしょうか。

総理は、地検の捜査が進んでおりますので、そこで全容が解明されると述べており、国民に説明責任を果たす意図が全く感じられません。政治献金の問題は、政治に対する信頼の問題そのものです。司法の手続とは別に、政治家として、国民の前にみずからその全容を明らかにすべきであります。

我が党のさきの予算委員会での厳しい追及により、疑惑はますます深まりました。鳩山総理が、鳩山家の資産管理会社から元秘書が資金を引き出す際に指示書に署名していたことが明らかになり、また、鳩山総理は、五万円以下の匿名献金について、弁護士から疑わしい部分もないとは言えないと言われたとして、匿名献金にも疑惑の資金が流れ込んでいる可能性を認めました。

鳩山総理は、これまで、秘書が犯した罪は政治家が罰を受けるべきだと述べてきたにもかかわらず、みずからのことになると、何ら責任をとろうとしないばかりか、最低限の説明責任さえ全く果たそうとしておりません。これは、まさに国民を愚弄するものと言わざるを得ません。

後に本法案の質問の中でも述べますが、厳しい経営環境の中で懸命に努力をしている中小企業や、雇用不安の中で家族を守るために身を削る思いで住宅ローンの返済に取り組んでいる方々が、このような鳩山総理の庶民感覚と余りにもかけ離れたお金をめぐる疑惑を何と思うでしょうか。鳩山総理は、国民に対し、みずから疑惑を十分に説明する重大な責任があります。

我が党は、今後もこの問題を徹底して追及していく所存であることをここに申し上げ、本法案の質問に入ります。

まず、藤井大臣にお伺いいたします。

本法案は、現下の厳しい経済金融情勢におきまして、中小企業金融対策として銘打たれたものであります。麻生内閣時におきましても、我々は、経済対策として今年度補正予算を成立させる一方、税法の附則におきまして抜本的税制改革を法定し、将来世代への負担の先送りをしていないための方策をとったところであります。

そこで、この件に関連して御質問申し上げます。

第一に、今年度補正予算執行停止の問題であります。

今年度補正予算は、国会において審議され、本年五月二十九日に成立いたしました。その後、八月の総選挙を経て鳩山内閣が発足すると、鳩山内閣は、その補正予算のうち約三兆円の執行を停止することといたしました。

しかし、国会の立場から見れば、今年度補正予算は国会で議決されたとおりに執行されているも

のと考えるのは当然であります。なぜならば、現在、五月に行われた国会の議決には何らの変更もなされていないからであります。

国権の最高機関である国会の議を経ることなく、国会の議決と異なることを行うということとは、財政民主主義の観点から手続上疑問がないとは言いい切れません。藤井財務大臣は、この憲法に定められた財政民主主義という原則をどのように考えておられるのか、ぜひお聞きしたいと思っております。

第二に、来年度予算の財源問題であります。

政府からは、来年度予算の編成に関して、約九十五兆円の概算要求がなされているとの発表がございました。また、今年度の税収は、当初見通しの四十六兆円を大きく下回り、四十兆円を割り込む可能性があると報道されております。

来年度の税収見通しはまだ明らかではありませんが、来年度の国債発行額について、藤井財務大臣は、十月二十七日の記者会見で、麻生内閣のときの四十四兆の国債発行額を下回るようにしなければならぬと発言しております。九十五兆円の概算要求については三兆円を削減したい旨の発言が一時政府内部からありましたけれども、仮に九十二兆円の歳出を賄うにしても、国債発行が目標どおり四十四兆円とすると、計算上は税収等が四十八兆円となります。今年度の税収が四十兆円を割り込みそうだという状況で、差額の八兆円以上の財源はどのようにして捻出しようかとされているのか、藤井財務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、亀井金融担当大臣にお伺いします。

最近の経済金融情勢及び雇用環境のもとにおける我が国の中小企業と住宅ローンの借入者の債務の負担の状況を見ると、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業と住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を図るための措置を講ずることは、我が党としても必要であると考えております。

しかし、本法案には、その意義と効果に対する疑問やモラルハザードを招くおそれ、また、対象となる中小企業の範囲の適切性や中小企業が真に必要なとしているニューマネーを確保する措置などの諸点について、幾つかの疑問点がありますので、以下、順次お伺いいたします。

まず第一に、三党連立政権は、さきの連立合意の中で、貸し流し・貸しはがし防止法を成立させるとしておられました。しかしながら、その解釈をめぐる、亀井金融担当大臣の、三年程度の返済を猶予するモラトリアムを実施すべく取り組みたいとの発言に対して、鳩山総理は、いわゆるモラトリアム制度は連立合意に含まれていないとの認識を示すなど、閣内不一致を露呈したところであります。

本法案は、連立与党の連立合意を実現しようとするものとして理解してよいものなのかどうか、御見解をお伺いいたします。

第二に、これまで自公政権は、中小企業金融等の円滑化のため、リレーショナルシップバンキングの機能強化に向けたアクションプログラム等に基づく取り組みなど、きめ細かい対応を行ってまい

りました。本法案を精査すると、これまでの自公政権が打ってきた取り組み以上のものは見当たりません。単なる努力義務を金融機関に課すために法律まで制定する意義はどこにあるのか、むしろ疑問さえあります。

そこで、このような法律を制定するそもそもの意義と効果について、御見解をお伺いいたします。

第三に、本法案には、真に貸し付け条件の変更等が必要とする者の救済になるのかという根本的な疑問があります。金融機関は、貸し付け条件の変更など必要のない優良な中小企業に対して貸し付け条件の変更を行い、政府の要請を適切に実施しているように装おうとするのではないかという懸念があるわけであります。

他方、再建が全く困難な中小企業に対しては、全く返済を受けられないと考えると、政府が四割の肩がわりを可能とする条件変更対応保証という新たな信用保証制度を利用して回収を試みようとする疑念があります。

このようなモラルハザードを招くおそれはないのか、また、このようなことが起きた場合、どのように対応しようとしているのか、御見解をお伺いしたいと思います。

第四に、年末を控え、資金繰りが厳しい状況にある中小企業に温かい手を差し伸べることは、臨時の措置として、また政治家としての立場から、ぜひ必要であると私は考えております。

しかし、本法案の措置によって、債務が予定どおり返済されず、金融機関の体力が低下し、その

結果、信用収縮を招くのではないかという指摘があります。また、運用の仕方によっては、銀行のリスクが外部から判断しにくくなる結果、銀行の会計処理に対する透明性を強化しようとする国際的な要請に逆行するとの指摘もあります。これらの点について、御見解をお伺いしたいと思います。

最後に、直嶋経済産業大臣にお伺いいたします。

窮状にあります中小企業の再生のためには、中小企業の苦しみにも耳を傾け、中小企業のために真に必要な政策を着実に実行していかなければなりません。そのためには、貸し付け条件の変更等にあわせて、新たな信用供与、すなわちニューマネーを供与することが必要不可欠であります。また、新たな仕事をどのように開拓するかを真剣に検討し、適切な支援措置を講じることが重要であります。

本法案を中核とする中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージは、貸し付け条件の変更等を行った後のニューマネーについては、民間金融機関の追加融資、緊急保証、セーフティーネット貸し付け等などの既存の取り組みで対応することとしておりますが、これで果たして十分でしょうか。また、中小企業が新たな仕事を開拓するために、どのような取り組みを経済産業大臣として考えておられるのか、直嶋大臣の御見解をお伺いいたします。

自公政権は、四つの経済対策で日本経済を守りました。七―九月のGDP成長率が四・八％と発

表され、自公政権の経済対策が効果をあらわしていることを示しております。

現在、補正予算が三兆円削られている中で、今後の経済状況が我々としては大変心配であります。中でも、中小企業や住宅ローンの借入者で資金を必要としている方々に対して、国としてやるべきことをきちんと実行することがまさに急務であると考えるものであります。

雇用を守る、中小企業を守る、個人消費を守る、そして金融システムを守る。今後とも引き続き日本経済を守っていくという我が党のかたい決意を表明いたしまして、本法案の趣旨説明に対する質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣亀井静香君登壇)

○国務大臣(亀井静香君) 竹本議員の御質問に答えたいと思います。

この法案は、三党連立合意に基づいて、中小零細企業、商店、サラリーマンの置かれている厳しい状況を少しでも改善するために直ちに立法措置をとれという鳩山総理からの強い指示のもとでこれを提案したものでありまして、総理との間で何のそごもございません。

なお、自公政権においても取り組んでこられたということでありましても、取り組まれたとは思いますが、今の状況は、残念ながら、自公政権下のもとにおいて、改善されるどころか、もっと厳しい状況になっていることは現実であります。

また、本法案によって金融機関のモラルハザー

ドが起きるのではないかという御指摘がございましたけれども、そういうことが起きないように、金融庁がきっちり監督、指導、検査をしてまいります。

また、大企業の子会社がこれの対象にならないという御指摘でございますが、この場合は、親会社資金等について面倒を見ておる状況もございますので、一応適用の除外にいたしておるわけでございます。

それから、本法案の実施によって信用収縮が起きるのではないかという御指摘でございますが、逆でございます。金融機関が中小零細、商店等にとつてよきコンサルタントである、そういう業務を遂行していくように、私どもは監督検査をしてまいります。

金融機関にとつて、借り手がきつちりと経営をしていくことは、貸し手の金融機関の経営にとつてもこれはプラスに働いていくわけでありまして、そういう意味で、この法案の施行によりまして、そういう関係は起きないどころか、よき貸し手と借り手の間の状況が生まれる、このように私は確信をいたしております。

以上です。(拍手)

(国務大臣藤井裕久君登壇)

○国務大臣(藤井裕久君) 竹本議員の御質問に答えたいと思います。

補正予算の執行停止についてのお尋ねが初めにありました。

政府といたしましては、今般の補正予算の見直しについて、対象事業を決定するとともに、必要

な手続等を経て、二十一年度第二次補正予算及び二十二年予算に反映するとの方針を閣議決定いたしましたとおりです。現在、経済や国民生活に大きな影響を及ぼさないよう慎重に手続を進めており、所要の手続を経た上で、最終的に第二次補正予算を提出する予定であります。

次に、二十二年予算の財源確保についてお尋ねがございました。

二十二年予算については、税収等が具体的に見込み得る状況ではありませんが、財政規律を守り、国債マーケットの信託を確保していくとの方針のもと、国債発行額を極力抑制することとしたしております。このため、行政刷新会議において、事業仕分けを含めた歳出の抜本的な見直しを行っているところであります。

今後の予算編成過程において、行政刷新会議と連携しつつ、思い切った歳出削減に取り組み、その中で財源を確保していく必要があると考えております。(拍手)

〔国務大臣直嶋正行君登壇〕

○国務大臣(直嶋正行君) 竹本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、条件変更後の新規融資に関する御質問でございます。

これまで、緊急保証は十五・三兆円、セーフティーネット保証・貸し付けは六兆円の実績を上げておりますが、保証・貸付枠ともまだ十分残っており、これを十二分に活用し、また、改善を重ね、新規融資の円滑化に取り組んでまいります。また、条件変更を行ったことを理由に、新規融

資が門前払いをされてはならないと思っております。企業の実態をよく見て保証・融資の判断を行うよう、先月末の中小企業向け年末対策で発表し、公的金融機関にも徹底をしているところでございます。

また、中小企業の新たな仕事開拓についての御質問がございました。

中小企業を取り巻く経済状況は、依然として厳しいと思っております。昨日も、私自身、中小企業をめぐる厳しい状況について、関係の方々の声を直接お伺いさせていただきました。

中小企業にとって、経済危機を乗り越えるための資金繰り対策だけではなく、新たな需要を創出するための対策も極めて重要でございます。このため、仕事をつくり、中小企業の魅力を発信する観点から、例えば、ものづくり中小企業における試作品開発等の支援や研究開発の推進、新商品等の開発、販路開拓に向け、一貫したきめ細やかな支援などを実施いたしているところでございます。

また、本年十月一日には、国や地方公共団体による入札情報を中小企業者がインターネットで簡単に検索、閲覧できる官公需情報ポータルサイトの運用開始をいたしました。

このように、新たな分野に挑戦する中小企業の支援に全力を尽くしてまいります。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 竹内譲君。

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君 私は、公明党を代表いたします、

ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案について、亀井金融担当大臣並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

本法律案に対する具体的な質問に入る前に、政府の景気、経済に対する認識を伺います。

しかし、その前に、指摘しておかなければならないことがあります。

昨日公表されました七―九月期GDP速報値について、あろうことか、公表前に、主要経済閣僚の一人である経済産業大臣が情報漏えいという極めて遺憾な不祥事が起こりました。

そもそも、市場経済の中において、特に重要な指標がその公表前に漏れてしまうことの影響は甚大であります。場合によっては、インサイダー取引を誘発するなど、市場経済、市場規律をゆがめてしまうもので、その情報管理には細心の注意が必要であることは、行政にかかわる者にとってイロハ中のイロハです。経済産業大臣は、みずからの立場を自覚しておられるのか。今般のフライン

グは、業界団体へのリップサービス程度の認識だったのかもしませんが、私は、経済閣僚としての適性に疑問を持たざるを得ません。

ましてや、日本経済は極めて重要な局面を迎えており、特に市場が神経質な状況の中にあつての今般の不祥事は、まさに内閣として日本経済をどう立て直すかとの真剣さが欠如していると言われている仕方がありません。

当事者である直嶋経済産業大臣には、国民に対して誠実な釈明を冒頭求めたいと存じます。

さて、本題に入りますが、本法律案の目的には、最近の経済金融情勢及び雇用環境にかんがみて制定する旨が記されています。すなわち、我が国経済が依然として厳しい環境下にあり、この年末年始はもとより、来年度にかけても中小企業の資金繰りが逼迫し、雇用にも重大な影響を与えるとの基本認識があるものと思われま

であるならば、政府・与党がまずなすべきことは、早急に新たな経済対策を策定し、この国会に提案することではないでしょうか。ところが、政府・与党は、前政権の景気対策としての平成二十一年度補正予算のうち、子育て応援特別手当を初め約三兆円を執行停止するという全く逆の対策を講じたのであります。

前政権の補正予算が無駄、不要のきわみであると言われるのであれば、そのかわりとなる賢い支出、ワイズスペンディングなるものを一刻も早く国民の前に提示して、堂々と本国会で論議すべきではないでしょうか。来年の通常国会で第二次補正予算案を提出する方向性であるようですが、そんな悠長な仕事ぶりでは、到底国民生活を守ることはできません。

日本経済は、雇用を初め大変に厳しい状況が続いています。

補正予算の執行停止によってGDPが〇・二％程度落ちるということは政府が認めておられます。日銀の展望レポートによれば、今年度、平成二十一年度の実質GDPの予測は、マイナス三・二％が中央値であり、また不確実性は依然高く、まさに二番底リスクに直面しています。

また、需給ギャップは約四十兆円にも及ぶと指摘されています。しかし、米国経済の低迷は長期化が見込まれ、輸出も、中国向けを含め、その拡大は難しい情勢です。

他方、内需の二本柱である設備投資と個人消費も弱く、さらに、デフレ傾向も指摘されている中で、物価の連続的下落により、企業収益の悪化と個人所得の低迷を通じて、景気後退の悪循環に陥る可能性もあります。

一方、企業部門においても、中小企業の売上高は前年と比べて八〇％程度にとどまり、先行きも全く不透明であります。冬のボーナスも、大幅に減額あるいは支給ゼロという会社がたくさん出ています。町の中小企業の方々の声は、仕事がないという悲痛な叫びであります。これから地方の製造業、建設業などで倒産、失業の増大が懸念されています。

本法案提出の背景となっている金融経済情勢をどう認識されておられるのか、また、中小企業を初めとする現場の方のお声をどう受けとめておられるのか、まず亀井金融担当大臣並びに藤井財務大臣にお伺いしたいと存じます。

先ほども申し上げましたとおり、私は、中小企業を本当に守るというのであれば、直ちに経済対策を打ち、その裏打ちとなる第二次補正予算案を提出すべきであると考えます。

その予算規模も重要な点であります。亀井金融担当大臣は、報道によれば、十兆円程度の補正予算が必要だと主張されておられるようです。第二次補正予算の規模並びに財源をどうするのか、場

合によつては赤字国債の発行も辞さないと考えておられるのか、これらをあわせて、亀井金融担当大臣並びに藤井財務大臣の御見解をお伺いいたします。

鳩山内閣が発足してから二カ月が過ぎましたが、新政権のマクロ経済政策が一向に見えてきません。中長期の経済成長戦略や財政再建目標、計画の策定もなされておらず、国民生活を預かる政権の責務を果たせていません。家計への直接給付により需要喚起を促すという考え方は一定の理解をいたしますが、それだけでは所得再分配の域を出ていないのではありませんか。早急にこれらの方針を示すべきと考えますが、菅経済財政政策担当大臣の見解を求めます。

以下、議題となっております法律案についてであります。金融面、特に資金繰り面で常に弱い立場に立たされている中小零細企業の方々を救おうという本法律案の意義は、我が党もその認識を共有するものであります。

その上で、幾つかの点について具体的にお尋ねをいたします。

第一に、本法案は、返済猶予など貸し付け条件の変更に関して努力義務としている一方、金融機関には、そのための体制整備と開示を義務づけています。また、貸し付け条件の変更等の実施状況を当局に報告するよう義務づけており、行政庁はこれを公表することとしています。その一方で、法律とは別に、金融庁は、検査マニュアル、監督指針についても改定を行うほか、中小企業融資、経営改善支援への取り組み状況について重点的に

検査監督を行うこととなっています。

このように、努力義務と規定しつつも、実際上は強制に近い、私的な契約である金銭貸借の内容に国家が介入する危険性はありませんか。

第二に、債務の返済が一定期間猶予されれば、金融機関の経営が悪化し、融資の余力が低下することが懸念されます。そのため、金融機関は中小企業に対する新規融資に消極的になり、結果として信用収縮を招くことになることを危惧しますが、この点、どうお考えでしょうか。

第三に、金融検査マニュアル及び監督指針の見直しにより、条件変更を行っても不良債権には区分しないとするなど、その基準が緩和されると、金融機関は将来の損失に備えた引当金を積み増さずに済みます。しかし、この場合、将来、銀行に損失が発生するリスクが外部から判断しにくくなり、銀行の財務データに対する信頼性が損なわれるおそれがあります。また、銀行の会計処理に対する透明性が低下することで、国際的な邦銀に対する信用力にマイナスの影響を与える心配も生じるのではないかと考えます。

第四に、元利金の返済が猶予されれば、それらの債権を裏づけとする証券化商品の価格が急落する可能性もあるのではないのでしょうか。

第五に、海外の投資家からは、このような法律案が提出されたことに対し、日本経済はそれほど状況が悪化しているのかとの懸念も出ており、結果的に金融制度を不安定にし、国際的信用を失う弊害が指摘されています。この点、どう認識されておられますか。

第六に、法律とは別に、今回新たに、いわゆるプロパー融資のみの者に対して条件変更対応保証を設計し、信用保証協会が一部を肩がわりすることとしています。しかし、これは、これまで禁止されてきた旧債振りかえであり、金融機関に対して相当のメリットを与えるもので、貸し手のモラルハザードが問われることになりかねません。

具体的に言えば、これまで正常債権であつたが、最近売上高が減少している場合には、この制度を積極的に利用して旧債振りかえがなされるのではないかと。あるいは、もともと要管理債権であるものが、今回の旧債振りかえによって保証付きの正常債権になる可能性があります。まさに金融機関救済につながるのではないかと指摘もありますが、どう認識されておられますか。

第七に、安易に保証制度を活用する、借り手のモラルハザードがふえないようにしなければなりません。また、貸し付け条件の変更後も、企業業績が回復しない場合には、結果として国民負担の増大につながりかねず、当局の適切な検査監督が重要であります。

第八に、返済猶予を受けた場合、不良債権に該当しないとされていますが、実際には、経営再建のための新規融資が停止されるのではないのでしょうか。これで本当に中小企業のためになるのかどうか疑問です。小規模企業ほど既に限度額いっぱいまで信用保証を受けており、その場合、返済猶予だけでは救われず、新規融資がどうしても必要です。信用保証限度額の引き上げなど、緊急保証制度を含めた、中小企業の資金繰り支援の拡充に

向けた総合的な対策を講じるべきではないでしょうか。

第九に、中小企業の方は、通常、複数の金融機関から融資を受けている場合が多い中で、調整に手間取って条件変更などの意思決定がおくれれば意味がなく、適切な対応措置が必要です。

第十に、貸し付け条件の変更等の実施状況について、六カ月を超えない範囲で行政に報告するとなっておりますが、本法案が臨時の緊急性を有するのであれば、その実効性を上げるために、例えば毎月の報告とするなど、その頻度を上げるべきではありませんか。

以上の諸点について、亀井金融担当大臣、さらには、新たな保証制度に関しては直嶋経済産業大臣の答弁をそれぞれ求めます。

最後に、提出された法律案だけでは、正直申し上げて、この政策の持つ効果、実効性はよくわかりません。法律と同時に規定されることとなっている省令、検査マニュアル、監督指針、さらには経済産業省で検討中の新たな保証制度についての考え方が提示されなければ、政策全体の姿が見えてこないものであり、それなしでは法案の成否についての判断は到底できないのであります。

今後の国会での議論に当たり、早急にこれらの考え方を提示すべきではありませんか。最後に、この点について亀井金融担当大臣の明確な答弁を求め、私の質問を終わります。

（拍手）

（国務大臣直嶋正行君登壇）

○国務大臣（直嶋正行君） 竹内議員の御質問にお

答えをさせていただきます。

まず最初に、七―九月期GDP速報値の取り扱いについての御質問がございました。

昨日朝開催された石油連盟との懇談会において、八時二十分ごろ、私から出席者にあいさつを行った際、本年七―九月期の実質GDP成長率に言及をいたしました。事前に事務方から公表方法等についての説明がなかったため、既に公表されたものと受けとめ、多くの関係者が景気の状態を心配されているであろうと考え、その場でデータを紹介したものであります。

内閣府の正式な公表の前に、統計指標のデータに言及し、国民の皆様及び関係各位に多大な御迷惑をおかけしたことは、大変申しわけないと考えています。既に、官房長官からは、公表前のデータが漏れてしまったことはまことに遺憾であり、今後こうしたことのないよう厳重な注意を承ったところでございます。

今後、私自身が先頭に立つて、経済産業省全体として、統計指標のデータを含めた情報管理に万全を期してまいりたいと思っております。

条件変更対応保証と金融機関救済との関係に関する御質問でございます。

今回の条件変更対応保証は、中小企業に対する条件変更を後押しするためとはいえ、民間金融機関の既往のプロパー債権に後から保証をつけるものであります。形式的には、従来から避けてきた旧債振りかえに該当するものでございます。

このため、金融機関救済にならないよう、真に中小企業のためになる場合にのみ利用されるべき

との考えから、厳しい規律を課し、また臨時異例の措置と整理をしているところでございます。また、保証の付与に際しても、個別に中小企業の事業の改善や再生の可能性を勘案することとしたしているところでございます。

三点目の御質問の、中小企業資金繰り支援の拡充に関する件でございます。

これまで、緊急保証は十五・三兆円、セーフティーネット保証は六兆円の実績を上げていたところでございますが、保証・貸付枠はまだ十分残っております。また、緊急保証は、八千万円を超える無担保保証にも借り手の状況を踏まえて柔軟に対応するなど、運用面での改善も重ねているところでございます。こうした措置を活用し、引き続き、新規融資の円滑化に全力で取り組む所存でございます。

加えて、条件変更を行ったことを理由に新規融資が門前払いをされてはならないと考えております。企業の実態をよく見て保証・融資の判断を行うよう、先月末の中小企業向け年末対策で発表し、公的金融機関にも徹底をしているところでございます。（拍手）

（国務大臣亀井静香君登壇）

○国務大臣（亀井静香君） 竹内議員の御質問にお答えをいたします。

竹内議員御指摘のように、現在の中小零細企業、商店、またサラリーマンの方々が非常に厳しい状況に追い込まれておるといように私は認識をいたしております。

先ほども申し上げましたが、返済を猶予

する、あるいは新規の借入れが容易になるといふ、そうした措置だけでこうした方々の苦境を脱することができるといふことになりまして、そうはいかないと思っております。やはり経済がきつちりと回復していくこと、しかも、それも大企業だけが業績を回復していくということではなくて、その下請や孫請等を含めての中小零細企業がきつちりと業績が回復をしていく、そういう経済運営、また、ある面では社会運営をしていかなければならない、このように考えております。

そういう観点から、私は、来年の一月にも予定されると思いますけれども、第二次補正につきましては、第一次補正の執行停止の分をそちらに額として差し向ける、そういうだけで終わるべきではない、このように考えております。まず財源ありきではなくて、国民生活をどうするか、そういう観点から打つべき手をきつちりと打っていくべきだと私は思います。

来年度予算についても同じであります。まず財源ありきと、限られた財源の中でどういう予算を組んでいくというのは、まさに逆さまの話であります。規模は最後に決まってくる話である、このように私は考えておるわけであります。

また、議員、金融機関に対して事実上の強制にわたるのではないかと御指摘でございますが、自由主義経済社会であります。個人と個人との契約関係等について国家権力が強制的に介入をしていくべきでないということは当然のことです。

しかしながら、貸し手と借り手の力関係が決定

的に違つておるような状況の中で、貸し手、金融機関がその社会的責任を果たしていいような、残念であります。今日のそういうことが一般化してきておる状況においては、政府がそうした社会的責任を果たすことを金融機関に強く求めていく、そのことについて、それが実効あるためのインセンティブをどういう形でつけていくかということをおもひは苦心したことでございます。そういう面では、体制をどうしておるかとか、また、そうした条件変更等にどう応じておるかといううなことについての報告義務を課しておるわけです。それが虚偽である場合には罰則を付すということもやっておるわけでございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、金融庁の検査監督を、従来とは、ある意味ではコペルニクス的にこれを転換させます。そうして、その地域社会においてきつちとした社会的責任を果たしておるかどうかが検査するのが検査官の仕事である、私はこのように考えておるわけです。もちろん、金融機関の健全性を維持していく、そういう観点からの検査は当然のことです。

また、新規融資が消極的になるのではないかと、御批判、信用収縮が起きるのではないかと、御批判でございますけれども、これは、今申し上げましたような観点から、金融庁がそういうことが起きないように責任を持って検査監督をしてまいるつもりでございます。(発言する者あり) ちゃんとやりますよ。

また、この法律の実施によって将来国民負担が

生じてくるのではないかと御懸念でございますけれども、返済猶予を求める、あるいは新規の貸し付けを求める業者は、事業を継続して意欲的に仕事に取り組んでいこうという意欲があるから申し出られるわけでありまして、そういう方々が必死の努力をされた結果、それにもかかわらず返済が不可能になってくる、そういう事態はあるかもしれないけれども、そういうことがないように、先ほど言いましたように、経済全体を活性化していくという大きな対策も講じていかなければならない、このように考えておるわけであります。

それから、国際的な信用力が落ちるのではないかと、先ほどお話をいたしますけれども、中小零細企業の存在を抜きにして日本経済というのは成り立たない、その中小零細企業がこういう惨たんたる状況にあることを国際社会で隠す必要はない、そういう状況をきつちりと我々としては是正していくという努力をしていくことが国際社会においても評価されるものだ、私はそのように考えております。

それから、証券化商品の価格が下落する可能性があるのではないかと御指摘でございますけれども、これは、それを商品化する時点においてそのリスクは既に織り込まれておるわけでございませうから、このことによつてそういう事態は起きない、このように考えております。

以上でございます。
答弁漏れがあれば御指摘をいただきたいと思ひます。(拍手)

(国務大臣藤井裕久君登壇)

○国務大臣(藤井裕久君) 竹内議員の御質問にお答えいたします。

まず初めは、現下の金融経済情勢についてのお尋ねでございますが、我が国経済は、持ち直しつつあると言ふ人もいますけれども、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると考えております。議員御指摘のように、業況の改善がおくれる中小企業の動向に特に目配りをしていく必要があると考えております。

また、先行きにつきましては、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるとともに、世界景気の下振れ懸念もあるなど、景気を下押しするリスクにも十分留意してまいりたいと考えております。

次に、第二次補正予算の規模及び財源についてお尋ねがございました。

経済対策においては、本日閣議報告されました予算重点方針に沿つて検討が進められることとなつておりますが、対策の財源といたしましては、第一次補正予算の見直しにより捻出した財源を前倒しして活用するなどしております。

いずれにせよ、財政規律を確保し、国民生活を支援し、景気回復に役立つ対策を取りまとめていることが重要であると考えております。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 竹内議員の質問にお答えいたします。

新政権のマクロ経済政策、さらには中長期の経済成長戦略、財政再建計画についての御質問をい

たきました。

八〇年代以降、多くの政権が何となく経済戦略や財政再建計画を打ち出しましたが、ことごとく失敗してきたのはなぜかということを現在検証を行つております。

その第一の原因は、私は、やはり、財政の中身が六〇年代から八〇年代にかけて大きく変わらなければならなかったのに、それを変え切れなかったことに最大の原因があると考えております。

例えば、私が高校生のときに、東京オリンピックで東京―大阪の新幹線が建設されました。約四千億円の資金でありましたが、多分、何十倍という投資効果がその後生まれたと思ひます。

しかし、残念ながら、八〇年代になつてからの公共事業というのは、地方に仕事をつくり、お金を流すという意味で、格差是正には確かに役に立ったと思ひます。しかし、それ自体が目的になつたために、投資効果の低い公共事業が多く、それは必ずしも成長につながらなかったという事になつていふことは思ひます。

そういった意味で、現在我が内閣がやつていふ、財政の中身を大きく変えていくということこそ、まさにそうした財政の再建や経済成長の前提の大改革が進行している、このことをぜひ竹内議員にも御理解をいただきたいと思ひます。

さらに検証を進めていきますと、一時期、企業の生産性を高めれば日本全体が成長する、当然のことのような議論がたくさんありました。

確かに、このことは、完全雇用のもとではそのとおりでありますけれども、もし完全雇用でない

法案では、金融機関に、責務を課すための体制整備や実施状況と体制整備状況等の開示を義務化しております。しかし、実効性を持たせるためには、その開示内容や基準、適切な罰則による監督が必要となります。例えば、条件変更の実施状況だけでなく、貸出残高についても開示させ、政府・金融庁が報告事項を公表する際にも、金融機関ごとの実施状況が一見して比較できる形で行うべきであります。金融庁はどのような開示基準を設けるのか、お答えをいただきたいと思っております。

本法案と同時に予定される検査マニュアル、監督指針の改定の内容も重要です。昨年、緊急保証制度など中小企業向け金融対策が実施されたときも、検査マニュアル等が緩和されました。今回

は、具体的にはどのような内容となるのでしょうか。

また、条件変更対応保証というものが新たに設けられますが、これは、公的金融機関を利用してない債務者、つまり、銀行からの融資しかない中小企業のみを対象としております。しかし、多くの中小企業、とりわけ零細企業は、公的制度を既に利用しているため、新しい保証制度の対象になりません。対象とならない事業者こそ、返済猶予の支援を受けたいと考えているのではないのでしょうか。なぜそれを外すのか、説明を求めます。

次に、条件変更を受けた中小企業・業者が新たな貸し渋りを受けないような対策をとるのかどうかです。

返済猶予などの条件変更をすれば、金融機関は追加融資を避けるようになり、貸し渋りが発生するとの懸念があります。貸し付け条件の変更が実現したとしても、それを理由に金融機関が貸し渋るようなことがあつてはなりません。そのようなことがあつては、中小企業は積極的に条件変更の要請をできません。一部の優良企業には新しい保証制度で対策がとられますが、多くの中小零細業者には何ら対策が施されないまま放置されることとなります。

亀井金融担当大臣は、事あるごとに、新たな融資が受けられないようではだめだと言われているが、今回の制度で、新規融資、追加融資の貸し渋りが起こらないよう、どのような対策がなされているのか、お答えをいただきたい。

民主党は、総選挙の民主党政策集で、特別保証

制度を復活させ、保証制度をより使いやすくしますと公約しました。本法案にとどまらず、公約どおり特別保証制度を復活させれば、追加融資の懸念もなくなるのであります。なぜ特別保証制度の復活を行わないのでしょうか、経済産業大臣の答弁を求めます。

これまで自民党が推し進めてきた構造改革路線は、不良債権の早期処理をてこに金融機関を統廃合させ、多くの店舗や職員の大胆なリストラを促進させました。その結果、地方銀行や信金、信組などは、中小企業を支えてきた目ききの能力が大きく損なわれたと言われています。

また、市場原理主義を中小企業金融にも持ち込む金融検査マニュアル、あるいはスコアリングモデルの導入で、中小企業の評価を収益性により判断することが求められました。そのため、地域社会に貢献し、雇用を維持してきた中小企業であっても、一時期の経営難を理由に倒産、廃業に追い込んでしまったのであります。

市場原理を持ち込んだ構造改革が金融機能を弱体化させ、その上に、今回の新たな金融危機が中小零細企業を襲ったのであります。もはや、小手先のやり方では金融システムの本来の機能は回復いたしません。小泉・竹中構造改革路線を転換することが金融政策にとつても必要だと考えますが、亀井大臣の明確な見解を求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣亀井静香君登壇)
○国務大臣(亀井静香君) 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、金融システムの本来の機能の回復は小

泉・竹中の構造改革路線との決別が大事ではないかという御指摘でございます。私も全くそのように考えております。私は、そうした考え方のもとで、このたびこうした法案も提出をしたわけであります。

議員御指摘のように、今の我が国経済は、格差が広がっており、今後は、格差が深刻な状況になっておると思っています。中小零細企業が企業まで伸び上がっていく、そういうエネルギーも持たなくなっております。

私は、格差の是正というのは、金持ちを貧乏人にすることじゃないと思っております。そうではなくて、豊かでない人が豊かになっていく、それが格差の是正だ、このように考えておりますけれども、小泉構造改革と称するものによって、上つていく階段が壊されてしまつておる状況にあると思ひます。

そういう状況の中で、中小零細企業、今倒産が非常に多いとおっしゃいましたけれども、今深刻なことは、倒産が依然として多いこともさりながら、もう将来の経営に希望が持たないということ、自主閉業、これが非常に激増しておる状況があると思ひます。簡単に言いますと、もう氣力を失つてきておるといふ状況が広がつておるといふことを、私は、これは国家として看過できない状況であると考えております。

そういう観点から、このたび、少しでも希望を持っていたく、元氣を出していただく、その狭い守備範囲の中での一助としてこの法案を提出したわけでございますけれども、先ほど、実効性に問題があるのではないかと御指摘がございま

した。

しかし、日本は、共産主義国家ではございません。自由主義経済国家でございます。

では、どうやってインセンティブを与えていけるかということに対して大変苦労をしたわけでありますけれども、これは、金融庁の検査監督の金融マニュアルを全面的に改定していく、そうした業務自体のやり方を変えていくということの一体の中で実効性を担保していかなければ現実的ではない、このように私は考えておるわけであります。

そうしたことと、金融庁に対して、実施状況、体制等を報告していただく、こういうことを実施することによってこれも大きなインセンティブが働くのではないかと、このように考えております。それから、数値目標を置いた方がよいのではないかと御指摘がございましたけれども、そうした数値目標を置きますと、その達成だけがこの目的になるような処理がなされる危険性もございします。金融庁の検査監督の中で十分これはやっていきたい、このように考えておるわけでございます。

それから、開示基準をきつちりと設けたらどうかという御指摘がございましたが、できるだけ開示基準については明確にしていきたい、このように考えておるわけであります。

また、金融機関が条件変更等の措置を行った場合、そうした中身について、これをきつちりと金融庁に対して報告させる中において、不適切である場合に対しては私どもが強い指導をやつてまいります。次第でございます。

また、金融マニュアルの方向をどうするのかというところでございますが、これは先ほども申し上げましたが、もうコペルニクス的に変えます、今準備はしてありますから。

経営コンサルタント的な機能を果たしてあるかどうかということが検査の眼目ということでありま。もちろん、金融機関としての健全性ということも同時に検査いたしますけれども、そういう形で、検査マニュアル、また監督指針を現在検討しておる最中でございます。

それから、新しい融資が受けられなくなるのではないかと御懸念でございますけれども、まさにそういうことが起きないように、今後、指導、検査をやっていく、そういう業務遂行の中でこういう問題はきつちりと処理をまいりますから、御安心をいただきたいと思ひます。

以上です。(拍手)

〔国務大臣直嶋正行君登壇〕

○国務大臣(直嶋正行君) 佐々木議員にお答えさせていただきます。

質問は二つございました。一つは、条件変更対応保証の対象者に関する御質問でございます。

今回の条件変更対応保証の対象は、公的金融を利用していない者を原則といたしております。

これは、これまで公的金融を利用している企業は、従来からの公的金融による積極的な条件変更や新規融資に加え、中小企業金融円滑化法案の施行により、民間金融機関が条件変更さらに積極的に取り組むことが期待できます。これに対し

て、これまで公的金融を利用していない企業にはこうした施策が行き届かないことによるものでありまして、今回の措置は、そこに光を当てたものでございます。

二つ目の御質問の、特別保証制度の復活に関する件でございます。

年末に向けて、資金繰り対策に空白期間を設けてはならない、私どもは今これが一番大事だというふうな思っております。したがって、まずは、緊急保証やセーフティネット貸し付け、中小企業金融円滑化法の施行や条件変更対応保証により、中小企業金融の円滑化に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、信用保証も含め、中小企業金融支援のあり方については、経済状況や中小企業の声を伺いながら、中小企業の皆さんが安心して事業に取り組んでいただけるよう、絶えず改善を重ねていきたいというふうに思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

〔議長退席、副議長着席〕

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(衛藤征士郎君) この際、内閣提出、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣長妻昭君。

〔国務大臣長妻昭君登壇〕

○国務大臣(長妻昭君) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国内で今般発生している新型インフルエンザについては、季節性インフルエンザと類似する点が多く見られますが、基礎疾患を有する方、妊婦等において重症化する可能性が高いこと、国民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、国民の健康を初め、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがございます。

このため、政府においては、新型インフルエンザの発生は国家の危機管理上重大な課題であるとの認識のもと、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであります。

今回の新型インフルエンザ予防接種については、新型インフルエンザ対策の一つとして、接種の必要性がより高い方に優先的に接種機会を確保しつつ、その他の国民についても接種機会を提供できるよう、厚生労働大臣が実施主体として臨時応急的に実施することとしております。

このようなか、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害を救済するため、の給付を行うとともに、特例承認を受けた新型インフルエンザワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することにより、新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図ることを目的として、この法律案を提出した次第でございます。以下、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済措置として、厚生労働大臣は、みずから行う新型インフルエンザ予防接種を受けた方が、疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、給付を行うこととしております。

第二に、政府は、特例承認を受けた新型インフルエンザワクチンの製造販売業者を相手方として、当該製造販売業者から厚生労働大臣が購入する新型インフルエンザワクチンの使用により生じた健康被害に係る損害を賠償すること等により当該企業に生じた損失等について政府が補償することを約する契約を締結することができることとしております。

なお、この法律の施行期日については、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(衛藤征士郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。藤田一枝君。

〔藤田一枝君登壇〕

○藤田一枝君 民主党・無所属クラブの藤田一枝でございます。

長妻大臣におかれては、日夜、厚生労働行政に御奮闘されておりますことに、心から敬意を表する次第でございます。

本日は、限られた時間でございますので、たゞいま議題となりました新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案に関連して、早速質問に入らせていただきます。(拍手)

新型コロナウイルス対策は喫緊の課題であり、国民の皆様の命にかかわる問題でありますので、命を大切にすゝる鳩山内閣として、大臣の明快な御答弁をお願い申し上げます。

御承知のとおり、本年四月、WHOがインフルエンザのパンデミック警戒水準をフェーズ4に引き上げたことを受けて、我が国においても、今回発生したインフルエンザを感染症法に基づく新型コロナウイルスインフルエンザと位置づけ、対策本部を設置し、取り組みが開始されてきたところであります。

当初は、水際での防疫や隔離などの措置がとられ、国民生活への影響も懸念されておりましたが、主要先進国での死亡率が季節性インフルエンザと大差ないことや、早期のタミフルなどの投与により、多くの方は比較的軽症で回復する傾向が明らかになりました。しかし、その一方で、基礎疾患のある方や子供さんなど、重篤な状況に陥り、お亡くなりになった方は、昨日時点で六十四名に上っております。

そこで、こうした状況を踏まえ、まず、今回の新型コロナウイルスの特徴についてどのように考えておられるのか、また、既に開始されているワ

クチン接種の目的並びに接種に当たって優先順位を定めた理由について、御見解をお伺いいたします。

次に、全国的な流行が本格化する中、特に子供への感染が拡大し、各地で学級閉鎖が相次いでいます。このほど、厚生労働省は、子供への接種時期の前倒しを都道府県に依頼されましたが、その具体的な内容と実施の見通しについてお聞かせください。

あわせて、経済的負担のために接種ができないという事態を避けるために、接種に当たつての経済的負担の軽減措置をどのように講じられるのか、また、国の責任において行う事業であることから、都道府県及び市町村負担分への措置も含め、御説明をお願いいたします。

さらに、刻一刻と変化する状況に対して、現場が混乱を来さないよう、的確な情報収集と伝達が求められていますが、緊急時の情報収集、伝達についての御見解をお尋ねいたします。

次に、ワクチンの確保と救済措置についてお尋ねいたします。

既にワクチン接種が開始をされ、その副反応が報じられているところであります。多くの希望者に接種機会を提供するとともに、万が一、健康被害が生じた場合の救済措置の整備も、接種事業を円滑に実施するためには重要であります。したがって、本法案に基づく健康被害救済給付の迅速な体制整備とともに、今後、附則六条の内容も含め、予防接種制度の見直しが必要と考えますが、大臣の御所見をお聞かせください。

なお、ワクチン確保に当たっては、国内産だけでは充足できないとの判断から、海外からも輸入することとありますが、接種回数の見直しも図られたことから、国内産ワクチンの充足状況について、見直しをお聞かせください。また、薬事法の特例承認を受けるとはいえ、輸入ワクチンへの不安感は払拭されておらず、その安全性をどのように確保するのか、あわせてお尋ねいたします。

最後に、国家的危機管理の上からも、来年度以降に向けたワクチン生産体制の強化や生産技術の開発は急務と考えます。また、強毒性の新型コロナウイルスエンザへの対応も必要でありますし、深刻な感染拡大に伴う医療体制の整備も重要な課題であります。ぜひ新政権においてこれらの対策の強化を図っていただきたいと考えますが、大臣の御決意のほどをお聞かせください。

新型コロナウイルスは、これから冬場を迎え一層の拡大が懸念されるとともに、患者の集中などによる医療機関への影響も心配されています。国民の皆様の不安を解消するためにも、今後想定される事態に対して、迅速かつ柔軟に、そしてパンデミックと闘う強い決意で対策を講じていただきますよう重ねて申し述べ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣長妻昭君登壇)

○国務大臣(長妻昭君) 質問をいただきましたが、ありがとうございます。

今回の新型コロナウイルスの特徴並びにワクチン

ン接種の目的及び接種順位についてお尋ねがございました。

今回の新型コロナウイルスについては、多くの感染者は軽症のまま回復していること、タミフルやリレンザなどの治療薬が有効であることなど、季節性インフルエンザと類似した点が多い一方で、妊婦の方やぜんそくなどの基礎疾患をお持ちの方などは重症化する可能性が高いとされております。

また、厚生労働省において実施している調査では、今回の新型コロナウイルスは、季節性インフルエンザに比べ、若者の患者が多く見られております。

今回の新型コロナウイルスワクチンは、感染を完全に防止するものではありませんが、重症化の防止には一定の効果が期待されるものであり、死亡や重症者の発生をできる限り減らすこと、医療従事者の重症化等を防ぎ、必要な医療提供体制を確保することを目的として接種を行うこととしております。

また、今回の新型コロナウイルスワクチンについては、順次ワクチンの供給が行われることから、ワクチン接種の目的を踏まえ、より必要性が高い方に接種の機会が提供されるよう、事業の実施主体たる国が接種の優先順位を設けることとしたところでございます。

次に、お子さんへのワクチンの接種時期の前倒し及び接種費用の負担軽減措置の内容に関するお尋ねがありました。

新型コロナウイルスワクチンのお子さんへの接

種時期については、お子さんの間で感染が拡大し、重症化する事例が多く見られるようになってきたこと等を踏まえ、一歳から小学校三年生の年齢までに当たるお子さんなどについて、予定していた接種時期を前倒しし、十一月中旬から接種を開始することについて、できる限りの検討をお願いしたところであります。

その実施状況については、先週末に都道府県に対し調査を依頼しており、今般の要請に対しては、半数以上の都道府県において対応をしていただいてるところでございます。

また、接種費用については、所得の低い方が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けられるよう、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村が負担軽減を行うこととしたところであります。なお、その費用の二分の一を国が、四分の一を都道府県が補助する仕組みとし、都道府県及び市町村の負担分については、総務省に対して特別地方交付税による措置をお願いしているところであります。

次に、的確な情報収集及び情報伝達についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス対策は、地方自治体や各地域の医療機関等の御協力によって成り立つものであり、的確な情報収集や、収集した情報をわかりやすく迅速に提供することが不可欠であるというふうに考えております。

このため、緊急の対応が求められる事案について、地方自治体との間で二十四時間の連絡体制を設けるとともに、ホームページ、政府広報、ポス

ター等のさまざまな媒体を用いてわかりやすい情報提供を行うことのほか、政務三役や担当者による記者会見を行うなど、国民の皆様方に正しい情報を迅速に提供できるよう努めているところであります。今後わかりやすい情報提供に努めてまいります。

次に、健康被害の救済のための体制整備と今後の予防接種法の見直しについてお尋ねがございました。

万が一、新型コロナウイルスの予防接種により健康に被害を受けた場合には、本法案により必要な救済を受けていただくこととなりますが、こうした救済を迅速に行えるよう、審査体制の整備など、必要な体制の確保に努めてまいります。

予防接種法の見直しについては、法案附則第六条に定めているように、新型コロナウイルスの予防接種のあり方、また御指摘の健康被害救済のあり方などについて、次期通常国会への法案提出も視野に入れつつ、速やかに検討を進めてまいります。

次に、国内産ワクチンの対象人数及び輸入ワクチンの安全性についてお尋ねがございました。非常に重要な点でございます。

国内産ワクチンについては、今年度末までに約五千四百回分を提供する予定でございます。また、ワクチンの接種回数について見直しを行った結果、優先的に接種する対象者約五千四百万人のうち、約四千三百万人の方について国内産ワクチンにより接種可能となる見込みとなっております。

また、輸入ワクチンについては、緊急に承認を

与える場合であっても、海外臨床試験の資料によりその安全性について確認するとともに、国内でも臨床試験を行い、臨床試験の中間段階で安全性について確認をする、承認後も安全性を確認し、必要な措置を講じるなどの対応を行うこととしております。

次に、ワクチンの生産体制等の強化、強毒性の新型コロナウイルスへの対応及び医療体制の整備についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス対策については、国家の危機管理の問題であると認識しており、政府一丸となつてその対策の推進に努めているところであります。

ワクチンの生産体制等の強化については、ワクチン製造企業に対し、生産設備の整備や技術開発を支援しており、今後も充実を図つてまいります。

また、強毒性の新型コロナウイルスへの対応といたしましては、今後、今回の新型コロナウイルス対策の結果を検証した上で、必要に応じて、検査、医療、ワクチン、感染に関する動向調査等の施策全般についての見直しを行つてまいります。

さらに、感染がより拡大した場合に備え、引き続き、都道府県との連携のもと、医療体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

信であります。

私は、たぐいまれな議題になりました新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案の趣旨説明に対し、自由民主党・改革クラブを代表して、長妻厚生労働大臣及び川端文部科学大臣に質問いたします。(拍手)

質問に入る前に、鳩山総理の一連の疑惑問題について一言申し上げます。

今国会は、鳩山総理の所信表明演説に対する本会議での代表質問、そして予算委員会での質疑と、与野党間で円満な国会運営が行われ、また、民主党の山岡国対委員長よりは、今国会の会期延長もあり得るべしとの発言もありました。しかしながら、これから本格的な国会論議がスタートしようとするときに、与党は、本日の本会議において重要な二法案をいわゆる二階建てで審議するとの異例の提案を行い、強引に決定したところであります。

このように強硬的な姿勢に転じた背景には、予算委員会での我が党議員による鳩山総理の献金疑惑への厳しい追及があり……(発言する者あり)

○副議長(衛藤征士郎君) 諸君、静粛にお願いします。

○加藤勝信君(続) まさに、鳩山総理の献金疑惑、そして小沢幹事長の献金疑惑を隠そうという意図があるものと考えられませんか。

鳩山総理は、政治資金法において定められている政治資金収支報告書において事実と異なる記載を繰り返しておられます。また、国会議員資産公開法において定められている資産等報告書、所得

○副議長(衛藤征士郎君) 加藤勝信君。
〔加藤勝信君登壇〕
○加藤勝信君 自由民主党・改革クラブの加藤勝

等報告書においても、さらには、税法で求められている税務申告書においてもしかりであります。鳩山総理は、こうした責任を秘書のせいにするだけではなく、あげくは、恵まれた家庭に育ったから自分自身の資産管理は極めてずさんだったと、家庭環境のせいにもでされておられます。

政治資金に関する問題だけではなく、脱税の可能性まで指摘される中であって、鳩山総理は、御自身のこれまでの御主張に沿って、みずからの疑惑解明に率先して取り組むのが当然であると考えますが、年金記録問題の解明等、国民に信頼される政治の実現に取り組んでこられた長妻厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

長妻厚生労働大臣は、大臣あいさつにおいて、「謙虚に国民の皆様の声を聞いて、生活者の立場に立った信用できる厚生労働行政をつくり上げてまいります。」と言われていますが、実態は、逆の方向に向かっていると言わざるを得ません。

平成二十一年度の補正予算の執行停止に関する事例を幾つか申し上げれば、子育て応援特別手当について、市町村では支給の具体的準備に入っており、また、DV被害者の方からは既に申請が行われていたにもかかわらず、厚生労働大臣は、一通の通知文書だけで執行停止にされました。市町村は、既に申請されたDV被害者の方を初め市町村民に対し、執行停止について丁寧に説明していかねばならない状況に置かれております。実際に仕事をされている市町村のことを、また、既に申請されている方を初め支給を期待されていた方々の気持ちをどこまで考えての決定であったのか、大変疑問に思います。

か、大変疑問に思います。

さらに、地域医療再生臨時交付金の一部執行停止についても、それぞれの地域において地域医療の再生を図ろうと議論を重ねてきた努力を、また地域の方々の期待を無にしたものであります。

厚生労働行政は、国、都道府県、市町村の円滑な連携があつて初めて機能するものであります。その前提である信頼関係を大きく毀損し、国民の期待に背を向けて、どうして生活者の立場に立った信用できる厚生労働行政をつくり上げていくことができるのでありましようか。大臣の猛省を求めるものであります。

新型インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

新型インフルエンザの七月以降の患者数は七百三十八万人を超えていると言われ、死亡者も本日現在六十四人となり、その中には小児も含まれております。特に、小児の死亡に関するマスコミ報道を聞くたびに、四人の子供の父親である私と同様に、子供を持つ親御さんにとつての心配は大変なものがあると思います。ワクチン接種によつて感染を防止するわけではありませんが、重症化の防止効果が期待されており、一日も早く、子供にまた家族に接種を受けさせたいと思うのは当然であります。

都道府県においては、ワクチンが大幅に不足する中で、政府が定めた優先的接種対象者の状況を踏まえ、医療機関ごとにいかに適正に配分していくかに尽力していただいております。

また、医療現場では、問い合わせが殺到する一方で、ワクチンが大幅に不足し、さらには、十ミリリットルの容器を使用することとしたために、それを一日で使い切らなくてはならないという制約も加わる中であつて、やりくりに大変御苦労されております。

私がまず指摘をしておきたいのは、そうした中で、接種回数が二転三転し、医療現場は混乱し、現場の実情を全くわかっていないとの多くの批判が生ずる事態が、政治主導によつて引き起こされているということでありま。

十月十六日の感染症の専門家による意見交換会では、十三歳以上の方々に対しては一回接種ということで見解がまとまったにもかかわらず、報道によると、足立大臣政務官が再検討を主導され、その三日後の十九日に再度開かれた会合において、今度は、健康な成人以外は当面二回接種を前提とするとされました。そして、今月十一日には、十二月中旬の臨床試験結果を踏まえ検討するとした妊婦も含めて、一回接種にすると接種回数の変更が行われたわけでありま。

十歳以上の小児及び成人については一回接種を推奨するとのWHOの助言が十月三十日に公表されていることからしても、十月十六日の段階で専門家の一回接種の結論に従つていれば、都道府県や医療現場が接種回数の変更に伴い翻弄されることはなかったはずであります。大臣が再検討を指示したとのことではありますが、専門家の意見を覆してまで再検討を指示したのは、どういう理由があつたのでしょうか。足立政務官が再検討を主導

したとのことではありますが、そういう事実はあるのでしょうか。

また、接種回数が二転三転し、第一線で対応している都道府県や医療現場の関係者に無用の混乱を与えた政治責任を大臣はどう考えているのか、見解をお伺いいたします。

次に、接種の費用負担に関して質問いたします。

今回の新型インフルエンザの接種においては、優先的に接種する対象者を政府が設定し、政府がワクチンの全量を買上げ、政府がワクチン接種を医療機関に事業委託し、さらに、輸入するワクチンについては政府が損失補償を行うなど、季節性インフルエンザとは大きく異なる対応となっております。また、欧米各国においては、ワクチン接種費用を無料にしている国、さらには、新型インフルエンザのワクチン接種においては無料の範囲を拡大している国もあります。さらに、国が実施している事業において市町村間で費用負担が異なることは、全く不適切であります。

こうした点を考えれば、人を大事にされる政権として、国の負担において、少なくとも優先的接種の対象者については接種費用を無料にすべきではないでしょうか。少なくとも、既に国費で購入することになっているワクチン代、一回当たり八百六十三円、これを無料にすることは、長妻大臣、あなたの一存でできるのではないのでしょうか。大臣の前向きなお答えをお聞かせいただきたい。

厚生労働省は、小児への接種の前倒し実施を地方公共団体に要請されておりますが、マスコミの

調査によると、前倒しを実施する都府県がある一方で、私の地元の岡山県を初めとして、ワクチン不足により、当初予定の基礎的疾患のある方への接種すら十分に対応できない中で、とても前倒しはできないという県もあります。国が全国を対象に実施している予防接種事業において都道府県間で取り扱いが異なることは、国民に混乱と不信をもたらすことになりかねません。

そもそも、ワクチンの量が全く不足している状況において、接種の優先順位を変更するわけでもなく、小児への接種の前倒しを要請することは、都道府県への責任転嫁、国の責任放棄以外の何物でもありません。また、都道府県間において異なる取り扱いになっているのは、ワクチン接種回数の混乱も含め、国におけるワクチンの配分の問題があったからではないのでしょうか。

小児への接種の前倒しの対応が都道府県間で異なっている現状について、厚生労働大臣はどのように考えているのか、お聞かせいただきたい。

次に、優先的接種の対象の拡大についてであります。

直接診療に当たる以外の医療関係者、歯科関係者、薬剤師、介護関係者、幼稚園・保育園関係者からも優先接種の要望が出されております。今回、接種回数を一回に変更したことに伴い、接種可能な人数に相当の余裕が出てくると思われると思います。要望を出されている方々の仕事の性格からしても、当然に優先的接種の対象者を含めるべきものと考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

今回の法律案に関して伺いたします。

この法律案では、特例承認ワクチン、すなわち輸入ワクチンの製造販売業者等に生ずる損害賠償による損失について、政府が補償することになっております。損失補償をしなければ外国企業から購入できないという事情があるものと思われると思いますが、どうして国内ワクチンも損失補償の対象としないのでしょうか。国民から見れば、最終的に国が損失補償してくれるという方が安心であり、特に、国内ワクチンメーカーの財政基盤が決して盤石とは言えないことを考えると、国内ワクチンも対象に加えるべきと考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

ワクチンの購入においては、平成二十一年度補正予算に計上されている新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備の予算の大半を流用されております。しかし、同予算は、全党が賛成をした平成二十年感染症法改正の附帯決議を踏まえ、国内のワクチン生産能力の向上や新たなインフルエンザに対応したワクチンの開発等に積極的に取り組むために計上されたものであります。

大臣は、今年度に必要な予算は確保した上で、それ以外の予算を流用したと言われるのであります。ところが、それこそ役人の話に乗った対応と言わざるを得ません。国民の健康や生命に深くかかわる重要な問題であり、その重要性は一層高まっていることを認識していれば、むしろワクチンの開発や生産体制の整備への取り組みの前倒しを図ることが厚生労働大臣の務めではないでしょうか。どうして、予備費を使わずに、国民の健康と

生命を守る大事な予算を流用する道を選択したのでありますでしょうか。少なくとも、ワクチン購入額の全額を予備費で対応するように財務大臣とかけ合ったのですか。

また、第二次補正予算を編成すると先ほども答弁がありましたが、その際には今回流用された予算は当然に確保されるべきものと考えますが、大臣のお考えをお聞かせいただきたい。

川端文部科学大臣にお伺いいたします。

これから受験シーズンを迎える中で、新型インフルエンザに感染し受験できない若者が多数発生することが懸念されます。高校受験や大学受験という若い方々の一生を左右しかねない機会を、インフルエンザに感染したということで逸するようないかに配慮しつつも、別途受験する機会が設けられるような対応が必要と考えます。

センター試験や国立大学の二次試験に関しては追試験を実施することではありますが、文部科学大臣は、高校や大学等の入学試験実施者に対し、どのような対応をとられているのか、御説明をいただきたい。

最後に、新型インフルエンザ対策及びこの法案に関しては、輸入ワクチンの特例承認の問題、健康被害に対する給付水準の問題など、議論すべき点は多岐にわたっております。国民の生命の安全と安心をしっかりと守っていくとの立場から、引き続き厚生労働委員会において議論を深めていくべきことを申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣長妻昭君登壇〕

○国務大臣（長妻昭君） 質問をいただきまして、ありがとうございます。

鳩山総理の献金問題についてのお尋ねがございました。

この件につきましては、既に衆参本会議、予算委員会でも取り上げられ、総理が説明をされておられると認識をしております。

次に、インフルエンザワクチンの質問がございました。新型インフルエンザワクチンの接種回数についてのお尋ねがございました。

新型インフルエンザワクチンの接種回数については、国内のデータや海外の知見をできる限り集め、その時点で得られた知見に基づき、行政が間違いないように適切に判断していく必要がございます。

十月十六日に意見交換会で接種回数に関し専門家の御意見を伺いましたが、さらに専門家の御意見を伺うことが必要と考え、十月十九日に別の専門家の御意見を伺い、最終的には、行政として十月二十日に結論を出したところでございます。

今後とも、国内のデータや海外の知見などを収集し、適切な時期に判断を行うとともに、都道府県などの関係の方々に対して、迅速に情報を提供していくこととしております。

次に、新型インフルエンザワクチンの接種費用についてのお尋ねがございました。

新型インフルエンザ対策については、国家の危機管理上の重大な課題として、前政権より引き継ぎを受けており、今回のワクチン接種の枠組み

も、基本的には前政権の議論を踏まえて設定をしております。

今回のワクチン接種は、個人の重症化防止を目的として実施するものであり、その費用負担は、予防接種法の定期接種に準じて、実費を徴収することとしております。これは季節性インフルエンザと同様の仕組みでございます。

同時に、低所得の方が接種を受けることができるよう、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村が負担軽減できる措置を講じ、国がその費用の二分の一を補助することとしております。

次に、新型インフルエンザワクチンの小児への前倒し接種についてお尋ねがございました。

新型インフルエンザワクチンのお子さんへの接種時期の前倒しについては、基礎疾患がないお子さんでも重症化する事例が多く見られるようになってきたことなどを踏まえて、各都道府県に対して、できる限りの検討をお願いしたところでございます。

国としては、都道府県へのワクチンの配分に当たっては、優先接種対象者の人数の見込みに応じて公平に行っておりますが、都道府県によってワクチンの需給バランスに差異が生じていることなどから、接種開始時期は異なっているのが実情です。

こうした中で、現在のところ、約半数の都道府県は、前倒しの要請に対応する方向で検討いただいております。

国としても、各都道府県の接種状況をきめ細かに把握し、お子さんへの接種時期の前倒しに関する各都道府県の取り組みなど必要な情報を速やかに

に提供し、可能な限り早期に接種が進むよう努力をしております。

次に、ワクチンの優先接種の対象者についてお尋ねがございました。

政府のワクチン接種の基本方針において、今回のワクチン接種の目的は「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」としてあります。

そのため、優先接種対象者は、「重症化リスクが高い方及び重症者を守るための「インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」というふうにしてあります。

御指摘をいただいた歯科医師、薬剤師、介護士、幼稚園・保育園関係者については、リスクが高い方の生活を支え、直接的あるいは間接的に新型インフルエンザ対策を担っていただいているものと考えておりますが、一般的には、診療に直接従事する医療従事者には該当しないものと考えております。

一方、接種回数の見直しを行ったことに伴い、接種可能数が大幅に拡大するなど、ワクチンを取り巻く状況が変化していることから、優先的に接種する対象者以外の方についての接種時期についても、できる限り早期に開始する方向で検討をしております。

次に、国内産ワクチンについても損失補償の対象にするべきとお尋ねがございました。

約五千四百万人の優先接種対象者のほか、広く接種を希望する国民に必要なワクチンを確保するためには、海外企業からの輸入が必要でございます。

一方、こうした海外企業は、今回のようなパンデミックと呼ばれる世界的な流行の中で、短期間のうちに大量に製造したワクチンが健康被害を引き起こし、多大な損害が生じることを懸念し、ワクチンを提供する各国に対して、ワクチンを原因として生じた損失を政府が補償するように求めています。

こうした要求に対して、我が国としては、健康危機管理の観点から、必要なワクチンを確保するため、これを受け入れたものであります。

この損失補償については、こうした経緯を踏まえ、健康危機管理の必要性から緊急かつ例外的な対応として実施するものであること、また、輸入ワクチンについては通常の承認の要件を緩和した特例承認までも行うこととしていることから、海外の企業から輸入するワクチンに限って損失補償の対象とすることとしております。

次に、ワクチン購入の財源についてお尋ねがございました。

ワクチン購入の財源については、七月末から財務省と折衝を行ってきたところでありますが、まずは既定の予算から対応可能なものを充当することとしたところであり、プレパンデミックワクチン購入経費約六十六億円を充当するとともに、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金約一千二百七十九億円のうち、約一千三百九億円を使用したところでございます。

このほか、これから既定予算等で対応が困難な部分について財務省と協議を行い、予備費により約二百八十億円を措置することとしたところであります。

次に、新型インフルエンザワクチン開発のための基金についてのお尋ねがございました。

新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金による基金のうち、当面、新たな新型インフルエンザワクチンの開発、生産に必要な経費約二百四十億円は確保しており、平成二十一年度に行う実験、プラント整備等の事業については予定どおり執行できると考えております。

なお、流用した経費一千三十九億円については、今後の事業に支障を来さないよう、平成二十二年予算要求の事項要求を行っております。機会があれば、第二次補正で対応していくつもりでございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣川端達夫君登壇)

○国務大臣(川端達夫君) 加藤議員にお答えいたします。

新型インフルエンザに係る高校や大学の入学試験での対応についてのお尋ねがありました。

高校や大学の入学選抜は国民の大きな関心事であり、教育を受ける権利を保障する観点から、受験機会を確保するための対策を講じることが重要であると考えております。

高校入学者選抜については、都道府県教育委員会等に対して、十月二十一日に入学者選抜の円滑な実施に向けた取り組みを依頼いたしました。また、大学入学者選抜については、十月七日に平成二十二年大学入学者選抜に係る新型インフルエンザ対応方針を決定し、大学等関係機関に対し、追試験等の受験機会の確保措置等について要請しました。

これを受けて、高校入学者選抜については、都道府県教育委員会等において円滑な実施に向けた具体的な対策を検討、準備しております。また、大学入学者選抜については、各大学において、本対応方針に基づき、追試験等の受験機会の確保措置を検討しております。

今後とも、高校や大学の入試における新型コロナウイルス感染症対策について万全を期してまいります。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 古屋範子君。

(古屋範子君登壇)

○古屋範子君 公明党の古屋範子です。

私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案について、厚生労働大臣に質問いたします。(拍手)

新型コロナウイルスの全国の推定患者数が百五十万人と、本格的な流行が始まっております。

新型コロナウイルスは、弱毒性ではありますが、急速な蔓延により世界的に人類の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある、感染力が極めて強いものとされており、これまでに、小中学校などで休校や学級閉鎖が相次ぐなど、その影響は多方面に及んでおります。

また、昨日、三人目の新型コロナウイルスワクチンの接種後の死亡事例が報告をされております。厚生労働省は、速やかに死亡事例と接種との因果関係を調査し、ワクチン接種の安全性の確保に努めていただきたいと思います。

インフルエンザ対策といえば、昨年二月から約

半年を駆けまして、自民、公明のプロジェクトチームで、週一回以上のペースで、全府省を巻き込み、経済界を初め幅広く意見聴取をするなど、総合的な鳥インフルエンザ対策の政策を立案してまいりました。私が先月WHOを訪ね、グローバルインフルエンザプログラム、メディカルオフィサーの進藤奈邦子さんとの会見をした際にも、そうした備えが今回のH1N1新型コロナウイルス対策に大変に役立ったことに同意をされました。

季節性インフルエンザの流行も懸念される中で、どう感染の爆発をおくらせ、分散していくかが勝負です。この冬の流行を乗り越えるためには、さらなる新型コロナウイルスの流行拡大を想定した万全な対策が必要であります。

対策強化が急がれる中、新型コロナウイルスワクチンの接種回数をめぐる議論は迷走しました。

一回接種なのか二回接種なのか、二転三転したとの印象のある国産ワクチンの接種方針が、十一日、中高生に相当する年齢の方は現時点では二回、それよりも上の年齢の方は原則一回と示されました。大臣は、その後の会見で、間違いのない判断を重視したと釈明されたのですが、結果的に、一回接種する、この判断は約三週間おくれたこととなります。

さらに、国内の入院患者の八割以上を十四歳以下が占め、その三分の二は特病のない状態などから、小児科医より、健康な子供への接種を前倒しすべきだとの批判が相次ぐ中、厚生労働省より小児の接種前倒しが要請されるなど、混乱が続きました。各地の医療現場や自治体では戸惑いが広が

り、さらに接種回数や時期などを含めた問い合わせが数多く寄せられ、混乱しているとの報道もございました。

国民の大半は、予防接種の方針が二転三転することに對しましては免疫ができておりません。方針が定まらなければ、現場は予定が立てられず、混乱するばかりです。不確定な要素があったとしても、大人は一回接種には一定の根拠がありました。十一日の意見交換会では、一回接種に批判的だった専門家からも二回接種を主張する声は出なかったと聞いております。

この混乱ぶりは、政治家主導を意識する余りに起こった混乱ではないのでしょうか。国民をこのように不安に陥れた最終責任は、厚生労働行政の最高責任者である長妻大臣にあります。長妻大臣に、この間の事情の明確な説明を求めたいと思います。

また、今回の予防接種の費用負担については、実費を徴収することとされており、一回接種の場合は三千六百円となっております。二回接種の場合は六千五百円となり、決して軽い負担ではありません。

所得の少ない世帯については負担軽減措置をとるとしておりますが、その費用は国が二分の一、都道府県が四分の一、市町村が四分の一負担することとなっております。特別地方交付税による地方財政措置がなされるものと認識をいたしております。

しかしながら、この交付税は使途が限定されていないため、自治体によって負担の格差が生ずる可能性もあり、また、私は、そもそも国の事業と

して行う予防接種に地方の負担を求めることは妥当ではないと考えます。

欧米主要国でも、新型コロナウイルスのワクチンは原則無料と聞いております。国民を守るという公衆衛生上の根本から考えれば、ワクチン接種は原則無料化が筋であります。妊婦や基礎疾患を有する人、小児など優先接種の対象者などが経済的な理由で接種をためらうことのないよう、接種費用を無料にするなど、公的補助の範囲を広げるべきであります。大臣の考えを伺います。

今回のインフルエンザ予防接種は、国の事業としての予防接種が実施されることとなっております。国産・輸入ワクチンの購入や優先接種対象者が定められております。この優先接種対象者には、小中高生、妊婦、基礎疾患を有する者のほか、医療従事者等が含まれていることから、予防接種による健康被害に対する給付の額については、現行を上回る必要かつ十分な給付水準にすべきと考えます。大臣の御見解を伺います。

次に、いわゆる予防接種法の抜本的な改正について伺います。

現在、日本の予防接種の常識は世界の非常識とされております。WHOは、日本で定期接種しているのはかぜや風疹、ポリオ等のワクチン以外にも、B型肝炎ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ロタウイルスワクチンを定期接種するよう勧告をしております。日本もワクチン先進国を目指し、今まさに予防接種の体制強化が求められております。

そこで、今、大変に注目を集めているのが、先月十六日に承認された子宮頸がんワクチンと細菌

性髄膜炎を防ぐ小児用肺炎球菌ワクチン、そして昨年承認されたHibワクチンであります。

特に、細菌性髄膜炎は、生後三カ月から五歳ごろまでの発症が多いと言われ、年間約千人が発症し、その五%が死亡、二五%が脳の後遺症に苦しんでおり、その原因の約六割がHib、続いて約二割が肺炎球菌であります。世界百力国以上で使われ、効果が認められているHibワクチンは、六〇%以上の接種率となるとHib感染症が激減する集団免疫ができます。これは肺炎球菌ワクチンも同じであります。

米国では、子供に定期接種で接種をすると、どの年齢の人でも肺炎球菌感染が減り、とりわけ高齢者は六五%減ったというデータもあり、これらの接種率の向上が必要です。そのために、既に九十力国以上で定期接種が行われているHibワクチン、また、三十八力国以上で定期接種が実施されている肺炎球菌ワクチン等についても、日本でも一日も早い定期接種化が必要と考えます。

ワクチンで防げる病気から国民の生命と健康を守ることは、最優先の政治課題であります。今後、鳥インフルエンザ等、別の新型インフルエンザが発生し、救済措置や損失補償等が必要になった場合においては、今回と同様に新たな立法措置を行うか、または予防接種法を初めとした関係法令の抜本的な改正を行う必要があります。

そうであるならば、新型インフルエンザの重症化対策としても有効なHibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の定期接種化も含め、予防接種法の抜本的見直しに一刻も早く着手すべきと考えます。長妻大臣の御見解を伺います。

最後に、日本の予防接種体制の根本的な見直しについて伺います。

日本では予防接種行政の担当部局が細分化をされ、二年ごとに人が入れかわるなど、責任体制が不明確であることが指摘をされております。米国同様に長期戦略をつくるシステムづくりが必要であると思います。

米国では、ACIPという、長期戦略を立てて実行する委員会があり、ここで決定される指針は国の予防接種政策に反映されるという大変重要な役割を担っております。また、英国では、厚生省にワクチン部があり、予防接種施策の決定や質のよいワクチン製剤の選択、さらにワクチン代はすべて国が負担するなど、ワクチンの重要性を深く認識し、医療費のスリム化をうまく行っています。

このように、海外では、新規ワクチンの接種年齢など、簡素な組織で意思決定を行うシステムが構築されており、限られた財源を効率的に配分するための医療経済評価が利用されております。一方、日本では、総合的な施策を議論する場が確保されておられません。

特に、今回の新型インフルエンザ予防接種のよう国に行う事業と位置づけるのであれば、ワクチンの安定供給、研究調査体制など、責任体制を明確にした総合的な施策を議論する場が必要であると考えます。

そこで、予防接種体制の根本的な見直しを行い、新しいワクチンの導入や調査、ワクチンの安定供給、普及のための方策など、総合的な施策をつくることのできる予防接種体制を整備すべきであります。そして、将来的には、ワクチン政策全

般を担う部局、日本版ACIPを創設すべきと考えます。

今回の新型インフルエンザの流行が、日本のワクチン行政のあり方を大きく見直し、国民の安心、安全にこたえるものに大きく前進する契機となりますよう、長妻大臣の前向きな御答弁を強く求め、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣長妻昭君登壇〕

○国務大臣(長妻昭君) 質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず、新型インフルエンザワクチンの接種回数の見直しや、お子さんへの接種時期の前倒しに関するお尋ねがございました。

新型インフルエンザワクチンの接種回数につきましては、十月二十日、十一月十一日と二回の見直しを行いました。いずれも、その時点までに得られた科学的知見に基づいて、専門家の意見も伺いながら、行政として必要な判断を順次行ったものでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、私どもとしては、臨床試験をしております。例えば、成人の方や中高生の方々に、この新型インフルエンザワクチンを一回接種、二回接種してどれだけ効果が得られるのかという臨床試験をしているところがございます。なぜ十一月十一日に成人の方を一回接種にしたかと申しますと、ちょうど十一月十一日に成人の方の二回目接種の臨床試験の結果が出た、それを受けて、即日私どもは適正な判断を申し上げたところがございます。私どもとしては、間違いがあつてはなりませんので、慎重

重に判断をしているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

今後とも、国内のデータや海外の知見などを収集し、適切な時期に行政として必要な判断をしてまいります。

また、お尋ねの、お子さんへの接種時期の前倒しについては、基礎疾患がないお子さんでも重症化する事例が多く見られるようになってきたことなどを踏まえて、各都道府県に対して、接種時期の前倒しについてできる限りの検討をお願いしたところでございます。

厚生労働省といたしましては、こうした見直しの趣旨や内容について、各都道府県に迅速に情報提供をするともに、実情をきめ細かに把握して都道府県に助言等を行うことにより、できる限り円滑に実施されるよう努めてまいります。

次に、ワクチンの接種費用について、無料化するなど公的補助の範囲を広げるべきではないかとお尋ねがありました。

今回のワクチン接種は、個人の重症化防止を目的として実施するものであり、その費用負担は、予防接種法の定期接種に準じて実費を徴収することとしております。これは、季節性インフルエンザと同様の仕組みでございます。

同時に、低所得の方が接種を受けることができるよう、市町村民税非課税世帯を念頭に、市町村が負担軽減できる措置を講じ、国がその費用の二分の一を補助することとしております。

次に、新型インフルエンザの予防接種による健康被害に対する給付の額についてお尋ねがございました。

今回の新型コロナウイルスの予防接種は、季節性インフルエンザと同様に、あくまでも希望する方に接種するものであり、接種を受ける努力義務が課される、はしか、ポリオなどの一類疾病の予防接種とは異なると考えております。

このため、新型コロナウイルス予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置については、接種を受ける努力義務が課されない予防接種法上の二類疾病の定期接種と同様の内容とすることが適当と考えました。

なお、給付水準のあり方については、今後、予防接種法の給付のあり方を含め、次期通常国会への法案提出も視野に入れつつ、速やかに検討を進めてまいります。

次に、予防接種法の見直しについてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスに関する予防接種のあり方については、法案附則第六条に基づき、次期通常国会への法案提出も視野に入れつつ、速やかに検討を進めてまいります。

一方、新たなワクチンを定期的予防接種の対象に位置づけること、この御提案につきましては、引き続き検討を要する重要な課題ではあります。今後、有効性、安全性などに関する科学的な知見等に基づき十分に議論していくことが必要と考えております。

次に、ワクチン行政のあり方の見直しについてのお尋ねがございました。

ワクチン行政につきましては、新型ワクチンの開発促進等産業政策の側面、医薬品としての承認等の規制の側面、感染症の予防対策の側面等々の

業務について、各担当部署が連携をとりながら推進をしているところでございます。

一方、担当部署が多岐にわたることから、おっしゃる通りに縦割り行政との御指摘も確かにいただいております。我が国の円滑なワクチン施策に支障を及ぼすとの御意見もあります。

今回の新型コロナウイルスの発生等を踏まえ、ワクチン行政のあり方について総合的に検討することが必要と考えておりますので、今後とも御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。（拍手）

○副議長（衛藤征士郎君） 阿部知子君。

（阿部知子君登壇）

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題になりました新型コロナウイルス予防接種による健康被害における救済の特別措置法について御質問をいたします。（拍手）

本年三月にメキシコで発生した豚由来の新型コロナウイルスが世界じゅうで猛威を振るっています。しかし、当初、新型として発生が予想された高病原性の鳥インフルエンザとは異なり、今回の新型コロナウイルスは、季節性並みの病原性であること、伝播力は高いものの、健康被害や社会的影響は甚大ではないという評価は、比較的早期に国際的にも共通の認識となりました。

このような状況の中、政府は、新型コロナウイルス対策の基本的考え方を、基礎疾患を有する者等重症化しやすい者を守り、死亡者や重症者の発生をできるだけ抑制すると示しました。

私も、これらの政府方針について基本的に賛同するのですが、以下、改めて大臣の御所見を伺います。

初めに、まず何よりも、新型コロナウイルスウイルス並びに新型コロナウイルスの病状についての正確な情報の提供、並びにワクチン接種における丁寧な説明についてお伺いいたします。

この間、メディアを通して、重症例、死亡例などが取り上げられることが多く、国民は不安な思いを強くしておりますが、我が国は入院率、死亡率ともに諸外国に比して低いことも指摘されております。

また、予防接種は、あくまで個人防衛の手段として個人がリスクとベネフィットを勘案し選択するものであり、社会的な観点で行うべきものでもありません。新型コロナウイルスに関して、冷静な情報の提供とともに、ワクチンの効果は限定的であること、接種は任意であることを改めて周知徹底していただきたいが、大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

次に、ワクチンの副作用被害救済のあり方についてお伺いいたします。

現在、季節性インフルエンザワクチンによる副作用については、六十五歳以上の定期二類接種の場合は予防接種法、それ以外の任意接種の救済は医薬品医療機器総合機構法によりますが、どちらも補償内容は十分とは言えません。

そもそも、副反応報告数に対して救済申請件数がその二割にも満たないのが実態です。今回、接種後の副反応事例については、厚生労働省に情報を一元化するダイレクトエントリー窓口が設けら

れましたが、情報収集にとどまらず、被害救済の申請も並行して受け付けることで申請漏れを防ぎ、早期の救済認定につなげることができないでしょうか。

また、接種と発症の因果関係が明確に否定できない場合は救済の対象とすること、すなわち、举证責任の転換と、審査経緯と結果を速やかに公表することの二点を新法に明確に規定していたいただきたいが、これらについて大臣の御所見をお聞かせください。

次に、入院患者に対するデータの集積と分析の必要性についてお尋ねいたします。

十一月十一日現在の入院患者数は六千三百人、死者数は四十七人と公表されています。入院患者に対してウイルスの遺伝子検査を確実にし、新型コロナウイルスだけでなく季節性インフルエンザについても発生・分布状況や臨床像を把握することは、ウイルスの変異予測も含め、今後のインフルエンザ対策に不可欠です。

季節性インフルエンザ対策を含めた地道で日常的なサーベイランス体制の充実とデータの集積、公開の重要性について、大臣の御所見をお聞かせください。

次に、医療提供体制の確保についてお伺いいたします。

五から九歳を中心とした子供は、他の年齢に比べて重症患者が発生する割合が特に高いとの集計結果を厚生労働省がこのほど発表いたしました。国立感染症研究所の最新のまとめでも、今月一日までの一週間の推計患者数約百五十四万人のうち、十四歳以下が百九万人と七割を占めており、

夜間・休日診療所には患者さんが殺到しておりま
す。重症化した小児の入院ベッドの確保、地域の
受け入れ実態把握について、大臣のお考えをお聞
かせください。

最後に、政府は、このたびの新型インフルエン
ザワクチンの確保に関して、優先接種対象者の選
定や接種回数についての議論は公開してきました
が、不足分のワクチンを輸入で補うことについて
は既定方針とされてきました。しかし、安易に輸
入に頼ることは賛成できません。海外でもまだ臨
床試験中であり、その安全性、有効性について
は、我が国では十分な検証、判断材料を持ち得ま
せん。

国産ワクチンにおける副反応報告もふえつつあ
る現在、すべてのワクチンの臨床試験のプロト
コールを含め、承認前からの情報公開を徹底する
必要があること、安全性が第一であることをつけ
加えて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣長妻昭君登壇)

○国務大臣(長妻昭君) 質問をいただき、ありが
とうございます。

新型インフルエンザワクチンの効果等について
正しい情報を提供するべきとお尋ねがございま
した。

新型インフルエンザワクチンの接種は、多くの
方々に重症化の予防というメリットをもたらしま
すが、感染を防ぐ効果は証明されていないなど、
一定の限界もあります。

接種を希望される方には、ワクチンには効果も
ありますけれども一定のリスクがあることを御理
解いただいた上で、各個人の御判断に基づいて接

種を受けていただく必要があります。

これまでも、新型インフルエンザの特徴やワク
チンに関する情報などについては、さまざまな手
段により情報提供を行ってきたところですが、今
後とも、ワクチン接種後の副反応に関する状況も
含め、ワクチンの有効性や安全性に関する情報に
ついて、できる限りわかりやすく国民の皆様方に
対して提供をしてまいります。

次に、インフルエンザワクチンによる健康被害
の救済制度についてお尋ねがありました。

新型インフルエンザワクチンについては、法案
成立後、医療機関からの副反応報告や健康被害救
済の相談について、厚生労働省において、御指摘
のように、一元的に窓口を設けることが必要だと
考え、それを実行する予定としております。

予防接種法に基づく健康被害補償制度について
は、ワクチンと健康被害の因果関係が明確に証明
できない場合でも、医学的に妥当であれば救済の
対象としていくところであり、新型インフルエン
ザの予防接種についても同様の扱いとするもので
あります。また、審査内容等についても、個人情報
の取り扱いに留意しつつ、迅速に公表をするよう
検討してまいります。

次に、季節性インフルエンザを含めサーベイラ
ンス体制を充実するべきとお尋ねがありまし
た。

感染症対策を的確に行っていくためには、季節
性インフルエンザを初めとして、各種感染症の動
向を継続的に把握することが重要であると認識を
しております。

現在、厚生労働省が行っている新型インフルエ

ンザのサーベイランスでは、季節性インフルエン
ザのサーベイランスで行ってきた調査に加えて、
手厚い調査を実施しているところでありま

す。今後は、季節性インフルエンザの流行に際して
も、新型インフルエンザにおいて新たに導入した
調査も活用して、きめ細かいサーベイランスを実
施できないか検討を行ってまいります。

ちなみに、現在行っております季節性インフル
エンザサーベイランスにおいては、約五千の定点
医療機関からの情報による患者発生動向調査、そ
して約五百の定点医療機関からの情報によるウイ
ルスに関する調査、これは季節性で行っておりま
す。

新型インフルエンザサーベイランスは、今の季
節性で行っている二つに加えて、入院患者の数や
その重症化の状況に関する調査、そして死亡者の
状況調査を行っているところでありま

す。これに加えて、さらにきめ細かいサーベイラ
ンスを実施できないかどうか、私どもとしても検
討をしてまいりたいと考えております。

そして、次のお尋ねでございますけれども、新
型インフルエンザの小児患者に対する医療体制の
確保についてであります。

厚生労働省では、各自治体に対し、小児のイン
フルエンザ患者を受け入れられる専門医療機関の
確保も含め、地域の実情に応じた対策を講じるよ
う依頼をしております。特に、インフルエンザ患
者が増加している自治体に対して、個別に、夜
間、休日の救急外来の状況や入院患者の受け入れ
状況などを調査、確認し、必要に応じて対策に関
する助言等を行っております。

今後とも、このような取り組みを通じて、地域
の実態を把握し、小児を含め、新型インフルエン
ザ患者に対する医療体制の確保に努めてまいりま
す。

次に、輸入ワクチンの安全性に関する情報公開
についてお尋ねがございました。

輸入ワクチンについては、鶏卵ではなく、細胞
で培養されたものであることや、アジュバント、
これはワクチンの作用を高めるために投与される
免疫増強剤のことでございますけれども、このア
ジュバントを添加しているものであることなど、
国内で未使用のものが含まれており、安全性、有
効性の評価を慎重に行わなくてはならないと考え
ております。

また、御指摘のとおり、輸入ワクチンは、社会
的関心の極めて高い医薬品であることから、特例
承認の前に、臨床試験結果等を取りまとめた報告
書や申請資料の概要について厚生労働省のホーム
ページ上で公開するとともに、薬事分科会で公開
の審議を行うなど、国民の皆様積極的に情報を
してまいります。(拍手)

以上であります。

○副議長(衛藤征士郎君) これにて質疑は終了い
たしました。

○副議長(衛藤征士郎君) 本日は、これにて散会
いたします。

午後三時五十四分散会

出席国務大臣

財務大臣 藤井 裕久君
文部科学大臣 川端 達夫君
厚生労働大臣 長妻 昭君
経済産業大臣 直嶋 正行君
国務大臣 亀井 静香君
国務大臣 菅 直人君
国務大臣 平野 博文君

出席副大臣

内閣府副大臣 大塚 耕平君
厚生労働副大臣 長浜 博行君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十月三十日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員千葉景子君、同築瀬進君、同岩永浩美君及び同予備員松岡徹君、同今野東君、同山口那津男君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨の通知書を受領した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

今野 東君 松岡 徹君
鴻池 祥肇君

同 予備員

第一順位 平山 幸司君
第二順位 友近 聡朗君
第四順位 加藤 修一君
一、去る十月三十日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員大塚

耕平君、同工藤堅太郎君及び同予備員島田智哉子君、同尾立源幸君、同松あきら君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、梅村聡君を第三順位とし、加納時男君を第四順位とし、山下栄一君を第五順位とし、第三順位の牧山ひろえ君を第一順位とし、第四順位の松浦大悟君を第二順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

尾立 源幸君 島田智哉子君
同 予備員 梅村 聡君 加納 時男君
山下 栄一君

一、去る十三日、鳩山内閣総理大臣から横路議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第六九号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

私は、平成二十一年十一月十三日(金)深夜羽田空港発、十一月十六日(月)未明同空港着の予定で、シンガポール共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る十月三十日、内閣から次の報告書を受領した。
内閣府設置法第六十七条第一項の規定に基づく平成二十一年九月十六日から同年十月二十五日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告
一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

地方分権改革推進法第十條第三項の規定に基づく地方分権改革推進委員会第四次勧告の報告

(要求書受領)

一、去る十日、内閣から、人事官に江利川毅君を任命したので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(応召議員)

一、去る二日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出 群馬県第四区 福田 康夫君
一、去る六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出 東北 秋葉 賢也君

(理事互選)

一、去る十月二十九日、懲罰委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事 小平 忠正君 土肥 隆一君
松本 龍君 三井 辨雄君
安倍 晋三君

一、去る十一日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

内閣委員会 理事

井戸まさえ君 大泉ひろこ君
小宮山洋子君 松本 大輔君
村上 史好君 井上 信治君
平井たくや君 高木美智代君

財務金融委員会 理事

池田 元久君 篠原 孝君
鈴木 克昌君 高山 智司君
中塚 一宏君 後藤田正純君
竹本 直一君 石井 啓一君

文部科学委員会 理事

奥村 展三君 首藤 信彦君
松崎 哲久君 本村賢太郎君
笠 浩史君 坂本 哲志君
馳 浩君 富田 茂之君

厚生労働委員会 理事

青木 愛君 石森 久嗣君
内山 晃君 黒田 雄君
中根 康浩君 大村 秀章君
加藤 勝信君 古屋 範子君

一、去る十二日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

農林水産委員会 理事 石川 知裕君 梶原 康弘君

小平 忠正君 森本 和義君
森本 哲生君 北村 誠吾君
宮腰 光寛君 石田 祝稔君

環境委員会
理事
太田 和美君 木村たけつか君
橋本 博明君 山花 郁夫君
横光 克彦君 齋藤 健君
吉野 正芳君 江田 康幸君

内閣委員
辞任
木村たけつか君 補欠 荒井 聰君
経済産業委員
荒井 聰君 補欠 木村たけつか君

奥野総一郎君 小宮山泰子君
梶原 康弘君 内山 晃君
渡部 恒三君 松木けんこう君
小里 泰弘君 柴山 昌彦君
谷川 弥一君 北村 茂男君
谷畑 孝君 小泉進次郎君
野田 毅君 田中 和徳君
大口 善徳君 齊藤 鉄夫君
柿澤 未途君 渡辺 喜美君
北村 茂男君 徳田 毅君
小泉進次郎君 齋藤 健君
柴山 昌彦君 石破 茂君
田中 和徳君 菅原 一秀君
齋藤 健君 赤澤 亮正君
内山 晃君 梶原 康弘君
小宮山泰子君 奥野総一郎君
玉城デニー君 緒方林太郎君
松木けんこう君 渡部 恒三君
赤澤 亮正君 谷畑 孝君
石破 茂君 小里 泰弘君
菅原 一秀君 野田 毅君
徳田 毅君 谷川 弥一君
齊藤 鉄夫君 大口 善徳君
渡辺 喜美君 柿澤 未途君

一、去る十三日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

法務委員会
理事
阿知波吉信君 石関 貴史君
辻 恵君 樋高 剛君
山尾志桜里君 稲田 朋美君
森 英介君 大口 善徳君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
岡本 充功君 補欠 大山 昌宏君
細野 豪志君 竹田 光明君
吉田 公一君 江端 貴子君
若泉 征三君 松木けんこう君
渡部 恒三君 相原 史乃君
小里 泰弘君 大島 理森君
谷畑 孝君 齋藤 健君
相原 史乃君 横糸 勝仁君
齋藤 健君 後藤田正純君
江端 貴子君 吉田 公一君
大山 昌宏君 岡本 充功君
竹田 光明君 細野 豪志君
松木けんこう君 若泉 征三君
横糸 勝仁君 渡部 恒三君
大島 理森君 小里 泰弘君
後藤田正純君 谷畑 孝君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員会
理事
木内 孝胤君 小宮山泰子君
空本 誠喜君 中野 譲君
和田 隆志君 小野寺五典君
平沢 勝栄君 赤松 正雄君

議院運営委員
辞任
服部 良一君 補欠 阿部 知子君
阿部 知子君 服部 良一君
阿部 知子君 服部 良一君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
緒方林太郎君 補欠 玉城デニー君

国土交通委員会
理事
阿久津幸彦君 小泉 俊明君
田中 康夫君 橋本 清仁君
村井 宗明君 岸田 文雄君
三ツ矢憲生君 高木 陽介君

懲罰委員
辞任
小沢 一郎君 補欠 相原 史乃君
相原 史乃君 小沢 一郎君

一、去る十月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
打越あかし君 補欠 皆吉 稻生君
細野 豪志君 齊藤 進君

谷畑 孝君 伊東 良孝君
斎藤 進君 青木 武志君
伊東 良孝君 北村 茂男君
青木 武志君 神山 洋介君
北村 茂男君 稲田 朋美君
神山 洋介君 細野 豪志君
皆吉 稲生君 打越あかし君
稲田 朋美君 谷畑 孝君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

寺田 学君 京野 公子君
小淵 優子君 竹下 亘君
京野 公子君 寺田 学君
竹下 亘君 小淵 優子君

財務金融委員

辞任

補欠

枝野 幸男君 阪口 直人君
阪口 直人君 枝野 幸男君

文部科学委員

辞任

補欠

池坊 保子君 竹内 譲君
池坊 保子君 竹内 譲君

厚生労働委員

辞任

補欠

菊田真紀子君 後藤 祐一君
棚橋 泰文君 竹本 直一君
後藤 祐一君 菊田真紀子君
竹本 直一君 棚橋 泰文君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

渡辺 喜美君 柿澤 未途君

農林水産委員

辞任

補欠

津川 祥吾君 大山 昌宏君
大山 昌宏君 津川 祥吾君

国家基本政策委員

辞任

補欠

樋高 剛君 川島智太郎君
山岡 賢次君 初鹿 明博君
谷垣 禎一君 小里 泰弘君
川島智太郎君 樋高 剛君
初鹿 明博君 山岡 賢次君
小里 泰弘君 谷垣 禎一君

予算委員

辞任

補欠

柿澤 未途君 渡辺 喜美君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

柳本 卓治君 松浪 健太君
柳本 卓治君 松浪 健太君

外務委員

辞任

補欠

早川久美子君 奥田 建君
松宮 勲君 奥田 建君

横糸 勝仁君 松岡 広隆君
奥田 建君 松宮 勲君
平山 泰朗君 早川久美子君
松岡 広隆君 横糸 勝仁君

国土交通委員

辞任

補欠

阿知波吉信君 石山 敬貴君
古賀 誠君 西野あきら君
石山 敬貴君 阿知波吉信君
古賀 誠君 西野あきら君

安全保障委員

辞任

補欠

橘 秀徳君 本村賢太郎君
本村賢太郎君 橘 秀徳君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

菊田真紀子君 井戸まさえ君
津川 祥吾君 磯谷香代子君
齋藤 健君 浜田 靖一君
井戸まさえ君 菊田真紀子君
磯谷香代子君 津川 祥吾君
浜田 靖一君 齋藤 健君

(政治倫理審査会幹事補欠選任)

一、去る十月二十九日、審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

幹事 石山 敬貴君(幹事那和子君去る十月二十日委員辞任につきその補欠)
幹事 江端 貴子君(幹事土肥隆一君去る十月二十日委員辞任につきその補欠)

幹事 柴橋 正直君(幹事鈴木克昌君去る十月二十日委員辞任につきその補欠)
幹事 白石 洋一君(幹事長安豊君去る十月二十日委員辞任につきその補欠)
幹事 高木 毅君(幹事平沢勝栄君去る十月二十日委員辞任につきその補欠)
幹事 東 順治君(幹事大口善徳君去る十月二十一日委員辞任につきその補欠)

(政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任)
一、去る十月二十九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

辞任

補欠

中野渡詔子君 向山 好一君
向山 好一君 中野渡詔子君

(議案提出)

一、去る十月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案
国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案
一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。
肝炎対策基本法案(川崎二郎君外八名提出)

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出)

(議案送付)

一、去る十月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案

(石破茂君外十名提出)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
肝炎対策基本法案(川崎二郎君外八名提出)

(調査要求承認)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、内閣の重要政策に関する事項
- 二、栄典及び公式制度に関する事項
- 三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

- 四、国民生活の安定及び向上に関する事項
- 五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年十一月十一日

内閣委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、財政に関する事項
- 二、税制に関する事項
- 三、関税に関する事項
- 四、外国為替に関する事項
- 五、国有財産に関する事項
- 六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
- 七、印刷事業に関する事項
- 八、造幣事業に関する事項
- 九、金融に関する事項
- 十、証券取引に関する事項

- 二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年十一月十一日

財務金融委員長 玄葉光一郎

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、文部科学行政の基本施策に関する事項
- 二、生涯学習に関する事項
- 三、学校教育に関する事項
- 四、科学技術及び学術の振興に関する事項
- 五、科学技術の研究開発に関する事項
- 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

- 二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年十一月十一日

文部科学委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
- 二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
- 三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年十一月十一日

厚生労働委員長 藤村 修

衆議院議長 横路 孝弘殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、農林水産関係の基本施策に関する事項
- 二、食料の安定供給に関する事項
- 三、農林水産業の発展に関する事項
- 四、農林漁業者の福祉に関する事項
- 五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十一年十一月十二日 農林水産委員長 筒井 信隆 衆議院議長 横路 孝弘殿	一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、裁判所の司法行政に関する事項 二、法務行政及び検察行政に関する事項 三、国内治安に関する事項 四、人権擁護に関する事項 二、調査の目的 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十一年十一月十三日 法務委員長 滝 実 衆議院議長 横路 孝弘殿	四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十一年十一月十三日 外務委員長 鈴木 宗男 衆議院議長 横路 孝弘殿 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、国土交通行政の基本施策に関する事項 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項 六、北海道開発に関する事項 七、気象及び海上保安に関する事項 二、調査の目的 国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十一年十一月十三日 国土交通委員長 川内 博史 衆議院議長 横路 孝弘殿	国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、環境の基本施策に関する事項 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項 三、循環型社会の形成に関する事項 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項 六、公害紛争の処理に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十一年十一月十三日 環境委員長 樽床 伸二 衆議院議長 横路 孝弘殿	一、調査する事項 国家の基本政策に関する事項 二、調査の目的 国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため 三、調査の方法 内閣総理大臣と野党党首との討議等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成二十一年十一月十二日 国家基本政策委員長 大畠 章宏 衆議院議長 横路 孝弘殿	国政調査承認要求書 一、調査する事項 国際情勢に関する事項 二、調査の目的 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等		国政調査承認要求書 一、調査する事項 国の安全保障に関する事項 二、調査の目的 国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
---	--	---	---	--	--	--	---

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年十一月十三日

安全保障委員長 安住 淳

衆議院議長 横路 孝弘殿

(質問書提出)

一、去る十月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政に関する質問主意書(山内康一君提出)

独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主意書(柿澤未途君提出)

貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

日本郵政新社長の職歴に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書(竹内譲君提出)

自殺の防止に関する質問主意書(竹内譲君提出)

地球温暖化対策税(炭素税)に関する質問主意書(竹内譲君提出)

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問主意書(竹内譲君提出)

新型インフルエンザワクチンに関する質問主意書(竹内譲君提出)

外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

独立行政法人等の役員人事に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

「職員の退職管理に関する政令」に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

行政刷新会議に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

国家公務員の幹部人事に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

事務次官の役割に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

国家公務員制度改革に関する質問主意書(柿澤未途君提出)

かつて在モスクワ日本大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

議員の世襲制限の合憲性に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

外国人参政権と憲法との関係に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

日本国との平和条約に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問主意書(高市早苗君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

新型インフルエンザ対策に関する質問主意書(大村秀章君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県与那国町への陸上自衛隊配備に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問主意書(山本拓君提出)

平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問主意書(山口俊一君提出)

普天間空港移設に関する質問主意書(小池百合子君提出)

臨時財政対策債に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省の在外公館派遣員制度の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府の「天下り」及び「わたり」の定義に関する質問主意書(山内康一君提出)

普天間飛行場移設問題に関する質問主意書(高市早苗君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公職選挙法の改正に関する質問主意書(鴨下一郎君提出)

学校ICT環境整備事業の見直しに関する質問主意書(山本拓君提出)

平成二十二年度税制改正において農林水産省主管理事のうち延長要望しない事項に関する質問主意書(山本拓君提出)

外務省における各種密約の調査等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

『子育て応援特別手当』の執行停止に関する質問主意書(加藤勝信君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルール委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

難民認定申請者の収容に関する質問主意書(山内康一君提出)

天下りの根絶、その定義に関する質問主意書(江田憲司君提出)

地域医療再生臨時特例交付金の一部執行停止に関する質問主意書(稲津久君提出)

北方領土問題の解決に向けた鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政に関する再質問主意書(山内康一君提出)

元国税庁長官の社団法人日本損害保険協会副会長就任に関する質問主意書(山内康一君提出)

平成二十一年度北方領土返還要求行進に対する鳩山由紀夫内閣の関与に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

行政刷新会議における事業仕分けに関する質問主意書(長勢甚遠君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ある国会議員と外務省との過去の関係が我が国の国益に悪影響を及ぼしたと同省が認識している根拠等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

行政刷新会議における事業仕分けの手法等に関する質問主意書(高市早苗君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

新政権の厚生労働分野施策遂行における地方公共団体への影響に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)加入者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する質問主意書(斎藤鉄夫君提出)

外務省における特命全権大使の役割に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土に居住しているロシア系住民へのピザ発給等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る四日、議員から次の質問主意書を撤回する旨の申し出があった。

議員の世襲制限の合憲性に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

外国人参政権と憲法との関係に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

日本国との平和条約に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種密約の調査等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した「わゆる『国会議員への対応マニュアル』に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長勢甚遠君提出脱官僚政治に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度第一次補正予算の一部執行停止に対する代替措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度予算概算要求の農林水産関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度予算概算要求の経済産業関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度予算概算要求の国土交通関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書

平成二十一年十月二十六日提出
質問 第一号
外務省における各種密約の調査等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種密約の調査等に関する質問主意書

本年九月十六日、岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約(以下、「密約」という。)があったと言われていることにつき、本年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を外務省に出したと承知する。

1 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約

2 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約

3 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約

4 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

右と「政府答弁書一」(内閣衆質一七二第二号)及び「政府答弁書二」(内閣衆質一七二第三号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」では、「密約」のうち1と4のものについて「現在、本年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づき調査中であり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。現時点で「密約」に関する調査(以下、「調査」という。)につき、岡田大臣に対して何らかの報告はなされているか。

二 現時点で「調査」の進捗状況はどの様になっているか説明されたい。

三 「密約」に関し外務省は、過去の答弁書(例えば内閣衆質一六六第九号、一六八第二二六号、一七一第四七九号、五五四号、五八〇号、六一二号、六一二一、六五六号、六七四号、六七五号等)において「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十一年条約第六号。以下「日米安保条約」という。))の下での核兵器の持ち込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マツ

カーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」と否とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」、また他の答弁書(例えば内閣衆質一六四第六二二号、一〇五号、一三二二号、一六五第五三三、一七〇第一六七号、二六八号、一七一第五五五号等)において「沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明している」とあり、沖縄返還協定がすべてである。」と、「ないものはない」と言わんばかりの答弁を繰り返して来た。右答弁を起案し、起草した同省職員が官職氏名を明らかにされた。

四 岡田大臣の命令により「調査」が始められ、三の外務省による「密約」についてのこれまでの答弁は、虚偽の内容を含むものであり、前政権下で同省は国民にウソをついていた可能性が高くなつたと考えるが、右につき、岡田大臣はどのような見解を有しているか。

五 昨年五月十八日付の北海道新聞は、同月十七日までに機密解除された米国立公文書館の複数の文書(以下、「文書」という。)により、日本に駐留する米兵らの事件に関し、「重要な案件以外、日本側は裁判権を放棄する」との密約に日米両国政府が一九五三年に合意し、その後約五年間に起きた事件の九十七％の第一次裁判権を放棄していたことがわかつたと報じている。右につき、昨年五月三十日に質問主意書を提出

し、その事実関係を問うたところ、同年六月十日付の政府答弁書(内閣衆質一六九第四五六号)では、「刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が有する裁判権を行使する第一次の権利(以下「第一次裁判権」という。))を放棄することについてアメリカ合衆国側との間で合意していたとの事実はなく、外務省として確認することは行っていない。」、「刑事裁判権に関し、我が国が一定の場合に、我が国の当局が有する第一次裁判権を放棄することについてアメリカ合衆国側との間で合意していたとの事実はない。」との答弁がなされている。右につき、岡田大臣として、「文書」の確認を含め、改めてその様な密約がなかったかどうか、外務省に調査を命じる考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七三第一号
平成二十一年十一月四日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種密約の調査等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種密約の調査等に関する質問に対する答弁書

一について
現在、本年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づき調査中であり、その作業の進捗状

況は同大臣に随時報告している。

二について
本件調査については、外務本省及び在米大使館に存在する日米間の安全保障関係ファイル及び沖縄返還関係ファイルの調査の対象としており、これらの資料を精査しながら、いわゆる「密約」に関連する過去の事実関係を明らかにすべく調査を行っているところである。

三について
お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起案し、内閣として決定したものである。

四について
お尋ねについては、現在行っている本件調査により、まずは事実関係を明確にしていきたいと考えている。

五について
現在行っている本件調査の対象は、千九百六十年一月の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十一年条約第六号)改定時の核持ち込みに関する「密約」及び朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」並びに千九百七十二年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」及び原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」であり、御指摘の「第一次裁判権」の問題は含まれていないが、お尋ねについては、現在行っている四件のいわゆる「密約」の有無をめぐる問題の調査をまずは終えた上で、適切な対処の仕方を検討したい。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 二 一 号

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書

二〇〇五年九月二十九日付の共同通信報道により、外務省が「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」との題の、同省職員が当方と接触する際にどの様に対応するか、そのマニュアル等について記した文書（以下、「対応マニュアル」という。）を作成していたことが明らかにされている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七二第四号）を踏まえ、質問する。

一 外務省において、そもそもなぜ「対応マニュアル」なる文書を作成したのか、その理由を説明されたい。

二 「政府答弁書」では、「新内閣の発足を受け、今後は御指摘の文書ではなく、新内閣の下での『政・官の在り方』（平成二十一年九月十六日閣僚懇談会申合せ）にのっとり、適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされ、「対応マニュアル」が既に有効性を失っていることが明らかにされている。外務省において、いつ「対応マニュアル」の有効性が失われたのか、その具体的な日にちを明らかにされたい。

三 外務省において「対応マニュアル」を無効にするため決めた決裁書は作成されているか。

四 外務省において「対応マニュアル」を無効にするため決めた理由は何か。また、それを決めたのは誰か、その者の官職氏名を明らかにされたい。

は誰か、その者の官職氏名を明らかにされたい。

五 外務省として、今後新たに「対応マニュアル」の様な、特定の国会議員を忌避する取り決めを作成する考えはあるか。

六 「対応マニュアル」には「鈴木宗男衆議院議員」という固有名詞が明記されている。国民の負託を受けた国会議員の中から特定の議員を忌避するかの様な行動規範を作ることとは、外務省という一行政機関の行動として適切であったか。同省として、ただ単に一の答弁にある様に「今後は御指摘の文書ではなく」とするのは、そもそもなぜその様な文書を作成したのか、そのことを一度総括し、鈴木宗男本人はもとより、国民に説明をする必要があると考えるが、岡田克也外務大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七三第二号

平成二十一年十一月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対する答弁書

一 及び六について
これまで累次にわたって答弁してきていると

おり、御指摘の文書は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していく観点から作成されたものであったが、現在においては、文書にまでする必要はなかったと考えている。

二から五までについて

新内閣が発足し、平成二十一年九月十六日に「政・官の在り方」（平成二十一年九月十六日閣僚懇談会申合せ）が作成されたことから、今後は御指摘の文書ではなく、「政・官の在り方」にのっとり、すべての「政」と「官」の関係に対して適切に対処していくことを岡田外務大臣が判断したものであり、御指摘のような決裁書は作成していない。また、今後、新たに御指摘の文書のようなものを作成する考えはない。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 三 一 号

脱官僚政治に関する質問主意書

提出者 長勢 甚遠

脱官僚政治に関する質問主意書

一 内閣は脱官僚政治を標榜し、各省は政治主導による行政の実現のため、事務職員に対し政務三役による上意下達の徹底を図っている。このため、国会議員、地方公共団体は各省の施策の目的、内容等について担当職員からは「政務三役の指示による」等の説明しか受けることができず、大きな混乱、戸惑いを生じていることが見受けられる。

このような脱官僚政治による混乱についての政府の見解を問う。

二 質問主意書は議会の国政に対する調査・監督機能の重要な役割を担うものであり、質問主意書に対する答弁書は閣議決定を経て国会に提出されることとされている。

脱官僚政治においては、民主党のマニフェストに係わる事案に関する質問主意書に対する答弁書の作成は、事務職員に行わせるのではなく、政務三役が直接作成することとなるのか、確認を求める。

また、質問主意書に対する答弁書について内閣法制局の意見を聞くという手続きも取らないこととなるのか、確認を求める。右質問する。

内閣衆質一七三第三号

平成二十一年十一月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員長勢甚遠君提出脱官僚政治に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員長勢甚遠君提出脱官僚政治に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「脱官僚政治による混乱」の意味するところが必ずしも明らかではないが、鳩山内閣としては、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）等に基づき政治主導の国政運営を

進めることとしており、国会議員等に対する説明についても適切に行ってまいりたい。

二について
質問主意書に対する答弁書については、各省の大臣、副大臣又は大臣政務官(以下「政務三役」という。)が作成する際に参考となるよう、内閣法制局による法的見地からの検討の結果を含め、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に大臣の責任において閣議にかけ、決定することとしている。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 四 号

平成二十一年度第一次補正予算の一部執行停止に対する代替措置に関する質問主意書

提出者 山本 拓

平成二十一年度第一次補正予算の一部執行停止に対する代替措置に関する質問主意書
政府は十月十六日、平成二十一年度第一次補正予算の一部について執行停止することを閣議決定した。地方自治体では、補正予算によって予定していた事業が今後どうなるのか、国からの情報が乏しいため、住民への説明に苦慮している。これら事業は、いずれも景気・雇用対策として緊急の必要に迫られているものである。政府は、補正予算の執行停止に伴い影響を受ける個々の事業について、いかなる代替策を講じるのか、あるいは、中止するのかを説明すべきである。

従って、次の事項について質問する。

- 一 緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金によって実施が予定されていた以下の主な事業については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 1 各種事業のために十月初旬から雇用を予定していた者への対処
 - 2 文化施設における資料整理事業
 - 3 土地家屋データ異動および更新事業
 - 4 e L T A X導入準備事業
 - 5 税収確保対策緊急事業
 - 6 不法投棄物回収処分事業
 - 7 住居表示台帳および基本図の整備事業
 - 8 鉄道敷設法面環境向上事業
 - 9 複合福祉施設改修工事管理事業
 - 10 特定健診・特定保健指導率向上事業
 - 11 保険料徴収事業
 - 12 林道環境整備業務
 - 13 広域農道清掃業務
 - 14 工業団地維持管理業務
 - 15 観光地の施設等の管理業務
 - 16 屋外広告物設置状況調査委託
 - 17 小中学校教員活動補助事業
 - 18 児童書等の回収・再利用推進事業
 - 19 遺物整理事業
 - 20 森林整備事業
 - 21 体育施設緑地管理業務
- 二 ふるさと雇用再生特別基金事業補助金によって実施が予定されていた以下の主な事業については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 1 自治体広報番組作成業務
 - 2 地産地消促進事業
 - 3 農産物加工流通促進業務

- 三 地域活性化・経済危機対策臨時交付金によって実施が予定されていた以下の主な事業については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 1 防災資機材の購入
 - 2 救急車搭載用自動体外式除動器の購入
 - 3 ネットワーク機器入替備品購入
 - 4 サーバー入替備品購入
 - 5 行政チャネル番組制作備品(カメラ等)購入
 - 6 自動体外式除動器整備事業
 - 7 新型インフルエンザ対策事業
 - 8 観光まちづくり拠点整備事業
 - 9 モニターツアー催行事業
 - 10 企業立地助成金交付事業
 - 11 小中学校施設整備事業
- 四 地域活性化・経済危機対策臨時交付金、および、安全安心な学校づくり交付金によって実施が予定されていた「テレビ配線の整備」については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 五 地域活性化・経済危機対策臨時交付金、および、学校情報通信技術補助金によって実施が予定されていた以下の主な事業については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 1 校内LAN整備
 - 2 パソコン整備
 - 3 学校のデジタルテレビ整備
 - 4 公民館のデジタルテレビ整備
 - 六 地域活性化・公共投資臨時交付金によって実施が予定されていた以下の主な事業については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 1 学校等の耐震補強事業

- 2 公営住宅ストック総合改善事業
- 3 公共下水道事業
- 七 セーフティネット支援事業補助金(生活保護費補助金)によって実施が予定されていた以下の主な事業については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 1 緊急一時宿泊事業
 - 2 住宅手当緊急特別措置事業
 - 八 子育て応援特別手当交付金によって実施が予定されていた「子育て応援特別手当」については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 九 女性特有のがん対策事業によって実施が予定されていた「女性特有のがん検診推進事業」については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 十 農地集積加速化事業補助金によって実施が予定されていた「農地集積加速化事業」については、国としていかなる代替措置を講じるか。
 - 十一 耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助金によって実施が予定されていた「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」については、国としていかなる代替措置を講じるか。

右質問する。

内閣衆質一七三第四号

平成二十一年十一月四日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度第一次補正予算の一部執行停止に対する代替措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出平成二十一年度第一次補正予算の一部執行停止に対する代替措置に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金」とは、緊急雇用創出事業臨時特例交付金のことを指すものと考えて、当該交付金については、執行を停止していない。

二について

お尋ねの「ふるさと雇用再生特別基金事業補助金」とは、ふるさと雇用再生特別交付金のことを指すものと考えて、当該交付金は、平成二十一年度第一次補正予算に計上したものでなく、御指摘の閣議決定に基づく執行停止の対象とはならない。

三から五までについて

お尋ねの地域活性化・経済危機対策臨時交付金については執行を停止しておらず、お尋ねの安全安心な学校づくり交付金によって実施が予定されていた「テレビ配線の整備」の事業についても、執行を停止していない。

また、お尋ねの「学校情報通信技術補助金」に係る四事業については、既に地方公共団体から交付申請又は事業計画の提出があり、その実施が予定されていたものについては、執行を停止していない。

六について

お尋ねの地域活性化・公共投資臨時交付金については、平成二十一年度第一次補正予算にお

ける追加公共事業等の執行停止に応じて、一部の執行を停止することとしているものであるが、お尋ねの三事業については、執行を停止しておらず、これらの事業に係る当該交付金についても執行を停止していない。

七について

お尋ねの「セーフティネット支援事業補助金」とは、セーフティネット支援対策等事業費補助金のことを指すものと考えて、当該補助金については、執行を停止していない。

八について

お尋ねの「子育て応援特別手当」については、その一部の執行を停止したところであるが、現在、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設に向けて検討しているところである。

九について

お尋ねの「女性特有のがん検診推進事業」については、執行を停止していない。

十について

お尋ねの「農地集積加速化事業」とは、担い手育成・確保対策事業費補助金のうちの農地集積加速化事業費に係る事業を指すものと考えて、当該事業については、既にその実施主体に対する補助金を交付したところである。農林水産省においては、御指摘の閣議決定に基づき、当該実施主体に対し、当該補助金の自主返納の要請を行うこととともに、農地の利用集積に向けた支援措置等に要する経費について、平成二十二年予算概算要求を行っているところ

である。

十一について

お尋ねの「耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助金」とは、平成二十一年度第一次補正予算において追加計上した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金のことを指すものと考えて、当該交付金については、その一部の執行を停止したところである。本年度に実施が見込まれる耕作放棄地の再生作業等については、本年度当初予算で対応することとしている。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 五 号

平成二十二年予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問主意書

提出者 山本 拓

平成二十二年予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問主意書

政府は十月十五日に平成二十二年予算概算要求をまとめた。厚生労働関係で、平成二十一年度予算において計上された事業が、平成二十二年予算概算要求においては継続対象となっていないか、あるいは、廃止・縮小対象となっているかを示されたい。

従って、次の事項について質問する。

厚生労働省の平成二十一年度予算に計上された以下の事業について、平成二十二年予算概算要求では継続対象となっているか、あるいは、廃止・縮小対象となっているかを示されたい。

1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進に関して

- ① 住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進
- ② 中小企業等の雇用維持支援
- ③ 派遣先による派遣労働者の雇い入れの支援
- ④ 解雇・雇い止め等労働条件問題への適切な対応等
- ⑤ 年長フリーター等の雇用機会の確保
- ⑥ 中小企業の就職困難者の雇い入れに対する支援
- ⑦ ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充
- ⑧ 訓練期間中の経済的支援等の実施
- ⑨ 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化
- ⑩ 離職者訓練の実施規模の拡充等
- ⑪ 中小企業の子育て支援促進
- ⑫ マザーズハローワーク事業の拡充等
- ⑬ 六十五歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援
- ⑭ 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援
- ⑮ 介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実
- ⑯ ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化
- ⑰ 内定を取り消された学生等への就職支援の強化

- ⑮ 新規卒者に対する就職支援の強化
- ⑯ 雇用保険の給付見直し等
- 2 安心して質の高い医療の確保に関して
 - ① 救急医療を担う医師の支援
 - ② 産科医療を担う医師の支援
 - ③ へき地医療を担う医師の支援
 - ④ 医師派遣の推進
 - ⑤ 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減
 - ⑥ 医師と看護師等の協働・連携の推進
 - ⑦ 臨床研修病院への支援
 - ⑧ 補償制度・医療事故における死因究明
 - ⑨ 看護職員の資質の向上と確保対策
 - ⑩ 救急医療の充実
 - ⑪ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援
- ⑫ ドクターヘリ導入の促進
- ⑬ 産科医療の確保
- ⑭ 周産期医療の充実
- ⑮ 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援
- ⑯ 患者・家族対話の推進
- ⑰ 難病に関する調査・研究の大幅な拡充
- ⑱ 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担
- ⑲ 医療費適正化に関する施策の推進
- ⑳ レセプト・オンライン化の推進
- ㉑ 高齢者医療運営円滑化事業の推進
- 3 持続可能で安心できる年金制度の構築に関して
 - ① 年金給付費国庫負担金

- ② 年金記録問題への対応
- ③ 少子化対策の推進に関して
 - ① すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実
 - ② 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実
 - ③ 総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進
 - ④ 虐待を受けた子ども等への支援の強化
 - ⑤ 母子家庭等の自立のための就業支援等の推進
 - ⑥ 出産育児一時金
- 5 安心して質の高い介護サービス等の確保に関して
 - ① 地域における介護基盤の整備
 - ② 介護報酬等の見直し
 - ③ 認知症対策の総合的な推進
 - ④ 訪問看護支援事業の実施
 - ⑤ 福祉・介護サービス従事者の確保の推進
 - ⑥ 地域における人材の確保
 - ⑦ 介護労働者の確保・定着
 - ⑧ 地域福祉の再構築
 - 6 障害者の自立支援の推進に関して
 - ① 良質な障害福祉サービスの確保
 - ② 地域生活支援事業の着実な実施
 - ③ 精神障害者の地域移行・地域定着の推進
 - ④ 発達障害者の地域支援体制の確立
 - ⑤ 「工賃倍増五か年計画」の推進
 - 7 その他に関して
 - ① 生活習慣病対策の推進

- ② 職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の整備・充実
 - ③ 母子保健医療の充実
 - ④ ひきこもりやホームレス等への支援
 - ⑤ 生活保護制度の適正な実施
 - ⑥ 医薬品・医療機器の安全対策、迅速な提供体制の推進
 - ⑦ 後発医薬品の使用促進
 - ⑧ 食品安全対策の推進
 - ⑨ 自殺対策の推進
 - ⑩ 社会保障カード（仮称）の導入に向けた検討
 - ⑪ 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等
 - ⑫ 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進
- 右質問する。
- 内閣衆質一七三第五号
平成二十一年十一月四日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員山本拓君提出平成二十二年度予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
- 〔別紙〕
衆議院議員山本拓君提出平成二十二年度予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書
- 御指摘の事業は、厚生労働省が作成した「平成二十一年度予算案の主要事項（以下「予算案の主要事項」という。）に記載されている主な事業のことを指すものと考えているが、そうであるとすれば、

当該主な事業は、予算書上の複数の事業を取りまとめた上で記載しているところ、平成二十二年度予算概算要求については、予算案の主要事項と同様の取りまとめ方で資料を作成していないため、お尋ねについて、直ちにお答えすることは困難である。

なお、長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担及び年金給付費国庫負担金については、予算案の主要事項において予算書上の単一の事業を記載しており、比較可能であるが、これらについては、継続して平成二十二年度予算概算要求を行っている。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 六 号
平成二十二年度予算概算要求の農林水産関係予算の骨格に関する質問主意書
提出者 山本 拓

平成二十二年度予算概算要求の農林水産関係予算の骨格に関する質問主意書
係予算の骨格に関する質問主意書
政府は十月十五日に平成二十二年度予算概算要求をまとめた。農林水産関係で、平成二十一年度予算において計上された事業が、平成二十二年度予算概算要求においては継続対象となつていないか、あるいは、廃止対象となつていないかを示されたい。

従つて、次の事項について質問する。
農林水産省の平成二十一年度予算に計上された以下の事業について、平成二十二年度予算概算要求

求では継続対象となつてゐるか、あるいは、廃止対象となつてゐるかを示されたい。

- 1 水田等の有効活用による食料供給力向上対策に關して
- ① 水田等有効活用促進対策
- ② 産地確立交付金
- ③ 経営体育成基盤整備事業
- ④ 水田・畑作経営所得安定対策
- 2 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備に關して
- ① 農山漁村活性化プロジェクト交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)
- ② 多収性稲種子の安定供給支援事業
- ③ 米粉利用を加速化する基盤技術の開発
- 3 飼料自給率向上対策に關して
- ① 国産粗飼料増産対策事業
- ② 地域資源活用型エコフイード増産推進事業
- ③ 耕畜連携水田活用対策事業
- ④ 酪農飼料基盤拡大推進事業
- ⑤ 畜産担い手育成総合整備事業
- 4 国産野菜・果実等の利用拡大対策に關して
- ① 国産原材料供給力強化対策
- ② 水産加工原料確保緊急対策事業
- ③ 実需者連携型産地基盤整備推進対策(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による産地振興追加補完整備)
- ④ 実需者連携型産地基盤整備推進対策(戦略的産地振興支援事業)
- 5 耕作放棄地解消対策に關して
- ① 耕作放棄地等再生利用緊急対策
- ② 農地環境整備事業
- ③ 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業
- 6 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信に關して
- ① 国産食料品等ポイント活動モデル実証事業
- ② 食品廃棄物発生抑制推進事業
- ③ 食品産業表示推進事業
- ④ 食料自給率戦略広報推進事業
- 7 世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組に關して
- ① 世界食料需給動向等総合調査・分析関係費
- ② アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業
- ③ 途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業
- ④ 農林水産物等輸出課題解決対策
- ⑤ 農林水産物等輸出促進対策
- 8 意欲と能力のある担い手の育成に關して
- ① 生産条件不利補正対策
- ② 収入減少影響緩和対策
- ③ 農業法人経営発展支援事業
- ④ 担い手アクションサポート事業
- ⑤ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業
- 9 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進に關して
- ① 農地確保・利用支援事業
- ② 農地確保・利用推進体制支援事業
- ③ 水土里情報利活用促進事業
- ④ 農地情報共有化支援事業
- ⑤ 農地情報提供支援事業
- 10 食料供給コストの縮減に關して
- ① 農業支援二ユービジネス創出推進事業
- ② 農業用水の安定的供給の確保に關して
- ③ 水利区域内農地集積促進整備事業
- ④ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業
- ⑤ 九頭竜川下流をはじめとする国営かんがい排水事業
- 11 政策の展開を支える農林水産統計の実施に關して
- ① 二〇一〇年世界農林業センサス実施費
- ② 水稻作付面積調査における衛星画像活用事業
- 12 農林水産分野における省エネ・省資源化の推進に關して
- ① 省石油型施設園芸技術導入推進事業
- ② 省エネ技術・機械等普及推進事業
- ③ 施肥体系緊急転換対策
- ④ 地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発
- ⑤ 森林・林業・木材産業づくり交付金
- 13 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実に關して
- ① 食品安全確保調査・試験事業
- ② 食への信頼向上活動促進事業
- ③ 食品産業HACCP等普及促進事業
- ④ 食と農のつながりの深化に向けた取組に關して
- 14 地産地消モデルタウン事業
- ① 地産地消推進活動支援事業
- 15 イノベーションを先導する技術開発の加速化に關して
- ① 生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発
- ② 低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
- 16 知的財産の戦略的な創造・保護・活用に關して
- ① 農林水産知的財産戦略総合推進事業
- ② 和牛精液等流通管理体制構築推進事業
- 17 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開に關して
- ① 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業
- ② 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業
- ③ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- ④ 農地・水・環境保全向上対策
- ⑤ 中山間地域等直接支払交付金
- ⑥ 地域用水環境整備事業(歴史的施設保全事業)
- 18 農商工連携の推進に關して
- ① 食農連携促進事業
- ② 農村地域就業機会創出支援事業
- ③ 食品小売機能高度化促進事業
- ④ 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
- 19 暮らしを守る鳥獣害対策の展開に關して
- ① 鳥獣害防止総合対策事業
- 20 安全・安心な農山漁村づくりの推進に關して
- ① 地域ため池総合整備事業
- ② 水源の里保全緊急整備事業

22 漁港施設機能強化事業 ③ 農林水産分野における地球温暖化対策の強化に関して ① 農林水産分野における省CO₂効果「可視化」推進事業 ② 土壌炭素の貯留に関するモデル事業 ③ 炭素貯留関連基盤整備実験事業 ④ 低炭素むらづくりモデル支援事業 ⑤ 森林整備事業・治山事業	23 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進に関して ① 地域バイオマス利活用交付金 ② ソフトセルロース利活用技術確立事業 ③ 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発(うち日本型バイオ燃料研究開発) ④ CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業	24 農林水産業における生物多様性保全の推進に関して ① 農林水産生きものマークモデル事業 ② 水田環境向上基盤整備支援事業 ③ 環境・生態系保全対策 ④ 森林吸収源対策の一層の推進に関して	25 条件不利森林公的整備緊急特別対策事業 ① 森林境界明確化促進事業 ② 特定間伐等の促進のための路網整備の推進(森林環境保全整備事業等) ③ 過密化した森林の適切な整備等の推進(育成林整備事業等) ④ 美しい森林づくり推進国民運動の展開
26 新たな森林経営政策の確立に向けた対策に関して ⑥ 不在村森林所有者対策 ① 低コスト林業経営等実証事業 ② 集約化等経営支援対策事業 ③ 需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大に関して	27 産材利用拡大に関して ① 地域材の水平連携加工システム推進事業 ② 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業 ③ 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 ④ 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 ⑤ CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業	28 山村再生システムの構築に関して ① 社会的協働による山村再生対策構築事業 ② 治山対策の推進に関して ③ 山地災害総合減災対策治山事業 ④ 水源の里保全緊急整備事業 ⑤ 漁業経営の体質の強化と担い手の育成に関して	29 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業 ① 省エネ対応・資源回復等推進支援事業 ② 漁船漁業構造改革総合対策事業 ③ 漁業共済経営環境変化特別対策事業 ④ 漁業担い手確保・育成対策事業 ⑤ 水産物の加工・流通・消費対策の強化に関して
30 水産加工原料確保緊急対策事業 ④ 水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業 ③ 水産物の資源管理・回復の推進に関して ② 持続的養殖生産・供給推進事業 ① 漁場油濁被害対策 ③ 厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業 ④ 大型クラゲ対策	31 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮に関して ① フロンティア漁場整備事業 ② 浮魚礁漁場整備事業 ③ 右質問する。	32 内閣衆質一七三第六号 平成二十一年十一月四日 内閣総理大臣 鳩山由紀夫 衆議院議長 横路 孝弘殿 衆議院議員山本拓君提出平成二十二年予算概算要求の農林水産関係予算の骨格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 (別紙) 衆議院議員山本拓君提出平成二十二年予算概算要求の農林水産関係予算の骨格に関する質問に対する質問に対する答弁書	33 御指摘の事業であって平成二十一年度予算に計上されているもの(以下「平成二十一年度事業」という。)のうち、水田等有効活用促進対策のうち水田等有効活用促進指導費交付金、農林水産生きものマークモデル事業及び森林境界明確化促進事業については、農林水産省において、平成二十二年予算概算要求を行っていない。 平成二十一年度事業のうち、水田等有効活用促進対策のうち水田等有効活用促進交付金及び強い農業づくり交付金(食料自給力向上対策分)、産地確立交付金、国産粗飼料増産対策事業、地域資源活用型エコフィード増産推進事業、耕畜連携水田活用対策事業、国産原材料供給力強化対策、国産食料品等ポイント活動モデル実証事業、食品廃棄物発生抑制推進事業、食品産業表示推進事業、農林水産物等輸出課題解決対策、農林水産物等輸出促進対策、担い手アクションサポート事業、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、農地確保・利用支援事業、農地確保・利用推進体制支援事業、農業支援ニュービジネス創出推進事業、省石油型施設園芸技術導入推進事業、省エネ技術・機械等普及推進事業、施肥体系緊急転換対策、食への信頼向上活動促進事業、食品産業HACCP等普及促進事業、地産地消モデルタウン事業、地産地消推進活動支援事業、農林水産知的財産戦略総合推進事業、和牛精液等流通管理体制構築推進事業、食農連携促進事業、食品小売機能高度化促進事業、土壌炭素の貯留に関するモデル事業、CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業、美しい森林づくり推進国民運動の展開のうち美しい森林づくり活動推進事業、林業後継者活動支援事業、地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業、森林環境教育推進総合対策事業

及び環境にやさしい木材利用推進緊急対策事業並びに低コスト林業経営等実証事業については、農林水産省において、他の事業に組み替えた上で、平成二十二年予算概算要求を行っている。

平成二十一年度事業のうち、②の①の農山漁村活性化プロジェクト交付金及び③の④の大型クラゲ対策は、それぞれ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金及び有害生物漁業被害防止総合対策事業のことを指すものと考えて、これらの事業を含むその他の事業については、農林水産省において、継続して平成二十二年予算概算要求を行っている。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 七 号

平成二十二年予算概算要求の経済産業関係
予算の骨格に関する質問主意書

提出者 山本 拓

平成二十二年予算概算要求の経済産業関係
係予算の骨格に関する質問主意書

政府は十月十五日に平成二十二年予算概算要求をまとめた。経済産業関係で、平成二十一年度予算において計上された事業が、平成二十二年予算概算要求においては継続対象となっているか、あるいは、廃止・縮小対象となっているかを示されたい。

従って、次の事項について質問する。

経済産業省の平成二十一年度予算に計上された以下の事業について、平成二十二年予算概算要求では継続対象となっているか、あるいは、廃

- 止・縮小対象となっているかを示されたい。
- 1 中小・小規模企業向け金融対策に関して
- ① 経営安定関連保証等対策費補助事業
- ② 中小企業の資金繰り対策
- ③ 緊急保証と政府系金融機関等によるセーフティネット貸付の拡充
- ④ セーフティネット貸付(日本政策金融公庫)
- 2 下請取引の適正化の推進に関して
- 下請かけこみ寺の体制強化、下請ガイドラインの普及啓発
- 3 中小・小規模企業の人材確保・育成等に関して
- ① 企業立地の促進等のための人材育成等支援
- ② 産学連携による人材育成の推進
- ③ ソーシャルビジネスに係るノウハウ移転・人材育成等の推進
- ④ 非正規労働者の雇用安定対策の強化等
- ⑤ 中小・小規模企業活性化人材確保育成促進等
- 4 新エネの導入等を加速するための支援の強化、コスト負担のあり方の検討に関して
- ① 住宅用の太陽光発電の導入支援
- ② 民間事業者や地方自治体等による新エネルギー等の導入支援
- ③ 革新的な新エネルギー技術開発の促進
- ④ 燃料電池の技術開発・導入支援
- ⑤ 次世代自動車の導入促進
- 5 安全で平和的な原子力利用の拡大に関して
- ① 次世代軽水炉等の先進的原子力発電技術開発
- ② 海外ウラン探鉱支援事業
- ③ 軽水炉核燃料サイクルの推進に係る技術開発
- ④ 原子力発電導入国に対する基盤整備支援
- ⑤ 原子力発電施設等と地域との共生の実現
- ⑥ 原子力安全・防災対策の確保と向上
- 6 二〇五〇年排出量半減のための革新的技術開発の促進に関して
- 「Cool Earth エネルギー革新技術計画」関連事業
- 7 非在来型燃料(メタンハイドレート等)の実用化に向けた技術開発・実証の加速に関して
- ① メタンハイドレート開発促進事業
- ② 低品位炭灰改質技術開発
- 8 資源国との戦略的な関係強化と民間資源開発支援等による我が国への資源の安定供給確保に関して
- ① 資源国のニーズに応じた戦略的な資源外交の推進等
- ② 資源国等の途上国における円借款等の形成促進
- 9 中東諸国との互恵的・戦略的な関係の構築に関して
- 中東産油国との戦略的な関係の構築推進
- レアメタル・鉄鉱石等の探査・生産技術の強化、リサイクル・代替材料開発の推進等に関して
- ① 希少金属資源開発推進基盤整備事業
- ② 希少金属代替材料開発プロジェクト
- ③ アジア大の3Rネットワーク構築プロジェクト
- ④ 低品位原料を使用した革新的製鉄プロセス技術開発
- ⑤ 民間事業者によるレアメタル・鉄鉱石等の探鉱・開発等の支援
- 11 商品先物取引市場の透明性向上による公正な商品価格の形成の促進に関して
- 市場監視システム等構築
- 12 温室効果ガス排出削減等が企業の競争力につながる仕組み作りに関して
- 「国内クレジット制度」運営・中小企業等の排出削減支援
- 13 企業や各製品が持つ環境力が評価される仕組み作り(CO2排出量等の「見える化」等)に関して
- ① カーボンフットプリント制度構築等事業
- ② 資源生産性向上連携促進事業
- ③ マテリアルフローコスト会計の国際標準化に向けた取組の推進
- ④ 海外の専門人材を活用した国際標準化推進事業
- ⑤ 環境配慮活動活性化ビジネス促進事業
- ⑥ 地球温暖化防止のための教育の推進
- ⑦ 地域における省エネ家電買換えによるCO2削減量の「見える化」
- 14 環境力等を評価・認証するビジネスの育成・強化に関して
- 海外認証機関との連携を通じた国内認証機関の事業革新の促進

15 革新的な省エネの実現に関して ① 省エネルギー革新技術開発事業 ② エネルギー使用合理化事業者支援事業 ③ 高効率給湯器導入促進事業 ④ クリーンディーゼル自動車の導入促進 ⑤ 省エネ診断やESCO事業等の促進 ⑥ 低温室効果冷媒を用いた省エネエアコン開発	16 ITの活用による産業・生活の低炭素化(「グリーンIT」の加速化)に関して ① グリーンITプロジェクト ② エネルギーITS推進事業 ③ ゼロ・エミッションハウス実現に向けたシステム技術開発・実証事業	17 アジアの環境問題の改善に向けた技術協力・制度導入支援等に関して ① 省水型・環境調和型水循環プロジェクト ② 国際エネルギー消費効率化事業 ③ 途上国における制度構築支援事業	18 イノベーションに必要な資金の供給と技術・人材の連携を促す仕組みに関して 「イノベーション創造機構」(仮称)への財投会計 19 企業や業種等の壁を越えた共同研究開発等によるオープン・イノベーションを促進するための環境整備に関して ① 知財プロデューサーの派遣等によるオープン・イノベーション促進 ② 特許情報と技術情報をシームレスに検索できる環境の整備
20 世界最先端のイノベーション拠点の整備実用化につながる研究開発を促進するための仕組みの整備に関して ① イノベーション実用化助成事業 ② 小型化等による先進的宇宙システムの研究開発 ③ 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発 ④ 生活支援ロボット実用化プロジェクト ⑤ 基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発 ⑥ 産業技術研究開発委託事業 ⑦ 中小企業製品性能評価事業	21 低炭素・省エネ・省資源型の地域社会システムの推進に関して 22 ITとサービスの組合せによる高付加価値サービスの創出に関して ① ITとサービスの融合による新市場創出促進事業 ② 画像検索等の次世代解析技術の開発(情報大航海プロジェクト)	23 「アジア経済・環境共同体」構想の実現に関して ① 東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)を通じて東アジアとの連携強化 ② クリーン・コール for アジア ③ アジア石油備蓄イニシアティブ ④ アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援(アジア知識経済化イニシアティブ) ⑤ アジア人財資金構想	
24 アジア電子流通圏構想等に基づく流通・物流チャネルの国際展開推進 ⑥ コンテンツ産業のアジア展開支援 ⑦ 環境技術、文化、コンテンツ等の日本の強みを活かした海外市場獲得に関して ① JAPANブランド戦略展開支援事業 ② 地域ソフトパワー国際発信関連 ③ 地域資源活用型新規産業創造支援事業 ④ ファッションビジネス支援整備事業 ⑤ 二〇一〇年上海国際博覧会に向けた取組	25 中小企業の省エネ・排出削減等の促進に関して ① 中小企業の排出削減設備導入支援 ② 環境・エネルギー対策資金(日本政策金融公庫)	26 ITの活用等による地域・中小企業の生産性向上・競争力強化に関して ① 中小企業の業務効率化を実現するSaaS基盤システム等の開発 ② ITを活用した経営革新に取り組む地域・中小企業の支援 ③ 地域・中小企業と地域IT産業の連携促進 ④ サービス産業の生産性を向上させるツールの創出・普及 ⑤ ITを活用した安全・安心の流通プラットフォーム構築事業	27 国内外企業との立地促進に関して ① 企業立地の促進等のための人材育成等支援 ② 企業立地の促進等のための共用施設整備
28 地域への対内直接投資の呼び込み促進のためのマッチング事業 ③ 農商工連携の促進に関して ① 農商工連携推進関係予算 ② 新事業活動促進支援補助金 ③ 市場志向型ハンズオン支援事業 ④ 地域イノベーション創出研究開発事業 ⑤ 農商工連携、国産農産物の積極的活用等	29 中小企業の事業再編、海外市場開拓の支援等に関して ① 中小企業再生支援協議会事業 ② 中小企業海外展開等支援事業 ③ 中小企業事業承継円滑化支援事業等 ④ 海外事業展開資金(日本政策金融公庫) ⑤ 劣後ローン制度の創設・拡充(日本政策金融公庫)	30 地域コミュニティを担う商店街の活性化・新たなビジネスの創出の促進に関して ① 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 ② 社会課題対応等中小商業再生事業 ③ 商店街活力向上対策 ④ 地域密着型ビジネスに対する融資制度の創設(日本政策金融公庫)	31 地域力連携拠点によるワンストップサービスの提供(「つながり力」の強化)に関して ① 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業 ② ジェトロ中小企業等国際展開支援関連(日本貿易振興機構への交付金) ③ 産業クラスター計画補助金

32 地域・中小企業の強みを活かした事業展開の促進に関して 中小企業の新事業展開に関する融資(日本政策金融公庫)	38 更なる高度情報化による市場創出に関して ① 次世代型の低消費電力半導体基板技術開発 ② ナノエレクトロニクスによる半導体新材料・新構造技術の開発	(別紙) 衆議院議員山本拓君提出平成二十二年予算予算要求の経済産業関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書 御指摘の事業であって平成二十一年度予算に計上されているもの(経済産業省計上分に限る。以下「平成二十一年度事業」という。)のうち、低品位炭改質技術開発、市場監視システム等構築、地球温暖化防止のための教育の推進、画像検索等の次世代解析技術の開発(情報大航海プロジェクト)、中小企業の業務効率化を実現するSaaS基盤システム等の開発、産業クラスター計画補助金、地域の研究機関によるワンストップ技術支援体制の整備及び救急・周産期医療情報ネットワーク構築実証事業については、平成二十二年予算概算要求において、経済産業省から要求を行っている。 平成二十一年度事業のうち、経営安定関連保証等対策補助事業、住宅用の太陽光発電の導入支援、民間事業者や地方自治体等による新エネルギー等の導入支援、次世代自動車の導入促進、原子力発電施設等と地域との共生の実現、「Cool Earth エネルギー革新技術計画」関連事業、資源国のニーズに応じた戦略的な資源外交の推進等、希少金属資源開発推進基盤整備事業、低品位原料を使用した革新的製鉄プロセス技術開発、民間事業者によるレアメタル・鉄鉱石等の探鉱・開発等の支援、「国内クレジット制度」運営・中小企業等の排出削減支援、省エネルギー革新技術開発事業、クリーンディーゼル自動車の導入促進、国際エネルギー消費効率化事業、イノベーション実用化助成事業、小型化等による先進的宇宙システムの研究開発、アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援(アジア知識経済化イニシアティブ)、JAPANブランド戦略展開支援事業、二〇一〇年上海国際博覧会に向けた取組、サービス産業の生産性を向上させるツールの創出・普及、地域への対内直接投資の呼び込み促進のためのマッチング事業、中小企業再生支援協議会事業、経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業、地域・ものづくり中小企業等が行う研究開発支援、経済連携協定に基づく日本語研修等(比看護師・介護福祉士等)、システムLSIセ
33 地域・中小企業における技術開発・実用化の促進に関して ① 地域・ものづくり中小企業等が行う研究開発支援 ② 地域の研究機関によるワンストップ技術支援体制の整備 ③ 新たな技術やノウハウ等を活用して事業を行う中小企業に対する融資(日本政策金融公庫)	39 世界最先端の知財制度の整備に関して ① 特許審査迅速化のための先行技術調査外注の強化 ② 海外における模倣品・海賊版対策強化事業 40 統計基盤の整備に関して ① サービス統計(特定第三次産業構造統計)の拡充 ② 電子商取引実態調査 41 安全・安心な経済社会の構築に関して ① 商取引・製品安全に係る消費者の安全・安心確保のための取組強化 ② 地域見守り支援システム実証事業 ③ 救急・周産期医療情報ネットワーク構築実証事業 ④ 情報セキュリティ・情報システム信頼性の確保に向けた取組促進 ⑤ 化学物質規制対策事業 ⑥ 安全保障貿易管理の強化	平成二十一年度事業のうち、企業立地の促進等のための人材育成等支援、ソーシャルビジネスに係るノウハウ移転・人材育成等の推進、アジア大の3Rネットワーク構築プロジェクト、マテリアルフローコスト会計の国際標準化に向けた取組の推進、環境配慮活動活性化ビジネス促進事業、産業技術研究開発委託事業、アジア電子流通圏構想等に基づく流通・物流チャネルの国際展開推進、地域ソフトウェア国際発信関連、ITを活用した経営革新に取り組む地域・中小企業の支援、地域・中小企業と地域IT産業の連携促進、企業間情報連携基盤の強化、高度な内視鏡手術を支援する機器の開発、海外における模倣品・海賊版対策
34 産学連携による人材育成の推進に関して 産学連携による人材育成の推進 高度外国人材の活用に関して ① 外国人研修・技能実習制度適正化指導事業等 ② 経済連携協定に基づく日本語研修等(比看護師・介護福祉士等) ③ 日系企業での外国人材活用の裾野拡大支援 ④ 戦略的IT投資と企業間連携の促進に関して	内閣衆質一七三第七号 平成二十一年十一月四日 衆議院議長 横路 孝弘殿 衆議院議員山本拓君提出平成二十二年予算概算要求の経済産業関係予算の骨格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。	① システムLSIセキュリティ評価体制の構築 ② 世界の潜在需要を喚起する新産業群の創出に関して ③ 幹細胞産業応用促進基盤技術開発 ④ 高度な内視鏡手術を支援する機器の開発

キュリティ評価体制の構築、サービス統計(特定第三次産業構造統計)の拡充及び化学物質規制対策事業については、平成二十二年予算概算要求において、経済産業省から、平成二十一年度予算計上額以上の額を要求している。

平成二十一年度事業のうち、右の事業以外のものについては、平成二十二年予算概算要求において、経済産業省から、平成二十一年度予算計上額未満の額を要求している。

平成二十一年十月二十六日提出
質 問 第 八 号

平成二十二年予算概算要求の国土交通関係
予算の骨格に関する質問主意書

提出者 山本 拓

平成二十二年予算概算要求の国土交通関係
係予算の骨格に関する質問主意書

政府は十月十五日に平成二十二年予算概算要求をまとめた。国土交通関係で、平成二十一年度予算において計上された事業が、平成二十二年予算概算要求においては継続対象となっているか、あるいは、廃止・縮小対象となっているかを示されたい。

従って、次の事項について質問する。

国土交通省の平成二十一年度予算に計上された以下の事業について、平成二十二年予算概算要求では継続対象となっているか、あるいは、廃止・縮小対象となっているかを示されたい。

- 1 災害等から命を守ることにに関して
- ① 地球温暖化に伴う災害リスクの増大への緊急的対応の強化

② 大規模災害時の対応体制の強化(緊急災害対策派遣隊の充実強化等)

③ 住宅・建築物の安全・安心の確保

④ 公共交通インフラの耐震化等の推進

⑤ 都市公園の安全・安心の確保

⑥ 社会資本ストックの戦略的な維持管理による安全・安心の確保とライフサイクルコストの縮減

2 生活者の視点に立った安心施策の展開に関して

① 高齢者が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実

② 住宅ストックの再生等の推進

③ 公共交通の被害者対策・安全対策等の強化

④ 公共交通機関のバリアフリー化

⑤ 歩行者や自転車に配慮した道路空間の再構築

3 海洋立国の推進に関して

① 海難救助、犯罪取締の強化を支える海上保安体制の確保

② ふくそう海域での事故半減をめざすICT(船舶自動識別装置等)を活用した新たな安全システムの構築

③ 船舶の最先端省エネ技術の開発、国際普及等の推進

④ 海洋管理のための離島施策の新たな展開

⑤ 低炭素型都市づくりの推進

⑥ 住宅・建築物における省資源・省CO2対策の推進

③ 交通分野の省CO2対策の推進

④ 地球温暖化の観測・監視体制の強化

⑤ 最新技術を導入したグリーン庁舎の整備

⑥ 地域の自立・活性化に関して

⑦ 広域ブロックの自立的な発展の推進

⑧ 民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進

⑨ まちづくり交付金による国の施策に関連した取組への支援の強化

⑩ 地域活力基盤創造交付金(仮称)による地域活力の強化

⑪ 地域における公共交通等の活性化・再生

⑫ 整備新幹線の着実な整備

⑬ 空港、港湾等の物流効率化・流通活性化を通じた地域活性化

⑭ 建設産業・不動産業の活力の回復と生産性の向上

⑮ 住宅・不動産市場活性化のための緊急対策

⑯ 魅力ある国際都市づくりに関して

⑰ 羽田空港の発着能力の一・四倍増などによる首都圏空港等の機能強化

⑱ 成田・羽田両空港間のアクセス五十分台、都心と両空港へのアクセス三十分台以内の実現に向けたアクセス改善など都市鉄道ネットワークの充実

⑲ コスト・サービス水準でアジア主要港を凌ぐスーパースター中核港湾の実現

⑳ 観光立国の推進に関して

㉑ 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりと二〇一〇年までの一千万人訪日の実現による国際

観光交流の拡大

8 少子・高齢化に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進に関して

① 高齢者の居住の安定確保を図るための支援措置

② 公的賃貸住宅ストックの有効活用に向けた地域住宅交付金

③ マンション等安心居住推進事業

④ 優良住宅取得支援制度

9 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現に関して

① 鉄道駅におけるバリアフリー化の推進

② ノンステップバス等普及促進事業

③ 地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発

④ 海面処分場の計画的な確保(海洋廃棄物処理)

⑤ 干潟等の保全・再生・創出及び閉鎖性海域における水環境の改善等の推進

⑥ 利便施設の整備等による海岸利用の活性化に向けた地域の取組への支援

⑦ 美しい景観形成や地域の魅力向上に資する日本風景街道の推進

⑧ 安全・快適な道路空間創出のための無電柱化の推進

⑨ 低公害車等の導入促進

⑩ 次世代低公害車の開発・実用化促進

⑪ 下水道未普及解消重点支援制度の創設

⑫ まちづくりと一体となった賑わいの水辺空間の創出

10 地球環境の保全に関して ① 低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充 ② 革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設 ③ 内航海運省エネ化促進調査事業 11 水害等災害による被害の軽減に関して ① 静止地球環境観測衛星の整備 ② 地球温暖化に関する観測・監視体制の強化 ③ 市町村単位の気象警報の発表 ④ 火山監視・情報センタースистেমの機能強化 ⑤ 密集市街地の整備促進(住宅市街地総合整備事業) ⑥ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の創設 ⑦ 下水道浸水被害軽減総合事業の創設 ⑧ 下水道総合地震対策事業の創設 ⑨ 気候変動に伴う水災害リスク対策の推進 ⑩ 気候変動に伴う集中豪雨の頻発・激化に対応する流域対策の推進 ⑪ ライフサイクルコストの縮減に向けた河川管理施設の戦略的維持管理 ⑫ 超過洪水に対応するための既設ダムの治水機能増強 ⑬ T E C - F O R C E による大規模災害時の対応体制の強化 ⑭ 河道閉塞(天然ダム)災害に対する危機管理体制の強化 ⑮ 甚大な土砂災害が発生した地域における抜本的な土砂災害対策の強化	⑯ ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等における緊急津波・高潮対策 ⑰ 観測施設の整備など情報基盤整備の推進及び局所的な堤防等未整備箇所の解消 ⑱ 海岸堤防等の信頼性向上のための緊急対策の推進 ⑲ 砂浜侵食海岸における堤防の緊急対策事業の推進 12 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保に関して ① 踏切保安設備の整備の推進 ② 鉄道駅耐震補強の推進 ③ 自動車運送事業者に対する効果的な監査の推進 ④ 国産旅客機の開発に伴う新たな安全性審査方式の導入 ⑤ 海上輸送の安全性向上のための総合対策 ⑥ 総合的かつ戦略的な徒歩、自転車、公共交通等による移動環境の整備の推進 ⑦ 緊急輸送道路の耐震対策等道路の防災・震災対策の推進 ⑧ 安全で安心な道路サービスを提供する道路構造物の予防保全の推進 ⑨ 「開かずの踏切」等の対策 ⑩ 事故の発生割合の高い区間における重点的な交通事故対策の推進と、通学路等の歩道整備や自転車利用環境の整備の推進 ⑪ 巡視船艇・航空機等の緊急整備及び運航費の確保 ⑫ 治安、救難・防災体制の確保	13
⑬ A I S (船舶自動識別装置)を活用した海上交通センタ―機能の強化等(新交通ビジョン) ⑭ 海洋調査の推進及び海洋情報の一元化 ⑮ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化に関して ① 多様な関係者の連携による物流効率化促進事業の創設 ② スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化 ③ 港湾を核とした地域活性化プログラムの推進 ④ 観光振興拠点となる旅客船ターミナル等の整備 ⑤ 離島航路の再生等の取組と連携した港湾整備の推進 ⑥ 耐震強化岸壁の整備等港湾における大規模地震対策の推進 ⑦ 港湾施設の戦略的維持管理の推進 ⑧ 港湾における効率的な物流体系の構築や船舶からC O 2等の排出源対策等による低炭素社会構築の推進 ⑨ マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策 ⑩ 国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業 ⑪ 観光の振興に寄与する人材の育成 ⑫ ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進 ⑬ 国際会議の開催・誘致の推進 ⑭ 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備	⑮ 空港・港湾へのアクセス向上 ⑯ 整備新幹線整備事業の推進 ⑰ 羽田再拡張事業など首都圏空港等の整備の推進 ⑱ 既存ストックを最大限活用した空港等機能高質化事業の推進 ⑲ 大規模災害時において航空ネットワークの維持等を確保するための空港等の耐震化の推進 ⑳ 航空機の滑走路誤進入の防止等を図るための航空安全・安心対策の推進 14 都市再生・地域再生等の推進に関して ① 都市環境改善支援事業の創設 ② 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 ③ まちづくり交付金の拡充 15 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上に関して ① 空港アクセス鉄道の整備の推進 ② コミュニティ・レール化の推進 ③ 鉄道事業再構築事業その他地方鉄道活性化及びL R T システムの整備に対する支援 ④ 北九州・福岡間鉄道貨物輸送力増強事業の推進 ⑤ 地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充 ⑥ 離島航路補助制度の改革 ⑦ 地方バス路線の維持に対する支援の実施 ⑧ 総合交通戦略の更なる推進のため、人と環境にやさしい自転車利用環境の整備について都市交通システム整備事業を拡充	15

- ⑨ 三大都市圏環状道路の整備をはじめとした集中的な渋滞対策の推進
- ⑩ 工事渋滞軽減のための路上工事縮減の推進
- 16 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護に関して
- ① ICTを活用した建設生産システムの普及促進
- ② 用地補償基準の適正化等に関する検討経費
- ③ 既存住宅ストックの流通市場の環境整備に関するモデル取引調査
- ④ 消費者への不動産関連知識の普及・啓発のための環境整備の推進
- ⑤ 不動産市場データベースの構築
- ⑥ 地域の中堅・中小建設業者に対する経営相談の強化等の建設業経営支援緊急対策の実施
- ⑦ 我が国建設業の国際競争力の強化
- ⑧ 官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業
- ⑨ 都市部における地籍調査推進手法モデル調査事業の創設
- ⑩ 都市再生に資する地籍整備の推進
- ⑪ 土地の安全性に関する情報の整備・提供手法の構築
- ⑫ 船員確保・育成等総合対策事業
- 17 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備に関して
- ① 広域地方計画先導事業の創設
- ② 定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業の創設
- ③ 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業の拡充

- ④ モビリティサポート推進経費の創設
- ⑤ 基盤地図情報の整備等の推進
- 右質問する。

内閣衆質一七三第八号

平成二十一年十一月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出平成二十二年度予算概算要求の国土交通関係予算の骨格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出平成二十二年度予算概算要求の国土交通関係予算の骨格に関する質問に対する答弁書

御指摘の事業は、国土交通省が作成した「平成二十一年度予算概要」に記載されている施策のことを指すものと考えて、そうであるとすれば、当該施策の多くは、予算書上の複数の事業を取りまとめた上で記載しているところ、平成二十二年度予算概算要求については、「平成二十一年度予算概要」と同様の構成や取りまとめ方で資料を作成していないため、お尋ねのすべてについて、直ちにお答えすることは困難である。御指摘の内航海運省エネ化促進調査事業、既存住宅ストックの流通市場の環境整備に関するモデル取引調査、消費者への不動産関連知識の普及・啓発のための環境整備の推進及び都市部における地籍調査推進手法モデル調査事業については、平成二十二年度予算概算要求を行っていない。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される在勤基本手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される住居手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高市早苗君提出自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浜田靖一君提出遺骨収集に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出懲戒処分を受けた職員の日本年金機構への移管に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出日本郵政に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あつせんに関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政新社長の職歴に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹内譲君提出中央省庁のタクシー使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹内譲君提出自殺の防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹内譲君提出地球温暖化対策税（炭素税）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹内譲君提出エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹内譲君提出新型インフルエンザワクチンに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十一年十月二十七日提出
質 問 第 九 号

外務省在外職員に支給される在勤基本手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

官 報 (号 外)

外務省在外職員に支給される在勤基本手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

過去の答弁書等によると、外務省在外職員に支給される在勤手当のうち在勤基本手当につき、同省職員は精算をすることも具体的な使途を報告することも義務付けられておらず、また同手当には課税もされていないことが明らかにされている。

また、在勤基本手当の予算額については、平成十六年度から二十一年度まで、それぞれ百四十六億二千五百三十万三千円、百四十七億三千五百五十万五千円、百五十三億二千五百五十四万四千円、百五十八億九千二百七十六万六千円、百七十八億二千九百三十四万六千円、百七十六億七千七百七十三万八千円であり、また、平成二十年度、二十一年度について見ると、それぞれの年度の定員数三千四百二十八人、三千五百二十八人で当該年度の在勤基本手当の額を除けると、一人あたり約五百二十万円、約四百九十九万円もの金額が、本俸とはまた別に支給されていることが明らかにされている。

在勤基本手当のあり方が適切か否かにつき、本年十月一日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七二第二一〇号。以下、「政府答弁書」という。）では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、在勤基本手当のこれまでの経緯等についての確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 本年十月十九日付の読売新聞夕刊によると、外務省は、副大臣と大臣政務官による、在勤手当の支給水準について検討するチームを発足させる方針を固めたとのことであるが、右のチームは実際にいつ発足し、いつから稼働し、いつを目処に在勤基本手当の適正な水準等について結論を出す予定であるのか説明されたい。

三 在勤基本手当は、社会通念に照らしても本俸とは別に受給できる手当としては金額が極めて大きく、課税の対象にもなっていない。また外務省在外職員がそれを実際にどの様に使ったのかを明らかにすることも、精算することも義務付けられていないため、例えば同省職員が、在勤基本手当を外交活動のために使わず、個人的な買い物や蓄財に回したとしても、それを国民は知りようがない。過去の質問主意書で、鳩山由紀夫内閣総理大臣として、この様な在勤基本手当のあり方は、国民の理解を得られると考えているかと問うたところ、「政府答弁書」では前文の答弁がなされていたが、現時点で、右の指摘につき、鳩山総理大臣、岡田克也外務大臣はどの様な見解を有しているのか説明されたい。

四 本年八月三十日に投票が行われた第四十五回衆議院議員総選挙において、民主党が勝利を収め、政権交代が実現する以前から、鳩山総理大臣は政権奪取後、税金の無駄遣いを厳しくチェックすることを訴えていたと承知する。前政権では、在勤基本手当のあり方を見直し、より国民の理解を得られる、透明性の高い仕組みをつくることは出来なかったが、鳩山総理大臣、そして岡田大臣として、右を実行する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七三第九号
平成二十一年十一月六日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される在勤基本手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される在勤基本手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一から四までについて
御指摘の在勤基本手当を含む在勤手当に関しては、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとする「在勤手当プロジェクトチーム」を立ち上げ、第一回会合を本年十月二十七日に開催した。

今後一か月を目途に在勤手当の検証を進める予定であり、その結果も踏まえて今後、在勤基本手当を含む在勤手当の在り方に対する検討を行ってまいりたい。

平成二十一年十月二十七日提出
質問 第一一〇号

外務省在外職員に支給される住居手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される住居手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書
意書

平成十七年十月十八日の政府答弁書（内閣衆質一六三第一〇号）では、外務省在外職員が住居を構える際の要件に、

① 自宅に客を招き会食する等外交活動の拠点となること

② 比較的テロ等の対象になりやすい在外職員及びその家族の生命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること

③ 緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること

の三点が挙げられている。同省在外職員に支給されている住居手当について問うたところ、本年十月二日の政府答弁書（内閣衆質一七二第六号。以下、「政府答弁書」という。）では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、住居手当のこれまでの経緯等についての確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

況にあるのか説明されたい。

二 本年十月十九日付の読売新聞夕刊によると、
外務省は、副大臣と大臣政務官による、在勤手
当の支給水準について検討するチームを充足さ
せる方針を固めたとのことであるが、右のチー
ムは実際にいつ発足し、いつから稼働し、住居
手当の適正な水準等について結論を出す予定で
あるのか説明されたい。

三 過去の質問主意書で、外務省として、今後同
省在外職員に対し、実際に客を自宅に招いて会
食する等の活動を行っているか否か、その実態
を報告することを課す考えはあるかと問うたこ
ろ、前政権下で閣議決定された過去の答弁書
では「自宅に客を招き会食する等の外交活動に
ついては、在外職員の日常の職務と密接に関連
しており、外務省としては、改めて報告を課す
ようなことは考えていない。」との答弁がなされ
ている。言うまでもなく住居手当は国民の税金
を原資としているものであり、それが我が国の
国益のため有効に使われているかどうか、国民
は知る権利を有していると考ええる。政権奪取
後、税金の無駄遣いを厳しくチェックすること
を選挙期間中訴えていた鳩山由紀夫内閣とし
て、今後同省に対し、同省職員が住居手当を受
給するにふさわしく、自宅を実際に客を招いて
会食する等の活動の拠点として活用しているか
否か、同省職員に報告することを課すよう、指
導する考えはあるかと問うたところ、「政府答
弁書」では前文の答弁がなされているが、現時
点において、鳩山総理大臣、岡田克也外務大臣

として、右の指摘に対しどのような見解を有して
いるのか説明されたい。

四 外務省、特に在ロシア日本国大使館（以下、
「大使館」という。）として、モスクワ市内にお
ける不動産価格及び平均的な住宅賃借料につ
いて把握していないことが過去の答弁書で明らか
にされている。過去の質問主意書で、そもそもモ
スクワ市内に所在している「大使館」が、同市内
における不動産価格及び平均的な住宅賃借料を
把握していないのは如何なる理由によるものと
問うたところ、過去の答弁書でも「先の答弁
書（平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第
五〇七号）一及び四から六までについてでお答
えしたとおり、お尋ねの『モスクワ市内におけ
る不動産価格及び平均的な住宅賃借料』が、そ
のまま住居手当の限度額を決定するための参考
とならないと考える。」との答弁がなされている
だけである。当方が問うているのは、そもそも
なぜモスクワ市内に所在する「大使館」が、同市
内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料
を承知していないのかという点であるが、同省
として現時点において、当方の質問の趣旨を正
確に理解し、曖昧な答弁ではぐらかすのではな
く、右の理由を明らかにする考えはあるか。

五 過去の答弁書で、外務省として、在勤手当の
改定に際し、主要国に照会を行い、それらの国
の在勤手当制度の概要を把握していることが明
らかにされている。また、右の「主要国」とは具
体的にどの国を指しているのか、右の「照会」と
は、右の国に対し、外務省のどこの部署によ

り、いつ、どのような方法をもつてなされている
のかという点については、過去の答弁書で「こ
れら当該国との関係もあり、内容につきお答え
することは差し控えたい。」と、それぞれを明ら
かにすることは差し控えるとの答弁がなされて
いる。住居手当が国民の税金を原資としたもの
である以上、政府、特に外務省として、その限
度額がどのような基準に基づいて決定されている
か等、そのあり方について、出来る限り国民に
丁寧な説明をすることが求められるのであり、
「主要国」の具体的な国名と「照会」の結果を、そ
れぞれが具体的に結びつき、どの国でどれだ
けの住居手当に類した手当が支給されているか
が露見しない形で公表する、または、「主要国」
の具体的な国名が「照会」の結果のどちらかだけ
でも国民に明らかにするべきであると考え
るが、鳩山総理大臣、岡田大臣は右の指摘に対
しどのような見解を有しているのか説明されたい。

六 本年八月三十日に投票が行われた第四十五
回衆議院議員総選挙において、民主党が勝利を
収め、政権交代が実現する以前から、鳩山総理
大臣は政権奪取後、税金の無駄遣いを厳しく
チェックすることを訴えていたと承知する。前
政権は、住居手当のあり方を見直し、より国民
の理解を得られる、透明性の高い仕組みをつ
くることは出来なかったが、鳩山総理大臣、そ
して岡田大臣として、右を実行する考えはある
か。

右質問する。

内閣衆質一七三第一〇号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に
支給される住居手当に対する鳩山由紀夫内閣の見
解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員
に支給される住居手当に対する鳩山由紀夫
内閣の見解に関する質問に対する答弁書
一から六までについて

御指摘の住居手当を含む在勤手当に關して
は、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武
正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバ
ーとする「在勤手当プロジェクト」を立ち上
げ、第一回会合を本年十月二十七日に開催し
た。

今後一か月を目途に在勤手当の検証を進める
予定であり、その結果も踏まえて今後、住居手
当を含む在勤手当の在り方に対する検討を行
つてまいりたい。

平成二十一年十月二十七日提出
質 問 第 一 一 号

自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチ
ン接種の時期等に関する質問主意書

提出者 高市 早苗

自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問主意書

新型インフルエンザ対策としてのワクチン接種については、平成二十一年十月より、医療従事者等を最優先として、政府が決めた優先順位に従って、順次実施される予定と承知している。

自衛官は、日本国民の生命及び日本国の領土や独立統治を守る為に重要な国防の任にあたっており、今後、新型インフルエンザの流行が深刻な事態となった場合には、社会機能を維持する為に出動を要請される可能性もあり、優先的にワクチン接種を受けることが望ましい者にあたると思われる。

従って、次の事項について質問する。

一 自衛官は、優先的にワクチン接種を受けることが望ましい者にあたると思われるか。

二 前問への回答の理由は何か。

三 自衛官がワクチン接種を受けることが可能な時期は、いつになるのか。

内閣衆質一七三第一号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高市早苗君提出自衛官に対する

新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

今般の新型インフルエンザのワクチンの接種事業において、新型インフルエンザによる死亡、重症化のおそれが高い者及びインフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者（以下「医療従事者等」という。）を優先接種対象者としているのは、新型インフルエンザの重篤性が季節性インフルエンザと同程度とされている一方で妊婦や基礎疾患を有する者等は重症化する可能性が高いこと、今後更なる感染者の増加が見込まれる中で、必要な医療提供体制を確保する必要があること、当面、ワクチンの供給が順次行われていくことなどを勘案してのものである。

したがって、現状においては、自衛官が医療従事者等と同じ意味で優先的にワクチン接種を受けることが望ましい者に当たるとは考えていない。

三について

お尋ねについては、優先接種対象者に該当する者に対するワクチンの接種時期は、本年十一月以降を予定しているが、それ以外の者に対するワクチンの接種時期については、今後のワクチンの接種状況や製造状況等を勘案して決定することとしており、現時点で、お答えすることは困難である。

平成二十一年十月二十七日提出
質問 第一 二一 号

遺骨収集に関する質問主意書

提出者 浜田 靖一

遺骨収集に関する質問主意書

十月二十六日、鳩山首相は所信表明演説において、「政治には弱い立場の人々、少数の人々の視点が尊重されなければならない。そのことだけは、私の友愛政治原点として、ここに宣言させていただきます」と宣言された。

声の出せない遺体となった国民の声はどのように聞かれるのか。

理由の如何を敢えて問わず、不幸にして、海外で亡くなった日本国民の遺体を放置している国家は弱い立場の人々の声を尊重していると言えるのか。

現在、先の大戦において亡くなった戦争関連死亡者は少なくとも百十五万人以上が海外に放置されている。これらは全て、時間の経過と共に遺体であったものが遺骨となり放置遺棄されているものである。

海没などで所在不明で処理されてしまっているものも数多く存在するが、現在フィリピンにおいては既に、国家委託事業として調査し、約三万人分の遺骨が所在確認をほぼ終え、予算さえあれば、送還できる状態となっている。

所在が分かり、送還できる状態にあるご遺体を帰還させない国家が鳩山首相の言われる友愛国家なのか。

我が国はそれほど貧しかったのか。
これらの遺体を国家予算を遣って、送還することを「税金の無駄遣い」と言うのか。

国のために自らの命を捧げ、祖国を想い亡くなられた先人たちを、彼の地に放置したままでは、我が国の平和と繁栄に未来はないことは論を待たない。

国は、平成二十一年度に、民間団体と協力して機動的な遺骨収集をするために、現地の調査体制を強化するとともに、予算を拡充するなど、新たに遺骨のご帰還に取り組んだ。その結果、とりわけフィリピンにおいては今年度九月末時点までに三千三百六十九体の御遺骨を持ち帰るといふ著しい成果を得ることとなった。更に、約三万体の遺骨の所在を確認し、厚生労働省に既に報告がなされている。

我が国として何より現地において戦争を知る方々も高齢化し、年々少なくなっている現状を鑑みると、一体でも多く、一刻も早く、ご遺骨を収集しなければ、放置されたまま、国に見捨てられてしまうことになる。そうなる前に、一体でも多く、一刻でも早く、ご遺骨を埋葬し、供養することが国の責務と考える。

よって、以下質問する。

一 現在、遺骨収集は厚生労働省が所管し、遺骨収集事業を行っているが、今後もその方針に変わりはないのか。根拠法がない為、昭和二十七年の閣議決定により行われてきた遺骨収集事業は何故、現在、厚生労働省だけの所管となっているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 国会答弁でも、遺骨収集は国家のまさに責務であり基本であると国の姿勢を前政権は明確に示しているが、政権が代わりその方針は変更されることになるのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 遺骨収集が国の事業であるとするならば、国の責務として行われている遺骨収集事業において、予算を理由に民間団体に遺骨収集にかかる費用を押し付け、事業の継続をしている現状についての政府の見解を明らかにされたい。

四 国の情報収集委託事業により遺骨の所在及び数が明確にされたにも関わらず、予算を理由に遺骨の回収が遅々として進まない現状をどのように認識しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 このままでは国家による死体遺棄であり、放置されたまま見捨てられかねない現状に対して、遺骨収集が国に何か不利益をもたらすという懸念があるのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 祖国に帰られたご遺骨を一時的にであれ仮安置する場所について、また埋葬する場所やその手順についての政府の見解を明らかにされたい。

七 遺骨収集が国の責務とするならば、御遺骨の全量回収を国家の責任において行うという意志を明らかにした上で、全量回収の時期を手段方法と共に明確に政府の目標として示されたい。右質問する。

内閣衆質一七三第一二号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浜田靖一君提出遺骨収集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浜田靖一君提出遺骨収集に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の規定に基づき、旧陸海軍の残務の整理に関する事務等を所掌していることから、御指摘の遺骨収集事業を実施しているものである。今後とも厚生労働省において当該遺骨収集事業を実施するという方針に変わりはない。

二について

国の責務として遺骨収集を行っていく方針に変わりはない。

三、四及び七について

政府としては、国の責務として、必要な予算を確保しつつ、遺骨収集を行ってきたところであり、これまでに約三十二万柱の戦没者の遺骨を収集してきたところである。

今後とも関係国政府の協力を得ながら、収集可能な遺骨については、可能な限り早期に収集できるよう努めてまいりたい。

五について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかで

はないが、収集可能な遺骨については、今後とも国の責務として可能な限り早期に収集できるよう努めてまいりたい。

六について

収集した遺骨については、遺骨の尊厳を損なわないよう、厚生労働省の庁舎内において仮安置し、その後、御遺族に引き渡すことができる場合には御遺族にお渡ししている。また、御遺族に引き渡すことができない場合には千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しているところである。今後とも遺骨の尊厳を損なわないよう丁寧に対応してまいりたい。

平成二十一年十月二十八日提出
質問 第一三一号

懲戒処分を受けた職員の日本年金機構への移管に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

懲戒処分を受けた職員の日本年金機構への移管に関する質問主意書

報道によれば、長妻昭厚生労働相は十月二十三日の閣議後記者会見で、来年一月に発足する日本年金機構には、〇八年七月に閣議決定された同機構の基本計画どおり、社会保険庁の職員のうちで、懲戒処分歴のある七九二人(四月一日現在)は採用しない意向を表明したというが、それは、内閣の方針と理解して良いか。
二 報道によれば、長妻厚生労働相は九月二十四日、連合の古賀伸明・事務局長、自治労の徳永秀昭・中央執行委員長と会談し、何らかの形で

これら懲戒処分歴のある職員の雇用の維持を求めるよう要請されたところだが、これまで、連合等関係労働組合から、この件にかかる要請は大臣に何回あったのか。その日時と具体的な要請内容につき、それぞれ明らかにされたい。

三 これら懲戒処分歴のある七九二人は、既定方針どおり、分限処分にもとづき解雇されると理解して良いか。

四 長妻厚生労働相は、問二の会談において「分限処分を回避する義務も私に課せられている」として、官民人材交流センターなどを通じて再就職のあっせんを力を入れる考えを示したと報道されているが、それは事実か。今後、官民人材交流センターなどを通じて、これら職員の再就職のあっせんを行っていくのか。

五 問四の答弁で「あっせんを行っていく」という方針ならば、なぜ、懲戒処分を受けた社会保険庁職員だけが、官民人材交流センターで再就職のあっせんを受けるという「特別扱い」を受けるべきなのか。その理由如何。民間であれば解雇された場合は自らハローワークで再就職先を探すのではないか。長妻厚生労働相も、これまで事あるごとに「なぜ公務員は再就職をあっせんされるのか。民間同様ハローワークに行けばいい」と主張していたのではないか。その整合性如何。

六 今後、懲戒処分を受けた職員を厚生労働本省に採用、移管することはあるのか。あるいは、地方自治体や独立行政法人等の公的機関に再就職させるよう斡旋することはあるのか。

七 民主党は官民人材交流センターを廃止すると主張していたが、今後、政府は官民人材交流センターにつき、存続させるのか、或いは廃止をするのか。また、存続させる場合には、どのような機能を残すのか。
右質問する。

内閣衆質一七三第一三三号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員江田憲司君提出懲戒処分を受けた職員
の日本年金機構への移管に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員江田憲司君提出懲戒処分を受けた職員
の日本年金機構への移管に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づく懲戒処分を受けた者の日本年金機構における採用については、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成二十年七月二十九日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、「機構の正規職員及び有期雇用職員には採用されない」としているところであり、現時点において当該閣議決定を変更する考えはない。

二について

お尋ねについては、平成二十一年九月二十四

日十五時三十分から行われた御指摘の会談の際の要請のみであり、その内容は、分限免職回避努力の徹底による雇用確保の要請であった。
三について

日本年金機構に採用されない社会保険庁の職員については、基本計画に基づき、退職勧奨、厚生労働省への配置転換、官民人材交流センターの活用などにより、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行っているところであり、現時点において、お尋ねの七百九十二人のうち何人が、社会保険庁廃止時において、分限免職されるかは不明である。
四について

長妻厚生労働大臣が御指摘のような趣旨の発言をしたことは事実である。社会保険庁としては、基本計画に基づき、官民人材交流センターの活用などにより、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行っているところである。
五について

官民人材交流センターは、国家公務員法上、各府省の職員が、職員又は職員であった者について、営利企業及び非営利法人に対し、再就職あっせんを行うことが禁止されていることから、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を一元的に行うため内閣府に設置されているものである。
また、日本年金機構に採用されない社会保険庁の職員については、組織の改廃等により離職せざるを得ないこととなるため、このような場合においては、処分の有無にかかわらず分限免

職回避に向けてできる限り努力する必要があると考える。鳩山内閣総理大臣は、平成二十一年九月二十九日の閣議において、「官民人材交流センターによるあっせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わない」との発言を行ったところであるが、長妻厚生労働大臣は、鳩山内閣の閣僚として、基本計画に基づくとともに、当該発言の趣旨を踏まえ、官民人材交流センターを活用して分限免職回避のための努力を行っているものである。
六について

日本年金機構に採用されない社会保険庁職員については、厚生労働省の場合と同様に、基本計画を踏まえ、厚生労働省への配置転換や地方自治体への受入れ要請、官民人材交流センターを活用した特定独立行政法人以外の独立行政法人への再就職のあっせんなど、分限免職回避に向けてできる限りの努力を行っているところである。
七について

鳩山内閣総理大臣は、平成二十一年九月二十九日の閣議において、「官民人材交流センターによるあっせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わない」として、天下りのあっせんの根絶を図ります。」との発言を行ったところであり、今後、同発言を踏まえ、存廃を含めた官民人材交流センターの今後の在り方について検討することとしている。

平成二十一年十月二十八日提出
質 問 第一一四号

外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

外務省における健康管理休暇制度のあり方が適切か否かについて、本年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第七号。以下、「政府答弁書」という。)では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、健康管理休暇制度のこれまでの経緯等についての確認作業は、現在どのような進捗状況にあるのか説明されたい。

二 本年十月十九日付の読売新聞夕刊によると、外務省は、副大臣と大臣政務官による、在勤手当の支給水準について検討するチームを発足させる方針を固めたとのことである。健康管理休暇制度は、在勤手当の範疇には含まれないと承知するが、右のチームが実際に発足し、稼働した際、健康管理休暇制度の適正なあり方についても検証する考えはあるか。

三 健康管理休暇制度について、不健康地にある在外公館により、複数の駐在邦人企業の休暇制度等についての照会(以下、「照会」という。)がなされていることにつき、過去の質問主意書

で、「照会」がなされた企業数は合計で何社に上るか、また、過去の答弁書では「企業側の旅費支給による休暇制度を設けており」とあるが、右の企業は何社あったのかと問うたところ、過去の答弁書では「四及び五についてお答えした在外公館からは、必ずしも照会を行った企業の名称・数のすべてについて報告を受けておらず、お尋ねの企業数についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。過去の質問主意書で、そもそも外務省として、不健康地に所在する在外公館から「照会」を行った全ての企業数について報告を受けていないのはなぜかと問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねの『照会』の際、在外公館に対して、照会を行った企業数について報告を求めておらず、報告形式も多様なため、お尋ねの企業数についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。一般に、ある調査を行う際、そのサンプル数は当該調査結果の信ぴょう性、正確度を測る上で非常に重要なものであると思料するが、そもそも同省として、各在外公館に対して、「照会」の対象となった企業数について報告を求めているのはなぜか。右の問いについては「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、改めて質問する。

のある情報を除き、「照会」の内容について可能な範囲で出来る限り国民に明らかにすること、外務省における健康管理休暇制度及び同省に対する国民の理解がより深まるのではないかと問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねについては、外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。「照会」が「外務省の部内のみで参考にする情報との前提で」行われたものであるにしても、各企業の権利利益を害するおそれのある情報を除き、「照会」の内容について可能な範囲で出来る限り国民に明らかにすれば、同省における健康管理休暇制度及び同省に対する国民の理解がより深まると考える。右につき、鳩山由紀夫内閣として、同省に対し、国民の理解を得るべく、「照会」の内容について可能な範囲で出来る限り国民に明らかにするよう指導する考えはあるか。右は過去の質問主意書で既に問うていることであるが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

内閣衆質一七三第一四号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の健康管理休暇制度に関しては、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとして立ち上げた「在勤手当プロジェクト」において、在勤手当と併せて検証を行う予定である。三及び四について

御指摘の照会は、外務省の不健康地対策を検討する際の参考とするために実施したものであり、企業数について報告を求めておらず、また、公表を前提に回答を得たものではないが、今後同種の照会を行う際は、照会対象企業に対してどこまでが開示可能かについて確認することとしたい。

平成二十一年十月二十八日提出
質問 第一五号

外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

外務省在外職員に支給される配偶者手当のあり方が適切か否かにつき、本年十月一日に閣議決定

された政府答弁書（内閣衆質一七二第八号。以下、「政府答弁書」という。）では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、配偶者手当のこれまでの経緯等についての確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 本年十月十九日付の読売新聞夕刊によると、外務省は、副大臣と大臣政務官による、在勤手当の支給水準について検討するチームを発足させる方針を固めたとのことであるが、右のチームは実際にいつ発足し、いつから稼働し、いつを目処に配偶者手当の適正な水準等について結論を出す予定であるのか説明されたい。

三 過去の答弁書で、「海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えるが、家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業が多く、外務省の在外職員に対する配偶者手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となっていると認識している。」との答弁がなされていることを受け、過去の質問主意書で、「家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業」は何社あるかと問うたところ、過去の答弁書では「照会を行った民間企

業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。過去の質問主意書で、右の企業数のみをそれぞれ明らかにすること、どの様な支障が生じるのかと更に問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねについては、外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。言うまでもなく、外務省在外職員に対して支給されている配偶者手当は、国民の税金を原資としているものである。そうである以上、その額がどの様な根拠の下決められているのか、どの様な民間企業との比較の上で、社会通念上妥当なものと同省が認識しているのか等について、可能な限り国民に対して情報を開示する必要があると考える。また、同省大臣官房による照会の対象となつた民間企業の数については、同省は過去の答弁書において八社であることを既に明らかにしているところ、右で触れた「家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業」の数について明らかにしたところで、その企業名等、個別具体的に企業が特定され得る情報を明らかにしない限り、対象となつた民間企業が不利益を被ることはないと考え。また、仮に右の企業数について明らかにすることが、照会に応じた民間企業との信義に悖るといふのなら、事前に各企業の了解を取れば問題はないとも思料する。

前政権の答弁は、右にある様に、同省部内のみ参考にするとの前提で照会を行ったことを理

由に、右の企業数を明らかにすることを避けるだけのものだったが、鳩山由紀夫内閣として、国民の理解を得るべく、右の企業数を明らかにする考えはあるか。

四 三で触れた様に、外務省大臣官房による照会の対象となつてゐる民間企業の数はずか八社である。過去の質問主意書で、わずか八社という少ないサンプル数による比較が、果たしてどれだけ正確な社会通念を表していると言えるのか、また、これら八社に限らず、他の中小規模の企業も含めた、より広範かつより正確に社会通念を反映した、同省の配偶者手当と類似した手当のあり方についても照会を行うべきではないのかと問うたところ、過去の答弁書では「外務省の在外職員との比較を行うため、世界各地に海外拠点を持ち、相当数の海外駐在員を派遣している民間企業を対象に照会を行っているものであり、外務省としては、適切と考えている。」との答弁がなされている。同省による照会の対象となつた八つの民間企業につき、それぞれ世界何カ国に拠点を有し、どれだけの海外駐在員を派遣しているのかを明らかにし、同省がわずか八社のサンプル数による照会で十分に社会通念を反映していると考え、根拠は何か説明されたい。右は過去の質問主意書で既に問うていることであるが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

内閣衆質一七三第一五号
平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書
一及び二について

御指摘の配偶者手当を含む在勤手当に関しては、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとする「在勤手当プロジェクトチーム」を立ち上げ、第一回会合を本年十月二十七日に開催した。

今後一か月を目途に在勤手当の検証を進める予定であり、その結果も踏まえて今後、配偶者手当を含む在勤手当の在り方に対する検討を行つてまいりたい。

三について

外務省が照会を行った八社中、家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業は四社であつた。

四について

外務省が照会を行った八社の海外拠点数は八十か所から百六十か所程度、海外駐在員数は六

百名から二千名程度であつた。外務省が二百以上の在外公館を有し、三千名以上の在外職員を有していること、また、所在地の勤務及び生活環境の多様性を考えれば、外務省の在勤手当制度の検討に際する比較対象としては、これら八社の選択は妥当なものと考える。

平成二十一年十月二十八日提出
質問 第一一六号

外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

外務省在外職員に対して支給されている子女教育手当のあり方が適切かどうかにつき、本年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第九号。以下、「政府答弁書」という。)では、「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、子女教育手当のこれまでの経緯等についての確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 本年十月十九日付の読売新聞夕刊によると、外務省は、副大臣と大臣政務官による、在勤手当の支給水準について検討するチームを発足さ

せる方針を固めたとのことであるが、右のチームは実際にいつ発足し、いつから稼働し、いつを目処に子女教育手当の適正な水準等について結論を出す予定であるのか説明されたい。

三 過去の答弁書で、「海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えるが、子女の教育のための経費を全額支給する企業、支給限度額を設けていたとしても外務省の在外職員の子女教育手当限度額より高く設定する企業及び大学生までを対象年齢とする企業が多く、外務省の在外職員に対する子女教育手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となっていると認識している。」との答弁がなされていることを受け、過去の質問主意書で、①「子女の教育のための経費を全額支給する企業」、②「支給限度額を設けていたとしても外務省の在外職員の子女教育手当限度額より高く設定する企業」及び③「大学生までを対象年齢とする企業」は何社あるかと問うたところ、過去の答弁書では「照会を行った民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。過去の質問主意書で、右の①から③の企業数のみをそれぞれ明らかにすることで、どの様な支障が生じるというのかと更に問うたところ、過去の答弁書では「お尋ねについては、外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであり、お答えす

ることは差し控えたい。」との答弁がなされている。言うまでもなく、外務省在外職員に対して支給されている子女教育手当は、国民の税金を原資としているものである。そうである以上、その額がどの様な根拠の下決められているのか、どの様な民間企業との比較の上で、社会通念上妥当なものと同省が認識しているのか等について、可能な限り国民に対して情報を開示する必要があると考える。また、同省大臣官房による照会の対象となった民間企業の数については、同省は過去の答弁書において八社であることを既に明らかにしているところ、右の①から③の企業数について明らかにしたところで、その企業名等、個別具体的に企業が特定され得る情報を明らかにしない限り、対象となった民間企業が不利益を被ることはないと考ええる。また、仮に右の①から③の企業数について明らかにすることが、照会に応じた民間企業との信義に悖るというのなら、事前に各企業の了解を取れば問題はないとも思料する。前政権の答弁は、右にある様に、同省部内でのみ参考にするとの前提で照会を行ったことを理由に、右の企業数を明らかにすることを避けるだけのものだったが、鳩山由紀夫内閣として、国民の理解を得るべく、右の企業数を明らかにする考えはあるか。

四 三で触れた様に、外務省大臣官房による照会の対象となっている民間企業数はわずか八社である。過去の質問主意書で、わずか八社という少ないサンプル数による比較が、果たしてど

れだけ正確な社会通念を表していると言えるのか、また、これら八社に限らず、他の中小規模の企業も含めた、より広範かつより正確に社会通念を反映した、同省の子女教育手当と類似した手当のあり方についても照会を行うべきではないのかと問うたところ、過去の答弁書では「外務省の在外職員との比較を行うため、世界各地に海外拠点を有し、相当数の海外駐在員を派遣している民間企業を対象に照会を行っているものであるが、外務省としては、適切と考えている。」との答弁がなされている。では、同省による照会の対象となった八社の民間企業につき、それぞれ世界何カ国に拠点を有し、どれだけの海外駐在員を派遣しているのかを明らかにし、同省がわずか八社のサンプル数による照会で十分に社会通念を反映していると考ええる根拠を説明されたい。右は過去の質問主意書で既に問うていることであるが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

内閣衆質一七三第一六号
平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の子女教育手当を含む在勤手当に関しでは、岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバーとする「在勤手当プロジェクトチーム」を立ち上げ、第一回会合を本年十月二十七日に開催した。

今後一か月を目途に在勤手当の検証を進める予定であり、その結果も踏まえて今後、子女教育手当を含む在勤手当の在り方に対する検討を行うてまいりたい。

三について

御指摘の企業数については、外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであること、また、同一企業であっても、駐在国の学校事情により支給内容が異なる場合があることから、一概にお答えすることは困難である。今後同種の照会を行う際は、照会対象企業に対してどこまでが開示可能かについて確認することとしたい。

四について

外務省が照会を行った八社の海外拠点数は八十か所から百六十か所程度、海外駐在員数は六百名から二千名程度であった。外務省が二百以上の在外公館を有し、三千名以上の在外職員を

有していること、また、所在地の勤務及び生活環境の多様性を考えれば、外務省の在勤手当制度の検討に際する比較対象としては、これら八社の選択は妥当なものと考える。

平成二十一年十月二十八日提出
質問 第一七号

米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問主意書

鳩山新政権による米軍普天間飛行場以下、普天間飛行場移設問題の取り扱い、迷走し、混乱の度を増している感が否めない。文字どおり「世界一危険だ」と言われる普天間飛行場の即時閉鎖・返還、県外・海外への移設は沖縄の民意であり、多くの県民が普天間飛行場代替施設としての辺野古への新基地建設に反対している。

その沖縄の民意は、去る八月三十日の衆議院議員総選挙で「辺野古新基地建設反対」を公約に掲げる候補者が、沖縄全選挙区で当選した事実からも明らかである。鳩山新政権は、沖縄の民意と県民の強い意思に照らし、普天間飛行場問題の県外・海外移設による解決を早急に図るべきである。

ところが、最近になって鳩山新政権の関係閣僚等から、普天間飛行場の県外・海外への移設を断念し、辺野古を含む県内移設を容認するかのようない発言が続いている。閣内不一致も取れる発言に、沖縄県民の鳩山新政権への失望と怒りが高まっている。

以下、質問する。

一 政府は、「民主党・沖縄ビジョン(二〇〇八) (以下、「沖縄ビジョン」)に「普天間基地の移転についても、県外移転の道を引き続き模索すべきである。言うまでもなく、戦略環境の変化を踏まえて、国外移転を目指す」と明記してあることをどのように評価し、認識するのか。鳩山総理大臣が、民主党代表(「沖縄ビジョン」策定時は同党幹事長)の職にあることも踏まえて見解を示されたい。

二 政府は、先の衆議院議員総選挙における民主党マニフェスト(政権公約)に「日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」と明記してあることをどのように評価し、認識しているのか。前記マニフェストの文言が、普天間飛行場をはじめとする在沖米軍基地のあり方との関連で、具体的にいかなる意味を有するものと認識しているのかと併せて見解を示されたい。

三 鳩山連立政権樹立に向けた民主党、社会民主党、国民新党三党による政策合意(以下、三党連立合意)には、「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」と明記してある。政府は、係る三党連立合意を踏まえ、具体的にどのように「沖縄県民の負担軽減」を図っていくつもりか。普天間飛行場の県外・海外への移設によらず、米軍嘉手納基地への統合案(以下、「嘉手納統合案」)を含む県内移設であつても「沖縄県民の負担軽減」

は図られると認識しているのか、見解を明らかにされたい。

四 北澤俊美防衛大臣は、十月二十七日の閣議後記者会見において、普天間飛行場移設の日米合意案(現行計画)について、米海兵隊のグアム移転や同飛行場所属の空中給油機十二機の岩国基地への移転が含まれていることを挙げ、「われわれが(前政権から)引き継いだ合意案が(県外・国外を主張した民主党の)選挙公約を全く満たしていないと認識するのは間違いだ」と述べ、普天間飛行場代替施設としての辺野古新基地建設容認を示唆した。政府は、係る北澤大臣発言が、前記「沖縄ビジョン」や民主党マニフェスト及び先の衆議院議員総選挙で鳩山総理大臣(民主党代表が沖縄に応援に入った際の発言等と矛盾しているとの認識を有しているか、見解を示されたい。

五 岡田克也外務大臣は、十月二十三日の定例記者会見で普天間飛行場の移設に関し、「県外は事実上、選択肢として考えられない」と述べ、県外移設を断念する考えを表明した。その上で「嘉手納統合案」を示し、「嘉手納しか残された道はない」と発言している。係る岡田大臣の意向表明、発言は、鳩山新政権の統一した見解であるのか。普天間飛行場の県外・海外移設の可能性について、鳩山新政権内でいかなる検証、検討がなされているのかを具体的に明らかにした上で、岡田大臣発言の根拠を示されたい。

六 普天間飛行場の「嘉手納統合案」は、沖縄県民に新たな犠牲を強要し、米軍嘉手納基地、ひい

ては在沖米軍基地の機能強化に繋がるもので到底容認し得ない。政府は、「嘉手納統合案」について、一九九六年の日米特別行動委員会(SA C O)当時、旧自公政権と米国政府との間でいかなる交渉、協議がなされ、周辺自治体及び住民等がどのような反応を示したと理解しているのか、見解を示されたい。

七 「辺野古新基地建設反対」が沖縄の直近の民意であることに照らし、環境影響評価(いわゆる辺野古アセス)事業費を含む普天間飛行場移設関連事業に係る平成二十一年度予算(以下、普天間移設関連予算)は、即刻執行凍結すべきであり、次年度予算も計上すべきでない。政府は、次年度予算編成の概算要求において、普天間移設関連予算を「仮置き」しているが、同予算の次年度予算案への計上あるいは項目削除の決定時期を明らかにされたい。決定時期を具体的に明言できないのであれば、年内に普天間飛行場移設問題に対する政府方針が決定しない場合の次年度予算案への計上の有無を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七三第一七号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び七について

普天間飛行場の代替施設への移設及び同飛行場の返還を含む在日米軍再編については、御指摘の「民主党・沖縄ビジョン(二〇〇八)」、「民主党マニフェスト(政権公約)」及び「三党連立合意」を勘案し、安全保障上の観点も踏まえつつ、過去の日米合意などの経緯も慎重に検証した上で、沖縄の方々が背負ってこられた負担、苦しみや悲しみに十分に思いをいたし、地元の皆様への思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組んでいく考えである。

その上で、御指摘の「普天間移設関連予算」についても、しかるべき時期に適切に判断する考えである。

四及び五について

普天間飛行場の代替施設への移設及び同飛行場の返還については、現在、岡田外務大臣と北澤防衛大臣の下で、過去の日米合意などの経緯の検証を行っているところであり、その内容について明らかにすることは差し控えたい。また、御指摘の各大臣の発言は、検証の過程においてなされたものであり、最終的な判断は鳩山内閣総理大臣が行うこととなる。

六について
平成八年十二月二日に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告においては、普天

間飛行場の代替施設について、ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、キャンプ・シユワブにおけるヘリポートの建設並びに海上施設の開発及び建設の三つの案を検討した結果、海上施設が最善の選択であるとされたところである。最終報告に至るまでの間のアメリカ合衆国側とのやり取りの詳細を明らかにすることは、同国との関係もあり、差し控えたいが、この間、関係する地方公共団体からは、普天間飛行場の返還に伴う嘉手納飛行場への一部機能の移転反対の考えが示されたと承知している。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第一八号

日本郵政に関する質問主意書

提出者 山内 康一

日本郵政に関する質問主意書

日本郵政の役員人事については、郵政民営化の方向性を判断する上で大変重要であり、多くの国民が注視しておりながら、十分な説明がなされているとは言い難く、国民と国会に対して十分な説明が求められると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 日本郵政の社長に就任した齋藤次郎氏について

1 鳩山総理は、十月二十八日の代表質問で「十四年間も民間で働いていたのだから」との趣旨の答弁をしていたが、それならば、例えば、公務員を退職後、十年間かけて五つの天

下りポストを歴任した公務員OBが、さらに次の天下りポストに渡るケースはどう考えるか。同様の論理によれば、「十年間も、かつ、五つもの民間団体で働いた経験があるのだから、公務員OBであることを問題にすべきではない」という結論になるはずだが、もし異なる結論とすれば、なぜか。

2 齋藤氏は十月二十八日の会見で、「天下りについては、私のイメージでは公務員として退職後、政府の補助金などを受けている団体を経て、たいした仕事をせず、それがけしからん、ということだと思ふ」と発言している。「たいした仕事をしない」のが天下りであつて、しっかりと仕事をすれば天下りにはあたらない、という見解は、鳩山内閣の見解と一致するか。もし異なるとすれば、どう異なるのか。

二 日本郵政の副社長人事について

1 坂篤郎・元内閣官房副長官補について

① 一般職公務員として退職した後の経歴を示されたい。

② それぞれのポストについて、役所のあつせんはあつたか。

③ 坂氏を副社長に内定したことは、「天下り、渡りのあつせん」にあたるか。あたらないとすれば、なぜか。

④ 坂氏の官房副長官補当時の仕事ぶりについて、どのように評価しているか。副長官補当時、天下り規制に反対する動きをとつ

たことが報道されているが、それを認識した上で、今回の内定を行ったのか。

2 足立盛二郎・元郵政事業庁長官について

① 一般職公務員として退職した後の経歴を示されたい。

② それぞれのポストについて、役所のあつせんはあつたか。

③ 足立氏を副社長に内定したことは、「天下り、渡りのあつせん」にあたるか。あたらないとすれば、なぜか。

3 高井俊成・元長銀常務について

高井氏のこれまでの日本郵政との関係については、政府として当然把握されていることと思われるが、日本郵政の副社長就任以前の履歴、および、日本郵政との関係について以下を示されたい。

① 高井経営研究所の事業内容を示されたい。

② 事務所の所在地、従業員数を示されたい。

③ 郵政ファミリー企業との取引実績の有無を示されたい(郵政ファミリー企業の定義は、郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会が検討対象とした二百十九法人)。

④ 高井氏の経歴(特に長銀時代の役職)を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七三第一八号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出日本郵政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出日本郵政に関する質問に対する答弁書

一の1について

公務員の再就職については、府省庁によるあつせんを直ちに禁止し、天下りのあつせんの根絶を図ることとしている。天下りとは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいうが、公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職することは、天下りには該当しないことから、否定されるものではないと考えている。

一の2について

お尋ねの本年十月二十八日の記者会見における齋藤氏の発言については、政府としてコメントする立場にないが、一の1について述べたような再就職については、否定されるものではないと考えている。

二の1の①について

御指摘の坂氏の一般職の公務員として退職した後の経歴については、日本郵政株式会社から総務省に提出された認可申請書によれば、平成

十七年八月から農林漁業金融公庫副総裁、平成十八年一月から内閣官房副長官補、平成二十年十月から社団法人日本損害保険協会副会長の職にあつたとされている。

二の1の②について

坂氏の農林漁業金融公庫への再就職については、農林水産大臣及び財務大臣の認可に基づくものであり、その他の再就職については、あつせんは確認されていない。

二の1の③について

坂氏の日本郵政株式会社副社長への就任に際して、府省庁によるあつせんはなかった。

二の1の④について

坂氏の内閣官房副長官補当時の仕事振りについて現内閣としてコメントする立場にないが、坂氏は、日本郵政株式会社副社長として適任であると考えている。

二の2の①について

御指摘の足立氏の一般職の公務員として退職した後の経歴については、日本郵政株式会社から総務省に提出された認可申請書によれば、平成十四年二月から財団法人簡易保険加入者協会理事長、平成十六年六月から株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長、平成十九年六月からジェイサット株式会社顧問、平成二十年十月からスカパーJ S A T株式会社顧問の職にあつたとされている。

二の2の②について

足立氏の再就職に際しては、記録等では確認できないが、略歴の送付等があつたと考えられ

る。

二の2の③について

足立氏の日本郵政株式会社副社長への就任に際して、府省庁によるあつせんはなかった。

二の3の①について

高井経営研究所の事業内容については、日本郵政株式会社から、経営戦略、資金調達、財務戦略、事業拡大戦略並びに企業の合併及び買収に関する戦略等についての経営コンサルタント業であると聞いている。

二の3の②について

高井経営研究所の所在地については埼玉県ふじみ野市元福岡三丁目四番三号、従業員数については二名であると、日本郵政株式会社から聞いている。

二の3の③について

御指摘の郵政ファミリー企業との取引実績の有無については、日本郵政株式会社から、取引実績はないと聞いている。

二の3の④について

御指摘の高井氏の経歴については、日本郵政株式会社から総務省に提出された認可申請書によれば、昭和四十四年七月に株式会社日本長期信用銀行に入行し、昭和六十三年九月から同行資金証券グループ参事役、平成三年二月から同行池袋支店長、平成五年四月から同行本店営業第五部長兼公共金融部長、平成七年六月から同行取締役福岡支店長、平成九年八月から同行取締役法人業務グループ統括部長兼法人業務部長、平成十年四月から同行取締役法人業務グ

ループ統括部長兼法人業務部長兼常務執行役員を歴任した後、平成十年十月に同行を退職し、平成十二年六月に日本エコス株式会社副社長、平成十三年九月にバリュー・クリエーション株式会社社長にそれぞれ就任した後、平成十五年一月から高井経営研究所代表の職にあつたとされている。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第一九号

独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書

社会保険病院及び厚生年金病院を公的施設として維持するため、新たに「独立行政法人地域医療機能推進機構」を設ける法案が今国会に提出されている。同法案に関し、次の事項について質問する。

一 新たな独立行政法人を設けることは、民主党が衆議院総選挙前に掲げたマニフェストに記載されている「独立行政」法人のあり方は全廃を含めて抜本的な見直しに反すると思われるが、どのように考えているのか。

二 地域医療機能推進機構の理事、間接部門を含めた職員の人数は何人になるのか。また、役員に、現職公務員(出向)又は公務員OBが就任する可能性はあるのか。

三 社会保険病院及び厚生年金病院を公的施設として維持するために、なぜ新たな独立行政法人が必要となるのか。地域医療機能の維持が目的であれば、本来、「地域主権」の考え方に基づき、地方公共団体に財源を含めて移管すべきと考えられるが、このような方針をとらないのはなぜか。仮に何らかの理由で地方公共団体に移管できないとしても、新たな独立行政法人を設けず、例えば国立病院機構に移管すればよいと考えられるが、このような方針をとらないのはなぜか。
右質問する。

内閣衆質一七三第一九号
平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険病院及び厚生年金病院(以下「社会保険病院等」という。)を公的施設として維持し、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たすためには、国有財産の出資を受けられる法人であること、従来と同様の税制上の非課税措置等を講じることのできる法人であるこ

とが必要であることから、独立行政法人を新たに設立することが必要と判断したものである。
二について

独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)の理事の実際の人数については現時点では未定であるが、独立行政法人地域医療機能推進機構法案では、機構に理事五人以内及び非常勤の理事五人以内を置くことができることとなっている。職員の数については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から承継する病院の数等が未定であるため、現時点でお答えすることは困難である。また、機構の役員に係る現職公務員及び公務員出身者に関するお尋ねについては、現職公務員が向向する場合を除き、公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から、公募により選考を行う予定である。

三について

独立行政法人を新たに設立する必要性については一について述べたとおりであるが、社会保険病院等は、地方公共団体からの移管の要望が少ないことに加え、国が設置した社会保険病院等の財産を地方公共団体に無償で譲渡することとは不適当であると考えている。また、独立行政法人国立病院機構は、機構と目的を異にしており、地域医療を担う社会保険病院等を効率的に運営させるためには、移管は適当でないと考えている。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第二一〇号

懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主意書

平成二十一年一月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足することになっているが、社会保険庁職員のうち懲戒処分を受けた経験のある者は、日本年金機構の職員として採用しないことが閣議決定されている。

ついては、次の事項について質問する。

- 一 社会保険庁には懲戒処分を受けた経験のある者が本年四月現在で七百九十二人在籍しており、これらの職員について、厚生労働省が水面下で他省庁に採用を打診しているほか、官民人材交流センターで民間への就職あっせんを行っているとの報道があるが、これは事実か。
- 二 懲戒処分を受けた社会保険庁職員について官民人材交流センターで再就職あっせんを行うことは、長妻厚生労働大臣の了解を得た上で行われているのか。
- 三 民間企業であれば、組織の改廃等に伴って解雇され、ハローワークで再就職先を探すこともあるが、懲戒処分を受けた社会保険庁職員だけが官民人材交流センターで再就職のあっせんを受けるという特別扱いをされる理由は何か。また、ハローワークに行かせるべきでない理由はあるのか。

四 官民人材交流センターは、今後こうした役割を担うために維持すべきと考えているのか。右質問する。

内閣衆質一七三第二〇号
平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの報道については事実であるが、社会保険庁としては、日本年金機構に採用されない同庁職員について、厚生労働大臣の了解の下、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成二十年七月二十九日閣議決定。以下「基本計画」という。)を踏まえ、退職勧奨、厚生労働省及び他府省への配置転換、官民人材交流センターの活用などによる再就職の支援を行っているところである。

官 報 (号 外)

三について

官民人材交流センターは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)上、各府省の職員が、職員又は職員であつた者について、営利企業及び非営利法人に対し、再就職あつせんを行うことが禁止されていることから、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を一元的に行うため内閣府に設置されているものである。

また、日本年金機構に採用されない社会保険庁の職員については、組織の改廃等により離職せざるを得ないこととなるため、このような場合においては、処分の有無にかかわらず分限免職回避に向けてできる限り努力する必要があると考える。鳩山内閣総理大臣は、平成二十一年九月二十九日の閣議において、「官民人材交流センターによるあつせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わない」との発言を行ったところであるが、長妻厚生労働大臣は、鳩山内閣の閣僚として、基本計画に基づくとともに、当該発言の趣旨を踏まえ、官民人材交流センターを活用して分限免職回避のための努力を行っているものである。なお、このことは、当該職員がハローワークを利用することを妨げるものではない。

鳩山内閣総理大臣は、平成二十一年九月二十九日の閣議において、「官民人材交流センターによるあつせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、今後は一切行わない

こととして、天下りのあつせんの根絶を図ります。」との発言を行ったところであり、今後、同発言を踏まえ、存廃を含めた官民人材交流センターの今後の在り方について検討することとしている。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第二一 号

貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問主意書

いわゆる「貸し渋り・貸し剥がし対策法案」は、予算措置を伴う法案として提出するのか。

もしそうでなければ、すでに成立している予算で想定されていた範囲内で、貸し渋り・貸し剥がし対策を行うに過ぎず、実質的には新たな措置を講じていないことになるが、そう理解してよいのか。

右質問する。

内閣衆質一七三第二一号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問に対する答弁書

平成二十一年十月三十日に政府が提出した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案」は、その施行に当たって新たな予算措置を要するものではないが、中小企業者及び住宅資金の借入者(以下「中小企業者等」という。)に対する金融の円滑化を図るために、金融機関は、当該金融機関に対して事業資金又は住宅資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者等から当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあつた場合には、できる限り、当該貸付けの条件の変更等の当該債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置を採るよう努めるものとする等との新たな措置を講ずるものである。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第二一 号

日本郵政新社長の職歴に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

日本郵政新社長の職歴に関する質問主意書
一 齋藤元大蔵事務次官の大蔵省退官後の経歴を明らかにされたい。

二 社団法人研究情報基金の所管官庁はどこか。
その設立の経緯、これまでの理事長の名前、任期を明らかにされたい。
三 社団法人研究情報基金の概要を明らかにされたい。

四 社団法人研究情報基金は特定公益増進法人に認定されたことがあるか。その場合、認定までの期間はどうか。現在はどうなっているのか。
五 齋藤元大蔵事務次官は社団法人研究情報基金に在職したことがあるか。その場合、役職、任期、報酬はどうなっていたのか。
六 以上を踏まえ、天下りの是非に関する鳩山内閣の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七三第二二号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政新社長の職歴に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政新社長の職歴に関する質問に対する答弁書

一について

齋藤元大蔵事務次官の大蔵省退官後の経歴については、日本郵政株式会社から提出された認可申請書等によれば、平成七年六月から平成十年三月まで社団法人研究情報基金理事長、平成十二年五月から平成十六年三月まで東京金融先物取引所理事長及び平成十六年四月から平成二十一年十月まで株式会社東京金融取引所代表取締役社長の職にあつたとされている。

二及び三について

社団法人研究情報基金(以下「本法人」という。)は、社会・経済の構造変化、国際化の進展等に対応し、日本及び諸外国の財政金融・経済政策並びにこれに関連する社会・科学技術等の諸問題について、国際的・総合的かつ高度な研究交流及び情報の収集分析を推進し、その成果の普及を図り、日本と諸外国の相互理解を深め、調和ある財政金融・経済政策の運営に資することによって、地球社会の活力ある発展に寄与することを目的として、昭和六十一年四月二十三日に設立された財務省所管の公益法人である。

また、これまでの理事長(理事長代行を含む。)の任期及び氏名は、次のとおりである。

昭和六十一年四月二十三日から平成元年七月二十五日まで 吉田太郎一

平成元年七月二十六日から平成二年九月四日まで 西垣昭

平成二年九月五日から平成四年八月三十一日まで 平澤貞昭

平成四年九月一日から平成六年五月十一日まで 保田博

平成六年五月十二日から平成七年六月二十九日まで 長富祐一郎

平成七年六月三十日から平成十年三月三十一日まで 齋藤次郎

平成十年四月一日から平成十三年四月二十二日まで 館龍一郎

平成十三年四月二十三日から現在まで 公文俊平

四について

本法人は、昭和六十一年四月二十三日に設立されたが、特定公益増進法人として認定を受けた期間は、次のとおりである。

昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十七日まで

平成三年二月五日から平成五年二月四日まで

平成五年五月三十一日から平成七年五月三十一日まで

平成八年二月二十二日から平成十年二月二十一日まで

五について
齋藤元大蔵事務次官は、平成七年六月三十日から平成十年三月三十一日までの間、本法人の理事長の職にあつたと承知している。

なお、役員報酬の額は、個人に関する情報であるため、答弁は差し控えたい。

六について
公務員の再就職については、府省庁によるあつせんを直ちに禁止し、天下りのあつせんの根絶を図ることとしている。天下りとは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいうが、公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職をすることは、天下りには該当しないことから、否定されるものではなく、今回の人事については、問題ないと考えている。

平成二十一年十月二十九日提出
質 問 第 二 三 号

中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書

提出者 竹内 譲

中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書

昨年、中央省庁の公務員が、公費でタクシーを使用した際に運転手から金品や物品を提供されていたことが大きな社会問題となった。政府の発表によれば、金品を授受した職員は十七府省庁・機関の計一、四〇二人にも上った。金品の授受は、国家公務員倫理規程に反する行為であり禁止は当然だが、勤務が深夜になり、タクシーでの帰宅が習慣になつていて、税金の無駄の削減の観点から改善すべきであり、以下、質問する。

一 中央省庁における近年三年間の年度別・省庁別タクシー使用回数と使用金額について、答弁を求める。

二 中央省庁の公務員の超過勤務の原因の一つとして、国会答弁の準備があげられる。前日の夕刻に質問通告がなされる場合が多く、答弁の作成や各省庁との調整等が深夜の作業となる。税金の無駄のみならず、公務員の健康保持のためにも、担当者の勤務時間について、シフト制を導入すべきだと考えるが、政府の見解を求めたい。

三 タクシーの使用料金・距離・回数の上限設定や、タクシー使用の手続き・決済方法の厳格化など、公務員のタクシー使用に関する基準を新たに設けるべきだと考えるが、政府の答弁を求める。

める。

四 国土交通省は、平成二十年の六月二十三日よりタクシーチケットを使用停止し、立替払いを試行した。この結果、平成十九年度は、一二億六、七〇〇万円も計上されたタクシー費用が、平成二十年度は四億二〇〇万円と六十八%も削減された。同じく環境省も、平成二十年十一月より立替払いを試行しており、十九年度は一億一、五六七万円であつたが、二十年度は七、二三六万円にまで減額している。こうした効果に鑑み、全省庁において、タクシーチケットを廃止し、立替払いにすべきだと考えるが、政府の答弁を求める。

内閣衆質一七三第三号
平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員竹内譲君提出中央省庁のタクシー使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内譲君提出中央省庁のタクシー使用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。

二について

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)は、第四条第一項

において、「各省各庁の長は、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。」と規定するとともに、第六条第二項において、「各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。」と規定している。各省各庁の長は、これらの規定に基づき、連続して深夜に及ぶ超過勤務をした職員等について、職員の労働時間の短縮、健康の保持等の観点から、早出・遅出の勤務時間の割振りの活用により、対応すべきものであると考える。

三について

御指摘のタクシーの使用については、各府省において基準を設け、適切に運用しているところであるが、今後、統一的な基準を新たに設けることについて、検討してまいりたい。

四について

お尋ねのタクシードライバーを廃止し、立替払とすることについては、支出削減の効果が見られる一方で、経理事務処理の増大等もあることから、これらのことを勘案して、各府省において適切に対応すべきものであると考える。

なお、タクシードライバーについては、業務の合理化・効率化による職員の超過勤務の縮減などを通じて、その経費の削減を図るべきものであると考える。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第二四号

自殺の防止に関する質問主意書

提出者 竹内 譲

自殺の防止に関する質問主意書

警察庁の統計によれば、我が国の自殺者は、平成十年より、毎年三万人を超えており、今年も既に八月末で、二万二、三六二人にも上っている。特に、男性が一六、〇〇八人と全体の七十一・六％を占めており、日本社会そのものに構造的な要因があると考えられる。自殺防止のため、国民が健康で生きがいを持って暮らせる社会構築への更なる対策が急務であり、以下、質問する。

一 我が国における自殺者の状況(年齢別自殺者数、職業別自殺者数、原因や動機、自殺の発生地)について、政府の答弁を求める。

二 昨年来のリーマンショックによる経済不況と自殺の因果関係について政府の見解を求める。

三 うつ病と自殺の関係性についての政府の見解を求める。

四 平成十八年に「自殺対策基本法」が議員立法により制定され、政府において自殺総合対策が進められてきたが、その効果について政府の見解を求める。

五 自殺防止のための政府の今後の方針と対策について答弁を求める。

内閣衆質一七三第二四号
平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員竹内譲君提出自殺の防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹内譲君提出自殺の防止に関する質問に対する答弁書

警察庁の統計によれば、平成二十年中における自殺者の総数は三万二千二百四十九人である。

これを年齢別にみると、「五十歳代」が六千三百六十三人で最も多く、次いで「六十歳代」が五千七百三十五人、「四十歳代」が四千九百七十八人、「三十歳代」が四千八百五十人となっている。

職業別にみると、「無職者」が一万八千二百七十九人で最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」が八千九百九十七人、「自営業・家族従事者」が三千二百六十六人、「学生・生徒等」が九百七十二人となっている。

原因・動機については、同統計では最大三つまで計上しているが、自殺の原因・動機が特定された二万三千四百九十人についてみると、「健康問題」が一万五千五百五十三人で最も多く、次いで「経済・生活問題」が七千四百四人、「家庭問題」が三千九百十二人、「勤務問題」が二千四百十二人となっている。

発生地別にみると、「自宅」が一万七千五百十一人で最も多く、次いで「乗物」が三千三百三十四人、「高層ビル」が千六百五十六人、「海(湖)・河川」が千六百四十九人、「山」が千三百八十七人となっている。

自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般的に、経済・雇用情勢の悪化は、自殺者数の増加に影響を及ぼす要因の一つであると認識している。

三について

警察庁の統計によれば、一について述べた自殺の原因・動機が「健康問題」であるもののうち、「うつ病」が自殺の原因・動機として推定できるものは六千四百九十人と最も多く、自殺の背景にうつ病への罹患がある場合も多いと考える。

四について

政府としては、自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)に基づき策定した「自殺総合対策大綱」(平成十九年六月八日閣議決定)に沿って、各種取組を継続的に実施してきたところであるが、自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、一概にその効果についてお答えすることは困難である。いずれにしても、自殺対策については、諸外国の例を見ても即効性のある施策はないといわれており、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要があると考えている。

五について

政府としては、自殺対策基本法に基づき、地方公共団体及び民間団体等とも連携しながら、失業、倒産等の様々な社会的要因を踏まえた取組や自殺の防止等に関する国民の理解を深める取組を進めるなど、総合的な自殺対策の推進に全力で取り組んでまいりたい。

平成二十一年十月二十九日提出
質 問 第 二 五 号

地球温暖化対策税(炭素税)に関する質問主意書

提出者 竹内 譲

地球温暖化対策税(炭素税)に関する質問主意書

京都議定書におけるわが国の温室効果ガス削減目標(二〇〇八年〜二〇一二年に九〇年比六%削減と、鳩山首相が国連気候変動首脳会合で表明した温室効果ガス削減の中期目標(二〇一〇年に九〇年比二十五%削減)を達成させ、環境と経済が両立した「持続発展可能な社会」を構築するためには、地球温暖化対策税(炭素税)の導入が重要な課題となることから、以下、質問する。

一 地球温暖化対策税(炭素税)導入についての政府の方針を求める。

二 地球温暖化対策税(炭素税)の税率や課税徴収方法については、わが国の経済状況や物価、国際競争力等に十分配慮しつつ、地球温暖化防止への高い効果が期待される制度設計が必要であると考えるが、政府の見解を求める。

三 民主党は二〇〇八年三月に暫定税率の期限延長のための関連法案に反対したが、鳩山内閣の暫定税率に対する方針について答弁を求める。

また、暫定税率を廃止した場合、ガソリン・軽油価格や自動車購入・維持費用が下がり、自動車交通量の増加が予想され、地球温暖化を更に加速させる恐れがある。暫定税率廃止にともなう自動車交通量の予測と二酸化炭素の増加量の見通しについて政府の見解を求める。また、暫定税率廃止と政府の進める地球温暖化対策との整合性についての見解と、地球温暖化対策税(炭素税)導入の時期について政府の答弁を求める。

四 民主党が掲げる高速道路料金の無料化を実施した場合の自動車交通量の予測と、二酸化炭素の増加量の見通しについて答弁を求める。

内閣衆質一七三第二五号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員竹内譲君提出地球温暖化対策税(炭素税)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹内譲君提出地球温暖化対策税(炭素税)に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
政府としては、税制調査会に対し、「マニ

フェスト(三党連立政権合意書を含む)において実施することとしている税制改正項目について、その詳細を検討すること」、「環境・・・等への影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税等については温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税・・・に必要な事項について検討すること」等の事項を始めとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについて、調査審議を求めている。

揮発油税等の暫定税率については、廃止するとの方針である。今後、税制調査会における議論を踏まえ検討を進め、適切に対応してまいりたい。

地球温暖化対策税についても、税制調査会における議論を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

なお、揮発油税等の暫定税率の廃止に伴う自動車交通量の予測と二酸化炭素排出量の増加量の見通しについては、独立行政法人国立環境研究所が、エネルギー需要の価格弾力性に関する知見を基に、二十九年から揮発油税等の暫定税率を廃止した場合に、廃止しなかった場合と比較して、二千二十年において二酸化炭素の排出量が約千二百萬トン増加すると試算した例があると承知している。

四について

高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)の料金(道路整備特別措置法(昭和三十

十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。)を原則として無料化した場合の自動車の交通量や二酸化炭素の排出量への影響等については、調査を行っていくこととしている。

平成二十一年十月二十九日提出
質 問 第 二 六 号

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問主意書

提出者 竹内 譲

エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問主意書

公明党は昨年六月、当時の福田康夫首相に対し、「北海道洞爺湖サミットに向けた地球温暖化対策に関する提言」を申し入れ、その中で、エコポイント制度の導入を要請した。その後、斉藤鉄夫環境大臣(当時)のリーダーシップによって、平成二十一年度の補正予算に「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」が盛り込まれ、本年七月一日より申請受付が始まり、八月末時点で約一五〇万件的申請がなされ、既に約一〇四億ポイントが発行された。

同事業により、統一省エネラベル4以上の家電商品(地上デジタル放送対応テレビ、冷蔵庫、エアコン)の普及が拡大し、地球温暖化対策の推進と経済の活性化に大きく貢献している。引き続き同事業を不況脱出の牽引力として継続が望まれることから、以下質問する。

一 「エコポイント」の活用によるグリーン家電普

官 報 (号 外)

及促進事業」の執行が果たした、わが国の景気動向への評価や、具体的な経済効果について、政府の見解を伺いたい。

二 エコポイントの発行対象期間は、平成二十二年三月三十一日購入分までとなっている。しかしながら、百年に一度の経済危機の中、収入減やリストラ、将来への不安等、様々な理由によりグリーン家電の購入にまで家計をあてられない方も多い。景気回復が軌道に乗り、より多くの方がエコポイント制度を活用できるまで「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の執行を大幅に継続すべきだと考えるが、政府の見解を求める。

三 「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の執行を停止すれば、期間内の駆け込み購入により、その後、買い控えとなることは明白であり、家電メーカーや家電販売店等の業績悪化が懸念される。同事業の制度改正による永続的な実施も含め、実施期間終了後の懸念払拭のために政府として検討している対応策があれば答弁を求める。

内閣衆質一七三第二六号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員竹内譲君提出エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内譲君提出エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の経済効果については、全国の主要家電店における本年五月中旬から十月中旬までのテレビ、エアコン及び冷蔵庫の売上高の合計が、前年同期比で二割程度増加していることにかんがみれば、着実に効果が上がっているものと認識している。

二及び三について

御指摘の「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」に係る今後の対応については、地球温暖化対策全体の議論の中で、経済情勢等も見極めつつ、検討してまいりたい。

平成二十一年十月二十九日提出
質問 第二七号

新型インフルエンザワクチンに関する質問主意書

提出者 竹内 譲

新型インフルエンザワクチンに関する質問

主意書

新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行と死亡者の増加が、わが国にとって深刻な社会問題となっている。今後、冬にかけて更なる感染拡大が懸念されることから、感染拡大防止や死亡者数減

少及び重症化予防のための早急な対策が必要であり、政府の対応方針について以下質問する。

一 ワクチン接種について、政府は、①インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者、②妊婦及び基礎疾患を有する者、③一歳未満の小学校三年生に相当する年齢の小児、④一歳未満の小児の保護者——の順に優先的に接種を開始することとしているが、優先接種対象者の項目別人数と必要なワクチン数、国内製造ワクチンの出荷数の見通しについて答弁を求める。

二 国内の発症事例において、発症者の七割、入院患者の八割が十代以下の若年層であり、また、高齢者も、季節性インフルエンザでは重症化するリスクが高いことから、小学校四・六年生、中学生、高校生に相当する年齢の者と、六十五歳以上の高齢者も優先的なワクチン接種の対象となるが、対象者全員に国内製造ワクチンは行き渡るのが答弁を求める。政府は、海外製造ワクチンを輸入する方針だが、輸入ワクチンの安全性は確保されているのか。特に一回目接種が国内製造ワクチンで、二回目の接種が輸入によるアジュバント(免疫補助剤)入りの新型インフルエンザワクチンの場合の危険性について見解を求める。併せて、季節性インフルエンザワクチンと輸入ワクチンの併用についての安全性や、併用における接種方法、国民への周知方法についての政府の見解を求める。更に、輸入ワクチン接種により、副作用等の健康被害が生じた場合、賠償等について誰が責任を負うのか、法的根拠も含め答弁を求める。

三 新型インフルエンザワクチンの接種費用は、同じ医療機関で二回接種した場合でも、六、一五〇円もかかる。全額実費負担ではなく、所得の低い世帯以外へも負担軽減策を講じるべきだと考えるが、政府の見解を求める。

内閣衆質一七三第二七号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員竹内譲君提出新型インフルエンザワクチンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内譲君提出新型インフルエンザワクチンに関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの優先接種対象者の項目別人数は、それぞれ、インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者が約百万人、妊婦が約百万人、基礎疾患を有する者が約九百万人、一歳から小学校三年生に相当する年齢までの者が約千万人、一歳未満の者の保護者が約二百万人と見込んでいる。

また、お尋ねの必要なワクチン数は、現時点では、二十歳から五十九歳までの医療従事者を除き、一人当たり二回ずつ接種を受けることを前提として、それぞれ、インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者については約百

万回分、妊婦については約二百万回分、基礎疾患を有する者については約千八百万回分、一歳から小学校三年生に相当する年齢までの者については約二千万回分、一歳未満の者の保護者については約四百万回分と見込んでゐる。

お尋ねの国内産ワクチンの出荷数の見通しは、現時点では、一回当たり〇・五ミリリットルの投与を前提として、平成二十二年三月末までに、約五千四百万回分が出荷可能となる見通しである。ただし、製造効率の向上、各企業の増産努力等により、この見通しは変わり得るものである。

二について

現時点では、御指摘の対象者全員が接種を受けることができるだけの国内産ワクチンの確保は困難である。

輸入ワクチンの安全性については、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の三の規定に基づく特例承認を行う際には、薬事・食品衛生審議会において、承認申請の際に添付される海外臨床試験成績等の資料により、その安全性及び有効性について確認するとともに、国内での臨床試験中に安全性を確認することとしている。また、当該承認後も、国内及び海外で実施されている臨床試験により、安全性等を引き続き確認していくこととしている。

国内産ワクチンや季節性インフルエンザワクチンと輸入ワクチンの併用については、特例承認の際に行う安全性の評価等を踏まえつつ、専

門家の意見を聴いて、安全性の確認や接種方法の検討を行うこととしており、その結果については、厚生労働省のホームページ等により、適切に国民に周知してまいりたい。

お尋ねの健康被害が生じた場合の賠償等の責任を負う者については、個々の事例により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。なお、今国会に提出している新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案においては、一般の新型コロナウイルスワクチンの接種による健康被害の救済に関する特別の措置等について規定しているところである。

三について

一般の新型コロナウイルスワクチンの接種の目的は、重症化防止というワクチンの接種を受けた者の利益を第一義的なものとしており、受益者負担という観点からは、実費負担を求めることが適当であると考えているが、低所得者については、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条に規定する予防接種と同様に、その費用負担を軽減する措置を講ずることとしている。

平成二十一年十月二十九日提出
質 問 第 二 九 号

我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

二〇〇五年十一月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六三第三九号）を含む過去の答弁書によると、我が国が抱える領土問題は、ロシアとの間の北方領土問題、韓国との間の竹島問題の二つであることが明らかにされている。右を踏まえ、質問する。

一 本年八月三十日に投票が行われた第四十五回衆議院議員総選挙において、民主党が三百八議席を獲得する勝利を収め、政権交代が実現し、鳩山由紀夫内閣が発足した。我が国が抱える領土問題に対する鳩山内閣の見解如何。本年十月一日の政府答弁書（内閣衆質一七二第二二一号。以下、「政府答弁書」という。）では、「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

二 橋本、小渕、森内閣における日ロ関係は良好で、北方領土問題についても確かな前進が見られたが、その後の小泉、安倍、福田、麻生内閣では、日ロ関係は悪化し、北方領土問題も後退はしても前進は見られなかったと思料する。鳩山内閣として、北方領土問題の解決に向け、どのような認識を有しているのか説明されたい。「政府答弁書」では、一の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 竹島問題については、未だ日韓間で交渉の俎上にすら上っていない。鳩山内閣として、竹島問題の解決に向け、どのような認識を有しているのか説明されたい。「政府答弁書」では、一の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

内閣衆質一七三第二九号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、領土問題とは、一般的に、他国との間で解決すべき領有権の問題と考えている。我が国が抱える領土問題には北方四島及び竹島をめぐる問題が存在する。

二について

政府としては、北方領土問題の解決のためには日露首脳間の信頼が重要であると考えており、首脳レベルの対話を深めながら、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することの方針にのっとり、ロシア連邦政府との間で交

渉を行つていく考えである。

三について

政府としては、大韓民国に対し、累次にわたる竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきており、引き続きこの問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行つていく考えである。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人等の役員人事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出「職員の退職管理に関する政令」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出行政刷新会議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出国家公務員の幹部人事に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿澤未途君提出国家公務員制度改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルール委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルール委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高市早苗君提出官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問に対する答弁書

平成二十一年十月三十日提出
質問 第三〇号

日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問主意書

日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）は、去る十月二十八日に唯一の株主である国（亀井郵政・金融担当大臣が出席）の下、臨時株主総会を開催し、取締役として齋藤次郎元大蔵事務次官以下十六名を選任した。さらに同日の取締役会で新たに選任された取締役の中から官僚出身者である齋藤氏を社長に、坂篤郎元内閣官房副長官補と足立盛二郎元郵政事業庁長官をそれぞれ副社長に選任した。一方、民主党のマニフェスト2009には、「天下りを根絶します」、「天下り、渡りの幹旋を全面的に禁止」と明記されている。右を踏まえ、以下質問する。

一 会社法によれば、株式会社たる日本郵政の取締役の指名は、指名委員会が行うこととなっているが、今回、指名委員会は齋藤氏等を指名したのか。仮に指名委員会が指名していないとすれば、どのような手続で選任されたのか、そしてその手続は合法なのか、根拠を明らかにしていただきたい。また、政府が民間企業のトップを指名することは一般に認められるのか。

二 鳩山内閣は民主党マニフェスト2009に沿って、「天下りの根絶」「天下り、渡りの幹旋の全面禁止」を実行すべき立場にあるが、その方針を確認したい。また、「天下り」、「渡り」、「天下り、渡りの幹旋」のそれぞれの定義を示されたい。

三 齋藤元次官、坂元副長官補及び足立元長官を日本郵政の取締役に充てた人事は「天下り」及び「渡り」に該当するのではないかと、今回の日本郵政の人事は、亀井郵政・金融担当大臣が鳩山総理の了解の下、十月二十一日、次期社長に齋藤氏を充てる人事を発表したが、こうした人事は亀井郵政・金融担当大臣による「天下り、渡りの幹旋」に該当するのではないかと、鳩山総理は、今回の人事について、「元官僚ではないか」と議論したが、能力のある方なら認めるべきという結論に達したと説明している。鳩山内閣は「能力のある人ならば、公務員OBかどうかは問題にすべきでない」との見解と考えてよいのか。一方、現状において、能力の無い公務員OBが、独立行政法人や公益法人の役員などのポストについている例は、政府の認識する範囲でいくつ存在するか。現行の国家公務員法では、能力の有無を問わず、公務員OBの幹旋を禁止する制度が設けられている。仮に右の見解をとる場合、現行制度より天下りを解禁すべきことになるが、「天下りの根絶」との整合性をどう説明するのか。

四 鳩山総理は、今回の人事について、「元官僚ではないか」と議論したが、能力のある方なら認めるべきという結論に達したと説明している。鳩山内閣は「能力のある人ならば、公務員OBかどうかは問題にすべきでない」との見解と考えてよいのか。一方、現状において、能力の無い公務員OBが、独立行政法人や公益法人の役員などのポストについている例は、政府の認識する範囲でいくつ存在するか。現行の国家公務員法では、能力の有無を問わず、公務員OBの幹旋を禁止する制度が設けられている。仮に右の見解をとる場合、現行制度より天下りを解禁すべきことになるが、「天下りの根絶」との整合性をどう説明するのか。

五 鳩山総理は、齋藤元次官は「民間でも働いていた」との論拠で、今回の人事を認めたとも説明している。鳩山内閣は、「いったん民間に天下った公務員OBは、『民間でも働いていた』ので、以後、公務員OBであったことを問題にすべきでない」との見解と考えてよいのか。もしそうであれば、「渡りの幹旋を全面的に禁止」という方針との整合性をどう説明するのか。

右質問する。

内閣衆質一七三第三〇号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問に対する答弁書

一について

今回の日本郵政株式会社の取締役の選任は、株主である政府が、会社法（平成十七年法律第

八十六号)第三百四条の規定に基づき、株主総会の目的である事項の議案として候補者名簿を提出し、同法第三百二十九条の規定に基づいて行ったものであり、指名委員会は開催されていない。

なお、株主である政府が、優れた識見を有する者を取締役として選任することは可能であると考え。

二について

公務員の再就職については、現内閣において、府省庁によるあつせんを直ちに禁止するとともに、官民人材交流センターによるあつせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、一切行わないこととし、天下りのあつせんの根絶を図ることとしている。

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいい、「渡り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることを複数繰り返すことをいい、「天下り、渡りの斡旋」とは、府省庁が行うこのような再就職のあつせんをいう。

三から五までについて

公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らして適材適所の再就職することは、天下りや渡りには該当しないことから、否定されるものではなく、今回の人事については、問題ないと考えている。

また、これまで、独立行政法人や公益法人の役員などの多くのポストに府省庁のあつせんに

よる再就職者が就いていたものと認識しており、このような独立行政法人や公益法人の人事の在り方は見直す必要があると考えている。

なお、現行の国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)では、府省庁による再就職のあつせんが禁止されているが、現内閣においては、これに加えて、二について述べたとおり、天下りのあつせんの根絶を図ることとしている。

平成二十一年十月三十日提出
質 問 第 三 一 号

独立行政法人等の役員人事に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

独立行政法人等の役員人事に関する質問主意書

鳩山内閣は、平成二十一年九月二十九日に「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」を閣議決定した。

右を踏まえ、以下質問する。

- 一 今回の閣議決定により、独立行政法人等の役員に関し、公務員OBを任命しようとする場合は公募を行うこととされたことについて
- 1 公益法人や、日本郵政などの特殊会社については、今後どのように扱うのか。
- 2 独立行政法人等への天下りでも、役員でなく、例えば顧問、参与などのポストに就く場合があるが、こうしたケースは今後どのように

に扱うのか。

- 3 公務員が独立行政法人等の役員に現役出向する場合は、公募を行わないとされているが、なぜか。

二 独立行政法人等の役員に関し、今回の方針に基づき公募を行う場合について

- 1 当初内定していた公務員OBしか応募しなかった場合はどうするのか。
- 2 当初内定していた公務員OBがいる場合、当該独立行政法人等のプロパー職員や、関係分野の民間人は、一般に応募しづらいと考えられるが、公務員OB以外の応募を促すため、どのような措置を講ずるのか。

- 3 複数の応募があった場合、誰が選考を行うのか。所管官庁の官僚に選考事務の全部又は一部を委ねることがあるのか。
- 4 選考の基準はどのように設定するのか。従来、公務員OBが代々務めてきたポストの場合、その前提で検討すれば、「行政経験や行政機関とのコネクションのある人物が必要」との基準になるのではないか。

右質問する。

内閣衆質一七三第三十一号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人等の役員人事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出独立行政法人等の役員人事に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねについては、今後、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成二十一年九月二十九日閣議決定。以下「対応方針」という。)の趣旨を踏まえ、検討することとしている。

一の3について

お尋ねについては、対応方針が、公務員の天下りに対する厳しい批判等を踏まえて、公務員OBが当該ポストに就くことを規制することを目的とするものであるからである。

二の1及び2について

政府としては、公務員OBしか応募しないといたした事態を回避するため、職務内容書の記載内容が公務員OBを優遇するものとならないよう、公募を行う独立行政法人等及びこれを所管する府省に対する指導等を行うとともに、当該独立行政法人等のホームページ上に職務内容書等を掲載すること等により、応募者の便宜を図っているところである。

二の3について

独立行政法人等の役員は大臣又は理事長が任命するものであるが、公募による役員の任命に当たっては、対応方針に基づき、職務内容書の作成や外部の有識者による選考委員会の開催など選考の公平性及び透明性を十分に確保するた

官 報 (号 外)

めに、三か月程度の期間をかけて行うこととしている。

二の4について

お尋ねの役員の選考の基準については、それぞれの任命権者が設定することになるが、特定の者が優遇されることのない公平な基準となるよう、独立行政法人等に対する指導等を行っているところである。

平成二十一年十月三十日提出
質 問 第 三 二 号

「職員の退職管理に関する政令」に関する質問
主意書

提出者 柿澤 未途

「職員の退職管理に関する政令」に関する質問
問主意書

麻生内閣が昨年末に閣議決定した「職員の退職管理に関する政令」(平成二十年政令第三百八十九号。以下「退職管理政令」という。)では、法律上「監視委員会の承認」とされているところを政令で「総理の承認」と読み替えた。今年一月八日の衆議院予算委員会で、仙谷由人委員(現行政刷新担当大臣)は、この政令について、「国会で決めたことを、何で官僚がこんな政令をつくれるんだ」、「憲法七十三条違反じゃないですか」と指摘している。

右を踏まえ、以下質問する。

一 退職管理政令は、現時点においてもいまだ効力を有しているが、この政令は憲法違反と考えるか。

るか。

二 このような政令は直ちに廃止すべきと考えるが、どのように扱うのか。

三 宮崎内閣法制局長官は、このような法制上重大な問題ある政令を閣議決定に至らせた責任者と考えられる。先の予算委員会で仙谷委員は、宮崎長官に対し「あなたは史上最高の法匪」とまで指摘した。

しかるに、鳩山内閣において宮崎長官は再任されているが、現内閣は、法制的な問題処理能力を十分備えていると言えるのか。

右質問する。

内閣衆質一七三第三二号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出「職員の退職管理に関する政令」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出「職員の退職管理に関する政令」に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)が規定する経過措置は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第十六条の規定

に基づく委任の範囲内で定めたものであるが、今後、国家公務員制度の改革を検討し、実施していく中で、当該政令の取扱いについても検討していくこととしたい。

三について

お尋ねの「法制的な問題処理能力」の意味が必ずしも明らかではないが、内閣が政令を制定するに当たっては、一般に、当該政令を所管することとなる府省において法制上の問題を含めて検討した上で立案し、内閣法制局における審査を経た後に、当該府省の大臣の責任において閣議にかけ、閣議において決定するものであつて、現内閣は、法制的な問題処理能力を十分備えていると考える。

平成二十一年十月三十日提出
質 問 第 三 三 号

行政刷新会議に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

行政刷新会議に関する質問主意書

鳩山内閣は、平成二十一年九月十八日閣議決定「行政刷新会議の設置について」に基づき、行政刷新会議を設置した。

右を踏まえ、以下質問する。

一 行政刷新会議の性格について

1 行政刷新会議は、閣議決定に基づき設けられた。なぜ法令に基づくことなく、閣議決定に基づく機関としたのか。

2 行政刷新会議の役割は何か。閣議決定では

「国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため」とされているが、政府としての意思決定を行う機関なのか、提言や意見具申を行う機関なのか。

(例えば、厚生労働省の予算の在り方を見直す際に、見直しの方針を決定するのか、厚生労働省に対して提言や意見具申を行うのか。)

3 2で、仮に、直接意思決定を行うわけではなく、提言や意見具申などを行う機関に過ぎないとすれば、政府は、その提言や意見具申などに従う義務はあるのか。

4 行政刷新会議は、鳩山総理(議長以下六名の閣僚と、五名の非国会議員により構成されているが、このような構成とした理由は何か。

5 五名の非国会議員メンバーは、非常勤の国家公務員としての発令を受けているのか。仮に受けていないとすれば、なぜか。

二 ワーキンググループについて
十月二十二日の会合において、事業仕分けを担う三つのワーキンググループ設置が決定された。

1 ワーキンググループの性格
ワーキンググループは、行政刷新会議の活動を支える事務局機能を担うのか、あるいは、上記閣議決定5の「分科会」にあたるのか。

2 ワーキンググループのメンバー

ア 二十二日の会合における配布資料「ワーキンググループの設置について(案)」によれば、議長(鳩山総理)が「評価者を指名」と定められている。ここである「評価者」がワーキンググループのメンバーと考えてよい。

イ ワーキンググループのメンバーないし「評価者」は(もし両者の概念が異なる場合はそれぞれにつき)、常勤又は非常勤の国家公務員としての発令を受けるのか。仮に受けないとすれば、なぜか。

ウ メンバースト(氏名及び肩書)を示されたい。また、ワーキンググループの中で「統括役」などの役職があれば、併せて付記されたい。

エ メンバーストは十月二十六日時点で公表されているか。されていないとすれば、なぜか。

オ 報道によれば、十月二十二日時点で、統括役として枝野幸男衆議院議員ほか三十二人の国会議員がメンバーとして参加することになり、官邸で鳩山総理から「必殺仕分け人」という思いをもって頑張ってもらいたい」と激励されたという。これは事実か。事実とすれば、鳩山総理が上記「評価者の指名」を行ったと考えてよい。

カ 報道によれば、その後、民主党幹部が人選に不満を示し、メンバーが入れ替わる見通しとなったとされるが、これは事実か。

この場合、鳩山総理は「評価者の指名」をやり直すことになるのか。

三 国会法第三十九条との関係について

国会議員は国務大臣などの場合を除き、原則として政府の役職を兼務することができない。

ただし、「両議院一致の議決」に基づき「各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職」に就く場合は例外とされる。

1 ワーキンググループのメンバーは、メンバーと報じられた民主党議員がテレビカメラの前で「休みなしで取り組む」と発言するなど、少なくとも実質的には、常勤の国家公務員の役職にあたると思われる。枝野議員らが、ワーキンググループの構成員となることは、国会法違反ではないか。

2 仮に「各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職」にあたると思っても、「両議院一致の議決」が必要であり、これを受けないままワーキンググループの構成員となることは、国会法違反ではないか。

3 なぜ国会法を改正せず、このような違反行為を行うのか。右質問する。

内閣衆質一七三第三三三号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出行政刷新会議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員柿澤未途君提出行政刷新会議に関する質問に対する答弁書

一の1について

行政刷新会議は、政府として、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方の刷新並びに国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直し(以下「行政の刷新」という。)について早急に取り組むため、閣議決定により設置することとしたものである。

一の2及び3について

行政刷新会議は、行政の刷新に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するための会議であり、議長である内閣総理大臣を含む会議の構成員による審議の結果として、取りまとめを行うこととなる。行政刷新会議が取りまとめを行った場合には、政府の施策は、政府内の調整を経て決定されるものと考えている。

一の4について

お尋ねについては、その設置目的に照らし、関係閣僚及び行政の刷新に関して優れた識見を有する者を構成員としたものである。

一の5及び二の2のイについて

行政刷新会議は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)に基づく行政組織ではなく、その役職等は官職に当たるものではないことから、御指摘の者について、行政刷新会議の議員又はワーキンググループの評価者としての発令は行っていない。

二の1について

ワーキンググループは、御指摘の閣議決定5の分科会に該当する。

二の2のイについて

お尋ねのとおりである。

二の2のウからカまでについて

平成二十一年十月二十二日に総理大臣官邸で評価者の候補者である国会議員等を集めた会議を開催したことは事実であるが、評価者の人選については、同年十一月六日時点で検討中である。

三について

一の5及び二の2のイについて述べたとおり、ワーキンググループの評価者は官職に当たらないことから、政府としては、国会議員を評価者に指名することは、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条との関係で問題が生じるものではないと考えている。

平成二十一年十月三十日提出
質問 第三四号

国家公務員の幹部人事に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

国家公務員の幹部人事に関する質問主意書
鳩山内閣における国家公務員の幹部人事の在り方等について、以下質問する。

一 鳩山総理の幹部人事に関する発言について
今年二月、鳩山総理(当時は民主党幹事長)は、政権交代後は(各省庁の)局長クラス以上には辞表を提出していただき、民主党が考えている政策を遂行してくれるかどうかを確かめた

い。」と発言していた。

1 実際に政権交代を果たした後、これを実行しなかったのはなぜか。

2 鳩山総理は、上記発言後に、「現実の法律などをひもとくと、降格人事を行うのは法的には難しい。辞表という形に必ずしもならないと理解をしている。」とも発言しているが、この発言について、鳩山内閣としての見解を問う。降格人事は、なぜ法的に難しいのか。各省庁の幹部人事について

1 政権交代の直前、麻生内閣が官僚OBを消費者庁長官につけたことを民主党は強く批判していたが、鳩山内閣発足後、現時点に至るまで、消費者庁長官は留任している。見解を改め、適任者と判断したのか。その理由は何か。

2 政権交代前、民主党に対して批判的な発言を行った農水次官につき民主党は強く批判していたが、鳩山内閣発足後、現時点に至るまで、農水次官は留任している。見解を改め、適任者と判断したのか。その理由は何か。官邸の人事について

1 官房副長官(事務)に、総務次官OBが適任と判断した理由は何か。

2 法制局長官、官房副長官補(三)に、麻生内閣と同じ人物を選んだ理由は何か。

3 事務の秘書官に、財務省、外務省、経済産業省、警察庁からそれぞれ一名起用した理由は何か。

右質問する。

内閣衆質一七三第三四号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出国家公務員の幹部人事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出国家公務員の幹部人事に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十五条第一項において、「法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない」と規定されており、本人の意に反する降任等を行うに当たっては、同法第七十八条及び人事院規則一一四(職員の身分保障)第七条の規定に基づき、降任等の事由に該当するか否かを個々の職員について判断する必要があるからである。

二の1について

消費者庁は、消費者及び生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、本年九月に新たに発足した組織であり、その長である消費者庁長官については、消費者及び生活者の立場に立ち、その重要な職務を遂行する資質を十分に有していることが必要であると考えている。

前内閣において任命された現在の消費者庁長

官については、このような観点から適任者であるかどうかについて、現在、評価しているところである。

二の2について

現在の農林水産事務次官については、「その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定している国家公務員法第九十八条第一項に照らして、農林水産大臣が適任であると判断しているところである。

三について

お尋ねの「官邸の人事」については、適材適所の観点から行っているものである。

平成二十一年十月三十日提出
質問 第三五号

事務次官の役割に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

事務次官の役割に関する質問主意書

鳩山内閣では、事務次官会議及び事務次官会見を廃止した。また、各省庁における政策立案は、政務三役を中心に政治主導で行うこととした。さらに、従来、事務次官が一部を担っていた、天下りのあつせんも、「全面禁止」とした。

これらを踏まえれば、事務次官の役割は、無くなったのではないか。もしあるとすれば、どのような役割を期待しているのか。

右質問する。

内閣衆質一七三第三五号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員柿澤未途君提出事務次官の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出事務次官の役割に関する質問に対する答弁書

いわゆる「官」は、国務大臣、副大臣及び大臣政務官の意思決定に基づき、主に政策の実施、個別の行政執行に当たる役割を担っており、事務次官は現行法上その事務責任者としての役割を果たす必要がある。

平成二十一年十月三十日提出
質問 第三六号

国家公務員制度改革に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

国家公務員制度改革に関する質問主意書

一 国家公務員制度改革基本法では、内閣人事局を設置するための法制上の措置を一年以内を目途に講ずることとなっていた。第七十一回国会で関連法案が廃案となったため、すでに期限を過ぎていたが、この臨時国会で、関連法案を提出するのか。仮にしないとすれば、なぜか。

二 民主党マニフェストでは、「国家公務員の総人件費を二割削減」と記載されている。これは、どのように実行するのか。給与は、いつま

でに、どれだけ引き下げるのか。人員は、いつまでに、どれだけ削減するのか。

三 労働基本権について、協約締結権のみならず、争議権まで含めて拡大すべきと考えるのか。

右質問する。

内閣衆質一七三第三六号
平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員柿澤未途君提出国家公務員制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿澤未途君提出国家公務員制度改革に関する質問に対する答弁書

一について

内閣人事局を設置するための法律案については、これまでの経緯を総括した上で検討を行う必要があることから、今臨時国会への提出を見送ることとしたものである。

二について

「国家公務員の総人件費を二割削減」という目標については、地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当・退職金等の水準や定員の見直し、公務員制度改革後の労使交渉を通じた給与改定等により、平成二十五年度に達成するよう努力することとしており、その具体的な削減の方法及びスケジュールについては、今後検討していくこととしている。

三について

政府としては、公務員制度改革の中で、公務員の労働基本権を回復し、民間と同様、労使交渉によって給与を決定する仕組みを含め、その具体的内容については、今後更に検討を進めてまいりたい。

平成二十一年十月三十日提出
質 問 第 三 七 号

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

これまで累次に渡り質問主意書で取り上げてきた、かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされている、旧ソ連時代、一九八九年頃まで、在モスクワ日本国大使館で任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をループルで売却し、外貨に換金する裏金組織「ループル委員会」に關し、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うたところ、十月一日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七二第二二二号）では、「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされてい

る。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における「ループル委員会」のこれまでの経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 過去の答弁書において外務省は、「ループル委員会」の存在について、「あったまたはなかった」ではなく、「確認されていない」との曖昧な答弁を繰り返してきたが、元外務省事務官で大宅壮一賞作家の佐藤優氏が、月刊現代二〇〇六年七月号はじめ公の場で、かつて「ループル委員会」があったことを明言している。更に、かつて在モスクワ日本国大使館に勤務した経験のある複数の関係者からも、「ループル委員会」はあったとの話を当方は聞いている。このことからしても、前政権における過去の答弁は虚偽の答弁であり、誠実さのかけらもなく、国民を騙し、閣議を愚弄するものであったと考えるが、新内閣においても、「ループル委員会」の存在について「確認されていない」とする見解に変わりはしないか。

三 「ループル委員会」の真相を解明するには、佐藤氏本人をはじめ、佐藤氏が「ループル委員会」に關係している旨公言している松田邦紀元外務省欧州局ロシア課長、原田親仁元欧州局長、西田恒夫元外務審議官等の関係者に直接話を聞き、改めて同組織について調査をすることが必要であると考え。前政権において右は全く実行されず、国民に対する明確な説明がなされたことは一度もなかったが、新内閣において、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣は、

右で挙げた人物から直接話を聞き、「ループル委員会」について改めて詳細な調査をし、国民に明確な説明をする考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七三第三七号
平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

鳩山内閣発足後、外務省において、現在も外務省に勤務する関係者から改めて聞き取り調査を行った結果、「ループル委員会」という正式な組織の存在が確認されたわけではないが、両替が規制されていたソヴィエト社会主義共和国連邦時代の特殊な制度の下で、在モスクワ日本国大使館の一部の館員間でループルと外貨が必要に迫られて融通し合ったとの事実があったことが確認された。なお、これは、基本的には、同大使館を離任する館員が、手元に残ったループ

ルを外貨に両替することが当時極めて困難であつたため、必要に迫られて、互助的に館員間でルーブルと外貨を融通し合うというものであつたが、ソヴィエト社会主義共和国連邦時代の末期には消滅したようである。御指摘の三名の外務省職員を含む関係者からの聞き取り調査を通じ、以上のことが把握されたものの、約二十年以上前のことであり、関係者の記憶もあいまいであり、相反するものもあつたため、本件に關しこれ以上確定的に申し上げることは困難である。

平成二十一年十月三十日提出
質 問 第 三 八 号

外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に關する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に關する質問主意書

これまで累次に渡り質問主意書で取り上げてきた、過去に外務省在外公館の名称が記載されたレターヘッドの右下部に在外公館名が記載された印を押し、金額等が記されていない文書を同行記者団の経費支払証明書・領収書(以下、「白紙領収書」という。)として使用するために外務省職員が作成していたとされることに關し、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うたところ、十月一

日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第一三三号)では、「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における「白紙領収書」のこれまでの経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 過去の答弁書において外務省は、「白紙領収書」を作成し、同行記者団に渡していたということについて、「あつたまたはなかつた」ではなく、「確認されていない」との曖昧な答弁を繰り返してきたが、元外務省事務官で大宅壮一賞作家の佐藤優氏が、月刊現代二〇〇六年九月号や二〇〇七年六月十九日、株式会社アスコムより発行された鈴木宗男衆議院議員と佐藤優氏の共著「反省 私たちはなぜ失敗したのか?」は、じめ公の場で、過去に自ら同行記者団に対して「白紙領収書」を手渡していたことを明言している。このことからしても、前政権における過去の答弁は虚偽の答弁であり、誠実さのかけらもなく、国民を騙し、閣議を愚弄するものであつたと考えるが、新内閣においても、「白紙領収書」の存在について「確認されていない」とする見解に変わりはしないか。

三 「白紙領収書」の真相を解明するには、佐藤氏本人をはじめ、佐藤氏が「白紙領収書」作成の指示を受けたと明言している原田親仁元外務省欧州局長等の関係者に直接話を聞き、改めてその

事実関係について調査することが必要であると考え。前政権において右は全く実行されず、国民に対する明確な説明がなされたことは一度もなかつたが、新内閣において、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣は、右で挙げた人物から直接話を聞き、「白紙領収書」について改めて詳細な調査をし、国民に明確な説明をする考えはあるか。

も御指摘の「白紙領収書」が作成された事実は確認されていないとの見解に変わりはしない。詳細な再調査については、書類その他の客観的な資料が存在しないことに加え、本事実から既に約二十年が経過しており、関係者の記憶のみに基づかざるを得ないことなどから、改めて行うことは考えていない。

内閣衆質一七三第三八号
平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に關する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「白紙領収書」を作成した事実を裏付ける書類その他の客観的な資料がなく、また、過去に御指摘の元外務省欧州局長及び当時報道課に勤務していた職員を中心に聞き取り調査を行ったが、御指摘の「白紙領収書」が作成されたとの事実は確認されなかつた。現時点において

平成二十一年十一月二日提出
質 問 第 四 二 号
在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に關する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に關する質問主意書

二〇〇四年五月六日、在上海総領事館の電信官(以下、「電信官」という。)が自殺する事件が発生した。右につき外務省は、二〇〇五年十二月三十一日付のプレスリリースで「在上海総領事館の館員の死亡の背景には、現地の公安当局側関係者による、領事関係に関するウィーン条約上の接受国の義務に反する遺憾な行為があつたと考えている」と述べている。右と本年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第二〇号。以下、「政府答弁書」という。)を踏まえ、質問する。一 本年九月十六日に提出した質問主意書で、「「電信官」の自殺事件に關し問うたところ、「政

府答弁書」では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされているが、新内閣における右事件の経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明された。

二 過去の答弁書において、「電信官」が死亡した日に、右事案につき在上海総領事館から外務本省に報告された後、同日中に、当時の川口外務大臣に報告が行われたこと、その際に、内閣総理大臣官邸には報告がなされていないこと、が明らかにされている。右につき、過去の質問主意書で、当時の川口大臣は、中国公安当局関係者による「電信官」に対する国際法に違反する行為がなされたと認識した上で、あえて本件について総理官邸に報告する必要があるとの判断をしたと解してよいかと問うたところ、二〇〇六年二月二十四日付の政府答弁書(内閣衆質一六四第八〇号)では、「本件について、外務省から内閣総理大臣官邸(以下「官邸」という。)に対して報告しないことについては、外務省の担当部局が判断したものである。」との答弁がなされている。「電信官」の自殺事件について総理官邸に報告をしないと判断した右の「外務省の担当部局」とは具体的にどここの部署を指しているのか、当時の担当責任者の官職氏名全てと共に明らかにされたい。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では一の答弁がなされているところ

ろ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 一般に、ある省庁が所掌する事務に係る最終的責任は、当該省庁の事務大臣が負うものと考えられる。「電信官」の自殺事件について総理官邸に報告をしないと判断を、当時の川口大臣ではなく、二の外務省職員が下したことは甚だ不適切なことで、当時の同省職員の越権行為であり、まさに国務大臣が官僚に操られていた事例の最たるものであったと考える。本年八月三十日に投票が行われた第四十五回衆議院議員総選挙において、民主党が三百八議席を獲得する勝利を収め、政権交代が実現し、鳩山由紀夫内閣が発足した。鳩山由紀夫内閣総理大臣は、選挙の最中より、国会議員が官僚に操られるのではなく、国会議員が官僚を指導監督する、政治家主導の行政を目指すとして訴えていたと承知するが、右で挙げた、「電信官」の自殺事件についての報告に見られる、当時の同省職員の対応は適切であったか否か、鳩山総理大臣、岡田克也外務大臣はどのような見解を有しているか明らかにされたい。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では一の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

四 「電信官」の自殺事件が起きた当時の外務省事務次官は竹内行夫氏であり、また、右についての報告を内閣総理大臣にしないことを最終的に決めたのは竹内氏であったと承知するが、確認を求める。

五 「電信官」の自殺事件が起きた当時、外務省事務次官の任にあった竹内氏は、同事件に責任を負っていると思料するが、鳩山総理大臣、岡田大臣の見解如何。

六 竹内氏は、現在最高裁判所判事の任に就いていると承知する。「電信官」の自殺事件に対する当時の対応等に鑑み、同氏が右の任に就いていることは適切ではないと思料するが、鳩山総理大臣、岡田大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七三第四二号
平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海総領事館自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

本件について、外務省から内閣総理大臣官邸(以下「官邸」という。)に対して報告しないことについては、本件に係る調査等が進展中であったことも踏まえ、外務省の担当部局が判断したものである。当該担当部局は大臣官房及びアジ

ア大洋州局であり、御指摘の在上海総領事館員(以下「館員」という。)が死亡した時点の当該部局の長は、それぞれ北島信一及び数中三十二である。本件について、外務省から官邸に対して報告しないことについては、本件に係る調査等が進展中であったことを考慮すれば、当時の判断としては、必ずしも誤りであったと断言することはできないと考える。しかしながら、その後の進展も踏まえ、現時点で振り返れば、結果的には、官邸に報告を行っていただいた方が妥当な事案であったと考える。

四及び五について

館員が死亡した時点における外務事務次官は竹内行夫氏であり、外務省の各部局及び機関の事務を監督する立場にあった。

六について

最高裁判所の判事は、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十一条第一項において、「識見の高い、法律の素養のある年齢四十一年以上の者」と規定されており、これを踏まえ、最高裁判所の判事にふさわしい人物を内閣で任命している。

平成二十一年十一月二日提出
質問 第四三三 号

鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問
主意書

二〇〇六年八月十六日に根室のカニかご漁船第三十一吉進丸がロシア国境警備隊の銃撃を受け、乗組員一人が射殺され、残りの乗組員が拿捕されたという事件(以下、「拿捕事件」という。)が発生した。右につき、本年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第一七号。以下、「政府答弁書」という。)では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 第三十一吉進丸の船体の返還が遅々として一向に進まず、また「拿捕事件」の真相解明も未だ全くなされていないが、新内閣における「拿捕事件」の真相解明並びに第三十一吉進丸の船体の返還等、これまでの経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 第三十一吉進丸の船体の現状につき、前政権下では、外務省は現地の在外公館から同本省へ報告がなされた日にちや回数等について一切明らかにしようとしなかった。しかしその一方で、例えば外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」の消息に関する調査等に係るものについては、同大使館から同本省への報告がなされた日にち等について、過去の答弁書で明らかにされている。過去の質問

主意書で、外務省として、第三十一吉進丸の船体の現状等に関する同本省への報告については「今後の情報収集等に支障を来すおそれがある」として明らかにすることを避けるのはなぜかと問うたところ、過去の答弁書では「御指摘のあった二つの事例を単純に比較することは適切ではないと考える。」との答弁がなされている。右を受け、過去の質問主意書で、同省として右の様に考えているのはなぜかと更に問うたところ、過去の答弁書では「御指摘の二つの事例は、その経緯、性格等を異にしており、単純に比較することは適切ではないと考える。」との答弁がなされている。一人の尊い人命が失われた「拿捕事件」と、「潮の舞」の所在がわからなくなった件の経緯、性格等が異なるにしても、右の二案件に関し、政府として、出来る限りの情報を国民に開示しなくてはならないことには変わりはないと考える。前政権はそれを拒み続け

てきたが、鳩山由紀夫内閣は、右に関し、どのような見解を有しているか説明されたい。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書において問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 政府、特に外務省として、一人の尊い人命が失われた「拿捕事件」と、「潮の舞」の所在がわからなくなった件の経緯、性格等に、具体的にどのような相違があると認識しているのか説明されたい。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書において問うているが、「政府答

弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

四 前政権では、「拿捕事件」の解決並びに第三十一吉進丸の船体返還に向け、具体的に何らかの取り組みをしている姿は全く見られず、実効的な成果もなかった。政権交代が実現した今、鳩山由紀夫内閣総理大臣、そして岡田克也外務大臣は、第三十一吉進丸の船体返還の実現、そして「拿捕事件」の最終的解決に向け、今後どのように取り組んでいく考えているのか説明されたい。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書において問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

内閣衆質一七三第四三三号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問に対する答弁書及び二について

御指摘の拿捕事件及びこれに関するロシア側

による手続は、我が国の北方領土問題に関する立場から容認し得ず、外務省として、ロシア側に対して、御指摘の船体の引渡し等につき随時申入れを行ってきており、また、御指摘の船体の現状を確認している。

他方、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、また、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

三について

「潮の舞」については、所在が確認できなかった物品の所在の調査をウズベキスタン当局に要請しているものである。

これに対し、「第三十一吉進丸」の銃撃・逮捕事件は、我が国の領海においてロシア側により日本漁船が銃撃され、日本人一名の生命が失われるという極めて由々しき事態であり、我が国の北方領土問題に関する立場から、また、人道的観点からも、容認し得ないものである。外務省としては、当該事件のこのような経緯、性格等を踏まえ、我が国の法令違反の有無を含め、事実関係を明らかにするためにも、船体の引渡しが必要であると考える。ロシア側と船体の引渡しにつき交渉を行って

るものである。このように二つの事例は、その経緯、性格等を異にしており、単純に比較することは適切ではないと考える。

四について

外務省としては、我が国の法令違反の有無を含め、御指摘の船体に係る事案の事実関係を明らかにするために、御指摘の船体の引渡しが必要であると考えられており、引き続きロシア側に強く引渡しを求めていく。

平成二十一年十一月二日提出
質問 第四四号

官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問主意書

提出者 高市 早苗

官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問主意書

鳩山政権は、「脱・官僚依存」「政治主導」を掲げている。鳩山首相が代表を務める民主党は、野党であった時期には、官僚による答弁資料作成や答弁資料に基づいた答弁を「官僚任せ」として厳しく批判していたと承知している。

ところが、先般、いわゆる質問取りを、大臣政務官ではなく官僚にさせるといことが、官房長官から発表された。

また、衆議院で鳩山首相の所信表明演説に対する代表質問が始まった平成二十一年十月二十八日の読売新聞朝刊と朝日新聞朝刊には、「首相官邸の内閣総務官室が、各府省に対して、首相や官房長官のための答弁資料を作るよう、十月二十二日付の指示文書を出していた」、「指示文書には、答弁資料を作るにあたっての詳細な留意事項が記載

されていた」という旨の記事が掲載された。

両紙記事によると、平野官房長官は、十月二十七日に指示は事務方の独断である」として、撤回を指示したとされている。

ところが、十月二十八日の朝日新聞朝刊には、二十七日夜になっても首相官邸から各府省に対し、答弁作成のために帰宅せずに待機するよう指示が出たという。ある内閣官房官僚は「自分たちが答弁をつくるのか、作らないのか。それさえ分からず、待機する。意味が分からない」とぼやいた」との記述がある。

結局は、十月二十七日深夜になつて、内閣総務官室から答弁作成依頼があり、各府省による答弁作成が行われたと側面している。

私自身は、「政治主導」とは、各閣僚が政権として実現を目指す政策の方向性を明確に示し、官僚が閣僚の指示に従って当該政策を実現するために必要な実務を忠実にこなすことであると考えているので、官僚による質問取りや答弁資料作成を否定するものではない。

しかし、仮に、野党時代には官僚による答弁資料作成を厳しく批判し、「脱・官僚依存」を掲げて先の総選挙に大勝した民主党を中心とする政権が官僚に答弁資料作成を命じていたとすれば、国民に対する大いなる背信行為であると考ええる。

一方で、平野官房長官が記者会見で述べた通り、内閣総務官室が政権の意思を無視して勝手に各府省に二十二日付の答弁資料作成指示文書を出したのだとしたら、内閣総務官室に勤務する官僚が政権に対する背信行為をしたことになると考え

る。

また、新聞報道にあるように、二十七日に官房長官が答弁資料作成指示撤回を命じた後も、内閣総務官室が各府省に答弁資料作成を依頼したのだとすれば、官僚による命令違反行為であり、鳩山政権が目指す「脱・官僚依存」「政治主導」という方針が既に形骸化していることになる。

右の点を踏まえ、次の事項について質問する。
一 内閣総務官室が、各府省に対して、首相等の答弁資料作成を指示する十月二十二日付の文書を発出したという報道内容の事実関係について

① 当該文書を発出した事実はあるか。
② 文書を発出した事実がある場合には、首相等の答弁資料作成の指示は、首相や官房長官もしくは官房副長官の指示を受けず、内閣総務官室が独自の判断で行ったのか。

③ 平成二十一年九月十六日に「政・官の在り方」について閣僚懇談会申し合わせが行われたが、そこには、「官」は、大臣等に報告すべき情報を秘匿したり偏った情報提供を行うことのないよう、報告責任を全うし、国家公務員法の精神に則り、国民全体の奉仕者として、『基本認識』で明らかにした「官」の役割を誠実に果たすものとする」との記述がある。もしも、内閣総務官室が、首相や官房長官もしくは官房副長官の指示を受けず、官房長官への報告もせずに、独自の判断で各府省に答弁資料作成の指示を出したとすると、「政・官の在り方」に著しく違反する行為であると思うが、どう考えるか。

二十月二十八日の朝日新聞朝刊に、「二十七日夜になつても首相官邸から各府省に対し、答弁作成のために帰宅せずに待機するよう指示が出た」という記事が掲載されていることについて

① 平野官房長官が答弁資料の作成指示を撤回させたにもかかわらず、「二十七日夜になつても首相官邸から各府省に対して、答弁作成のために帰宅せずに待機するよう指示が出た」という事実はあるか。

② 官邸から各府省に対する待機指示の事実があったとすると、それは、首相か官房長官もしくは官房副長官からの指示なのか。

③ 政治家からの指示でなかったとすると、誰が指示をしたのか。

④ 二の①の事実が無かったとすると、官邸から朝日新聞社に対して抗議を行ったか。

⑤ 結果的に、平成二十一年十月二十八日、十月二十九日の衆議院本会議における鳩山首相及び各閣僚の答弁について、官僚は答弁資料を作成したか。作成したとすると、どの閣僚のどの答弁か。

三 内閣総務官室職員への処分について
十月二十七日の平野官房長官の記者会見内容が事実であり、内閣総務官室が独自の判断で各府省に答弁資料作成の指示を出したとすると、これは、鳩山政権が掲げる「脱・官僚依存」に対する著しい背信行為であり、平野官房長官が不快感を示したのも無理はないと考える。また、仮に、十月二十七日に前問二の①の事実があ

り、それが内閣総務官室の行為であったとすると、内閣総務官室は、二度に渡って独自の判断で行動をした上に、命令違反をしたことになる。

本件は、各種マスコミが大きく取り上げるなど、鳩山政権の「脱・官僚依存」「政治主導」という政治姿勢への信頼を揺るがせたものであると考えるが、本件に関わった内閣総務官室の職員への処分を行うのか。

内閣衆質一七三第四四号

平成二十一年十一月十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員高市早苗君提出官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高市早苗君提出官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問に対する答弁書

一について

内閣官房内閣総務官室は、平成二十一年十月二十二日付けで、各府省に対し、内閣総理大臣、内閣官房長官又は内閣官房副長官に対する質問に関する国会答弁資料の様式、提出方法等に係る文書を配布した。これは、慣例として、国会の開会に当たり、国会答弁資料作成に当たった注意事項を各府省に配布していたことから、今国会開会に当たっても、従来どおりの

注意事項を事務的に配布したものであるが、事務方が作成した答弁資料を内閣総理大臣等がそのまま読むのではないかという誤解を国民に生じさせかねないことから、同月二十七日に撤回したところである。

二の①から③までについて

内閣総理大臣等に対する質問が見込まれる国会審議の前日においては、慣例として、内閣総務官室から各府省の国会連絡室に対して国会待機を解除する旨の連絡を行うまでは、特段の指示がなくとも、必要な職員を待機させる体制をとってきているところであり、平成二十一年十月二十七日においても、同様の体制がとられていたものである。

二の④について

平成二十一年十月二十八日付けの朝日新聞社の記事について、同社に対する抗議は行っていない。

二の⑤について

平成二十一年十月二十八日及び二十九日の衆議院本会議においては、内閣総理大臣及び各閣僚は、答弁する際に参考となるよう、必要な情報を含め種々の情報を基にして、自らの考えで答弁を行ったところである。

三について

政権交代が行われたにもかかわらず、各府省に対し、従来の慣例に従って文書を配布したことについて、内閣官房長官から内閣総務官に注意を行ったところである。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大村秀章君提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県与那国町への陸上自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本拓君提出有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小池百合子君提出普天間空港移設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本良一君提出臨時財政対策債に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における飲酒の対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十一年十一月四日提出
質問 第四五号

外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

本年十月一日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七二第五号。以下、「政府答弁書」という。）を踏まえ、質問する。

一 本年九月十六日に提出した質問主意書で、外務省が保管しているワインに関し質問したところ、「政府答弁書」では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。新内閣における、外務省が保管しているワインに関するこれまでの経緯等の確認作業は、現在どのような進捗状況にあるのか説明されたい。

二 過去の答弁書により、外務省において約七千本、宮内庁において約七千本、内閣官房において約千四百本のワインが保管されていることが明らかにされている。過去の質問主意書で、その用途、使用される人物並びに外務省において約七千本の大量のワインを保管している理由を問うたところ、過去の答弁書では「諸外国の要人の接遇等のため使用している。」「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一

定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。」との答弁がなされている。前政権の答弁書では、「諸外国の要人」、「諸外国要人」の定義は具体的に何か、その中に外国の元首がその一例として含まれているかという問いに対して何ら明確な説明がなされていなかったが、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣として、右を明らかにする考えはあるか。

三 過去の質問主意書で、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間に渡る、年間を通じての諸外国の元首による本邦訪問は何件あったか、右の訪問の際に、外務省のワインは何本使われたのか、その相手国元首の国籍や会合場所等については一切問わないところ、本邦訪問におけるワインの使用本数についてのみ、それぞれ明らかにされたいと問うたが、前政権の答弁書では、「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされ、何ら明確な説明がなされていなかった。鳩山総理大臣、岡田大臣として、右の「詳細な調査」を終えるのに大体どれくらいの期間が必要とされるかを明らかにした上で、「詳細な調査」を行い、二〇〇六年から二〇〇八年の三年間に渡る、年間を通じての諸外国の元首による本邦訪問の件数並びに、右の訪問の際に、同省のワインは何本使われたのか、その相手国元首の国籍や会合場所等については一切問わないところ、本邦訪問におけるワインの使用本数の概数につき、明らかにする考えはあるか。

四 過去の質問主意書で、外務省における一年間のワイン消費本数は大体千本程度であるのに、なぜ七千本もの大量のワインを常備していただけないのかと再三にわたり問うたが、前政権での答弁書では、「年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情があるからである。」との答弁がなされ、何ら明確な説明がなされていなかった。鳩山総理大臣、岡田大臣として、せいぜい年間千本程度しか消費されないものにも関わらず、なぜ同省において常時七千本ものワインを保管していなければならぬのか、七千という数字の根拠は何か、国民に明確に説明する考えはあるか。

五 前政権における、外務省が保管するワインに関する答弁書は、既に述べた様に、国民に対してきちんとした説明を避けるものであったと考えるが、鳩山総理大臣、岡田大臣は右につきどのような見解を有しているか。本年九月十六日に提出した質問主意書で右を問うたが、「政府答弁書」では一の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

六 鳩山総理大臣、岡田大臣として、外務省が保管しているワインの用途等につき、国民に対してきちんとした説明をするよう、同省を指導する考えはあるか。また、同省がワインを適切に使用しているかを確認すべく、査察を行う考えはあるか。本年九月十六日に提出した質問主意

書で右を問うたが、「政府答弁書」では一の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

内閣衆質一七三第四五号
平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一、五及び六について

外務省が保管しているワインに関しては、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認したところである。ワインの用途等に関する国民への情報提供については、外交儀礼上の配慮等も踏まえ、適切に対処してまいりたい。

二について

要人の定義は様々であるため、一概にお答えすることは困難であるが、外国の元首が含まれることはある。

三について

平成十八年から平成二十年までの各年における諸外国の元首による本邦訪問の件数は、それぞれ二十一件、二十四件、五十五件である。な

お、当該訪問において外務省の施設にて会食等を実施した件数は九件であり、その際に使用された外務省のワインは約百本である。

四について

年間を通じての諸外国要人の本邦訪問は多岐にわたり、具体的な滞在日程等が来日直前まで確定しない場合も多いため、常に対応できるように一定の質及び量のワインを保存することが必要である等の事情がある。他方、政府資産のスリム化の観点から、既存の在庫を優先的に使用することにより保管本数を減少させることとしてまいりたい。

平成二十一年十一月四日提出
質 問 第 四 六 号

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

昨年、いわゆる「居酒屋タクシー」の問題が明らかになったことを受け、同年六月十一日、政府より各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること(以下、「マイレージ取得」という。)を自粛する様指示が出された。外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイレージ取得」をしない様、省内の

電子メールで全職員に通達が出され、更に本年一月一日以降、同省職員が国家公務員等の旅費に関する法律(以下、「旅費法」という。)に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際は、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、公費削減の観点から適切に活用することとする新たなルール(以下、「新ルール」という。)が適用されている。右について、本年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第一四号。以下、「政府答弁書」という。)では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、「マイレージ取得」に関するこれまでの経緯等の確認作業は、現在どのような進捗状況にあるのか説明されたい。

二 過去の質問主意書で、過去五年間に外務省において、「マイレージ取得」の元となった、「旅費法」に基づき外務省職員が支給を受け、航空機の利用をした時にかかった費用はいくらであったか、また、「新ルール」適用後から現在に至るまでの右の費用はいくらに上るか、更に、右の費用を元に、現在に至るまで「新ルール」適用により外務省がどのくらいのマイレージを取得してきたと認識しているかと問うてきたが、前政権の答弁書では、「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされ、更

に右を受け、過去の質問主意書で、右の問いに答えるには、同省としてどの程度の時間を要する調査が必要と認識しているかと問うたところ、同様に前政権の答弁書では「お尋ねへの回答に要する時間を具体的に申し上げることは困難である。」との答弁がなされたのみであった。当方として、具体的時間は問うておらず、そのおおよその期間を問うているだけである。前政権は右を明らかにすることを避けてきたが、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣として、右の問いに答えるには、おおよそどの程度の時間を要する調査が必要と認識しているか、明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 鳩山総理大臣、岡田大臣として、二の調査に要する時間を明らかにした上で、「新ルール」適用後から現在に至るまで、外務省において「マイレージ取得」の元となった、「旅費法」に基づき外務省職員が支給を受け、航空機の利用をした時にかかった費用はいくらであったか、また右の費用から、現在に至るまで「新ルール」適用により外務省がどのくらいのマイレージを取得してきたと認識しているか、そして更に、「新ルール」適用後から現在に至るまで、同省においてどれくらいの公費を節約することができたのか、全て国民に明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問

主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

四 「新ルール」は、外務省内において十分に浸透しているか。同省職員が、「新ルール」に反して「マイレージ取得」をし、それを私的に利用している例はないか。右質問する。

内閣衆質一七三第四六号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際は、当該航空機の利用によるマイレージの取得については、これまでの経緯等を確認したところである。過去五年間に外務省において職員

が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をした際に当該航空機の利用に要した費用及び外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をした際に当該航空機の利用により取得するマイレージを公費削減の観点から適切に活用することとする新たな方針(以下「新ルール」という。)の適用後から現在に至るまでの当該航空機の利用に要した費用に係るお尋ねについては、当該期間に支給された旅費の一件一件について、鉄道賃、日当、宿泊料等を除外し航空賃のみを抽出する必要があり、その作業が膨大なものとなることから、調査に要する時間を含めお答えすることは困難である。他方、現在、本年末を目途に、新ルール適用後外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に当該航空機の利用により取得したマイレージを私的に利用した事例があったとは承知していない。

四について

お尋ねの新ルールについては、外務省内において然るべく周知に努めている。外務省において把握している範囲では、外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に当該航空機の利用により取得したマイレージを私的に利用した事例があったとは承知していない。

平成二十一年十一月四日提出
質問 第四七号

新型インフルエンザ対策に関する質問主意書

提出者 大村 秀章

新型インフルエンザ対策に関する質問主意書

新型インフルエンザへの万全な取り組みは国民の生命と健康を守る上で目下最大の懸案事項である。

従って我々は、昨年来、自民・公明の与党プロジェクトチームで精力的に検討を重ね、対策を構築してきたところである。

こうした中で、新型インフルエンザのワクチン接種をめぐる、専門家が一旦合意した内容が、十月二十日「政治主導」で別の結論に変わったとの報道がなされている。多くの関係者から戸惑いと不安の声があがっており、以下事実関係を明確にするため、質問する。

一 十月十六日の専門家による意見交換会において、一回接種とする合意がなされたと聞いているが、事実関係如何。

二 その後、足立信也政務官に事務方が報告したところ、激怒し、不信感を強めた。そして、十九日夜に別の委員も招いて緊急に意見交換会を開いた。自ら司会をし、十六日の意見をまとめた専門家を制し、親しい三人の方から、足立氏の考えに同調する意見が相次いだ。その結果、医療従事者を一回とする以外は、二回接種とすることとなった。なお、厚労省のある幹部は「専門家が知見を踏まえて出した結論を覆すには論拠が必要。仲のいい知人の専門家を呼び寄

せた会議でそれが十分だったのか」と話す。とも報道されている。

以上についての事実関係如何。

三 特に、十九日の会合は、足立政務官がメンバーも指名して開いたとされているが、事実か。

四 ワクチン接種の回数は、国民の生命と健康に関わる極めて重大な案件であり、いったん一回接種で方向が決まったものが、土日をはさんでたった三日で覆る。実態的には、一日で覆ったことに等しい。このような重要なことを一人の政務官がメンバーも自分の知人を選んで強引に決めていく。そのような恣意的な手法に極めて強い危惧の念を抱かざるを得ない。

また、このような不透明な一連の経過で重要な案件が決められていくことになると、関係者さらには国民全般に不安が広がっていくこととなる。

このような事態に対し、足立政務官の責任を問う声があがっているが、こうした意見に対し、どう応えていくのか。

五 以上、主だった疑問点を申し述べたが、この一連の経過を主導したのは足立政務官であり、事務方もまともな答弁ができず困惑している。従って、この質問主意書に対しては足立政務官自らが、自らの見解を書いてお答えいただくよう強く要求する。この答弁書を誰が書いたかについても明確にお答えいただきたい。

六 ワクチン接種費用についてお伺いする。

1 今回の接種による費用負担は国民でいく

らと想定しているのか。

2 国の買上げ費用は約千四百億円用意されていると聞くが、実費徴収すると、この分がまた収入として国に入ることになるのか。

3 ワクチン製造者への購入費用をそれぞれ明らかにされたい。

4 諸外国では、ほとんど無料と聞いているが、どうか。特に、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリアについてお伺いする。

5 二回接種で六千五百円、家族四人で二万四千六百円はいかにも負担が大きいと感ずる。

低所得者に加え、基礎疾患を有する者、妊婦、子ども、高齢者等のさらなる負担軽減を講ずるべきと考えるが、如何。

右質問する。

内閣衆質一七三第四七号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員大村秀章君提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大村秀章君提出新型インフルエンザ対策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の十月十六日の意見交換会(以下「十六

日意見交換会」という。)に参加した専門家の意見としては、今般の新型インフルエンザのワクチン(以下「新型インフルエンザワクチン」という。)の十三歳未満の者に対する接種回数は原則二回とし、それ以外の優先接種対象者に対する接種回数は原則一回としてよいというものであった。

なお、厚生労働省としては、十六日意見交換会の終了の際に、この意見を厚生労働大臣に報告し、接種回数について検討していきたい旨を説明したところである。

二及び三について

厚生労働省においては、十六日意見交換会における議論を踏まえ、厚生労働大臣、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官(以下「政務三役」という。)が検討を行い、更に幅広い専門家の意見を聴くべきであると判断し、再度、専門家による意見交換会を開催することを決定したものである。

この決定に基づき、足立厚生労働大臣政務官の指示の下、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部のアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)及び十六日意見交換会に参加した専門家に参加を要請したところ、アドバイザー三名及び十六日意見交換会に参加した専門家二名が参加し、本年十月十九日に、足立厚生労働大臣政務官の司会の下、一般に公開した上で、意見交換会を開催したものである。

本年十月十九日に開催した意見交換会においては、十六日意見交換会に参加した専門家及び

アドバイザーから、健康な成人については新型インフルエンザワクチンの効果は一回の接種で十分に得られるとの意見、健康な成人以外の者に対して直ちに同様の評価はできないのではないかと意見、妊婦や基礎疾患を有する者に対する接種回数については今後の臨床試験の結果等を踏まえて判断すべきであるとの意見が出されたところである。厚生労働省としては、これらの意見を踏まえ、更に検討を行い、同月二十日に、新型インフルエンザワクチンの接種回数については、二十歳から五十九歳までの健康な医療従事者であって、インフルエンザ患者の診療に直接従事するものは一回とし、それ以外の者は、当面のところ二回とする等の方針を決定したものである。

なお、御指摘の厚生労働省の幹部の発言についての事実関係は、確認できていない。

四について

新型インフルエンザワクチンの接種回数の決定過程については、二及び三についてでお答えしたとおりであり、御指摘のような懸念は当たらないものと考ええる。

いずれにせよ、厚生労働省としては、今後とも、新型インフルエンザ対策について、国民に対する正確な情報提供に努めてまいりたい。

五について

本質問主意書に対する答弁書については、政務三役が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、

最終的に厚生労働大臣の責任において閣議にかけ、決定したものである。

六の1について

お尋ねについては、新型インフルエンザワクチンの接種を受けた者（以下「被接種者」という。）が接種を受けた医療機関の窓口で支払う費用の総額のことであると考えるが、そうであるとすれば、現時点で接種を受ける人数等が明らかではないため、推計を行っていない。

六の2について

被接種者から徴収した費用は、接種を行った医療機関の収入となり、国の歳入には計上されない。

なお、新型インフルエンザワクチンについては、国が製造販売業者から買い上げた上で、販売業者に売却することとしているが、当該売却による収入は、国の歳入に計上される。

六の3について

お尋ねについては、これを公表することにより、新型インフルエンザワクチンの製造販売業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これを明らかにすることは差し控えたい。

なお、新型インフルエンザワクチンの購入に要する費用の総額であれば、国内の製造販売業者が製造する新型インフルエンザワクチンの購入に要する費用の総額が約二百五十九億円、外国の製造販売業者が製造する新型インフルエンザワクチンの購入に要する費用の総額が約千二百二十六億円となる見込みである。

六の4について

厚生労働省としては、ワクチン接種の費用が御指摘のように「諸外国では、ほとんど無料」であるかどうかについては承知していないが、現在知り得る限りでは、英国においては、医療従事者や妊婦等の優先して接種すべき対象者に係るワクチン代及び接種費用が無料であり、フランス及びドイツにおいては、ワクチン代及び接種費用が無料であると承知している。また、アメリカ合衆国においては、ワクチン代は無料であるが、接種費用は被接種者が加入する医療保険によつて異なるものであると承知している。

オーストラリアについては、現在、調査中である。

六の5について

今般の新型インフルエンザのワクチンの接種の目的は、重症化防止という被接種者の利益を第一義的なものとしており、受益者負担という観点から、実費負担を求めることが適当であると考えているが、低所得者については、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条に規定する予防接種と同様に、その費用負担を軽減する措置を講ずることとしている。

平成二十一年十一月五日提出
質 問 第 四 八 号

沖縄県与那国町への陸上自衛隊配備に関する
質問主意書

提出者 照屋 寛徳

沖縄県与那国町への陸上自衛隊配備に関する質問主意書

沖縄県与那国町の外間守吉町長と崎原孫吉町会議会議長は、二〇〇九年六月三十日、防衛省で当時の浜田靖一防衛大臣と面会し、同町への陸上自衛隊の部隊配備を要請した。要請の主旨は、（一）尖閣諸島周辺の排他的経済水域内における周辺諸国の動向に対する対処、（二）台風などによる大規模災害発生への対処、（三）自衛隊配備による地域活性化やインフラ整備に対する期待などを挙げている。

国境の島・与那国町では、陸上自衛隊の部隊配備をめぐって住民が二分された。要請を受けて同年七月八日、当時の浜田防衛大臣は与那国町を視察し、現在の防衛大綱に盛り込まれている島嶼防衛や大規模・特殊災害への対応などの観点から、先島諸島への自衛隊配備を検討していく考えを示している。

一方、歴史的な政権交代が実現した後、同年九月二十五日の閣議後記者会見において、北澤俊美防衛大臣は、与那国町への陸上自衛隊部隊配備について「先島諸島の防衛体制を整えることは大事だが、果たしてそこを早急に整備する必要があるのか。いたずらに近隣諸国に懸念を抱かせるようなことはせず、丁寧なやり方」と述べ、実施しない考えを示した。

私は、北澤防衛大臣が示した考えに賛成するものである。陸上自衛隊の部隊配備による与那国町の地域活性化やインフラ整備に期待をもつべきではない。与那国町は、国境の島としての地理的、

歴史的、文化的特性を活かした地域活性化をめざすべきである。

以下、質問する。

一 「与那国島への陸上自衛隊部隊配備は実施しない」旨を述べた本年九月二十五日の北澤防衛大臣の前記発言は、政府の統一見解であると理解し、鳩山内閣における一致した方針であると受け止めてよい。仮に、政府の統一見解が、前記北澤防衛大臣発言と異なるものであれば、その見解と理由を明らかにされたい。

二 政府は、与那国町を含む沖縄の離島振興と地域活性化、並びに離島におけるインフラ整備について、いかなる政策方針をもって臨むのか、具体的な施策を列挙した上で明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七三第四八号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県与那国町への陸上自衛隊配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県与那国町への陸上自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の発言は、先島諸島における防衛態勢

に関する検討は丁寧に行っていくとの趣旨を述べたものであり、政府としては、与那国島への陸上自衛隊の部隊配備を含む先島諸島における防衛態勢の整備については、我が国を取り巻く安全保障環境等を十分に踏まえて検討していく考えである。

二について

沖縄の離島振興を図ることは、離島住民の生活の安定や県土の均衡ある発展を図る観点から、沖縄の振興にとって重要な柱の一つであると認識している。

このため、政府としては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)及び沖縄振興計画に基づき、離島地域の持つ多様性や魅力を最大限に発揮しつつ、地域の活性化を図るため、今後とも沖縄県や関係市町村と連携し、農林水産業や観光・リゾート産業を始めとする産業の活性化、交通基盤や情報通信基盤の整備、個性ある自然や文化などを活かした取組、個々の離島では解決が困難な問題に対する離島間の連携による取組への支援等に努めてまいりたい。

平成二十一年十一月五日提出

質問 第四九号

有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問主意書

提出者 山本 拓

有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問主意書
農林水産業等への被害防止のために鳥獣対策は

重要であるが、同時に、捕獲した鳥獣等の処分方法についても軽視できない。欧州で盛んなジビエ料理のように、鳥獣等を食用等に有効活用することは、広義の地産地消であり、農山漁村や食品産業の活性化に資するものである。有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等を食用等に有効活用する取組に対する政策的支援策が必要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 有害鳥獣等の対策における捕獲、及び、捕獲後の処分方法等に関して

1 有害鳥獣等の対策における年間の捕獲量を、以下の種類ごとに示されたい。

- ① クマ
- ② シカ
- ③ イノシシ
- ④ サル
- ⑤ ハクビシン
- ⑥ アライグマ
- ⑦ カラス等の鳥類
- ⑧ ブルーギル、ブラックバス等の外来魚
- ⑨ 大型クラゲ

2 有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等の捕獲後の処分は、主として、いかなる方法によっているか。前述の種類ごとに示されたい。

3 有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等の捕獲後の処分の費用については、年間いくらを要していると推定されるか。また、政府は、自治体・民間に対し、処分費用への補助として年間いくらの費やしているか。

二 捕獲後の鳥獣等を食用等に有効活用する取組に対する支援策等に関して

1 捕獲後の鳥獣等を食用として有効活用する取組に対し、政府はいかなる支援策を講じているか。前述の種類ごとに示されたい。

2 捕獲後の大型クラゲ等の機能的成分を食品や化粧品等の製造に有効活用する取組に対し、政府はいかなる支援策を講じているか。

3 政府は、前項の取組に資する安定供給システムの確立や、衛生・品質管理、調理法開発等、政策的支援策を講じる考えがあるか。基本的方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七三第四九号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問に対する答弁書

一の1について

環境省及び水産庁の調査によると、有害鳥獣等の対策における平成十八年度(⑧)については、平成二十年年度の鳥獣等の捕獲数量については、①クマ類(ツキノワグマ及びヒグマの合計)が約五千百頭、②ニホンジカが約十九万八

千二百頭、③イノシシが約二十五万三千三百頭、④ニホンザルが約一万五千百頭、⑤ハクビシンが約四千頭、⑥アライグマが約一万四百頭、⑦カラス等の鳥類(カラス、ヒヨドリ及びスズメの合計)が約七十六万五千九百羽、⑧ブルーギル、ブラックバス等の外来魚が約四百トン(国庫補助事業による陸上処理量)、⑨大型クラゲが約六千七百トン(国庫補助事業による陸上処理量)となっているところである。

一の2について
有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等の処分は、鳥獣等の種類によらず、捕獲した者による当該鳥獣の埋設又は廃棄物としての処理のほか、イノシシ、シカ等の一部については食用等として活用されている。

一の3について
有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣の処分費用については、把握しておらず、また、当該処分費用に対しては、国庫補助は行っていない。ただし、ブルーギル、ブラックバス等の外来魚、大型クラゲの陸上処理に要する費用については、国から漁業者団体に対する助成措置があり、平成十八年度の実績は約一億円となっている。

二について
捕獲後の鳥獣等のうち、食用等への活用が期待されるものに関しては、捕獲した個体を有効活用する取組を支援するため、商品開発及び販売・流通経路の確立のための活動への助成等を行っている。

平成二十一年十一月五日提出
質 問 第 五 〇 号

平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問主意書

政府は十月十六日、平成二十一年度補正予算の二兆九千二百五十九億円分の事業を執行停止すると閣議決定した。景気低迷の好不況下において、国家の財政支出の執行停止は日本経済へ大きな影響があると考える。また、地方公共団体への混乱も鑑みると執行停止は大きな問題である。従って、次の事項について質問する。

一 補正予算の執行停止をした事業名を各省庁別で全てお教え頂きたい。

二 これらの執行停止に当たる政府としての明確な基準をお教え頂きたい。また、先に削減額ありきなのか、基準に沿って削減した合計がこの額なのかお教え頂きたい。

三 来年度本予算の概算要求の中に、執行停止した事業と同じ趣旨の事業が要求されているかお教え頂きたい。有るのであれば何故、補正予算を削って、来年度の本予算に要求を出したのかその理由をお教え頂きたい。

四 補正予算の執行停止に当たり、地方に迷惑を掛けないと言いつつ、事務費等で迷惑が掛かっている事について政府はどう思っているかお教え頂きたい。また、この問題に対する地方

への救済措置について政府がどう考えているかお教え頂きたい。
右質問する。

内閣衆質一七三五〇号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問に対する答弁書

弁書

一について
平成二十一年度第一次補正予算のうち、執行停止又は交付を予定している法人等に対する交付辞退若しくは自主返納の要請等を行うこととした事業(以下「見直し事業」という。)の名称は次のとおりである。

裁判所 裁判所施設への太陽光発電装置の設置、公用車のエコカーへの買換え、地上デジタルテレビジョンの整備、最高裁判所裁判集ウェブサイト公開、知財高裁ホームページ裁判例公開機能(英語版)構築、督促手続オンライン処理システムの改修、不動産任意売却促進のための新法制定に対応するための民事執行事件処理システムの改修、裁判所施設の耐震化、自動体外式除細動器(AED)の整備、裁判所施設の治安

体制の整備、視覚障害者のための点字テブラの整備

会計検査院 地上デジタル放送移行対策、会計検査院施設整備

内閣 国民電子私書箱(仮称)・次世代ワンストップサービス関連事業、危機管理情報通信設備更新基本計画事業、公務員研修所の太陽光発電設備導入及び省エネルギー改修事業、環境対応車整備事業、地上デジタルテレビジョン整備事業

内閣府(内閣本府等) 青少年の雇用確保に向けた訓練・技能取得に関する調査、北方領土返還要求啓発施設整備、外国人高度人材ネットワークの構築、沖縄科学技術大学院大学の整備促進、国立公文書館における公文書等のデジタルアーカイブ化推進、地方の元氣再生事業の拡充、世界金融・経済危機研究、沖縄不発弾等対策、中央防災無線網施設整備、官民人材交流センターの体制整備、人道救援備蓄物資の緊急備蓄、資本市場危機対応機構事務費補助金、資本市場危機対応機構出資金、金融情報処理用機器の整備、地方消費者行政活性化基金、地域活性化・公共投資臨時交付金

内閣府(警察庁) 地域警察デジタル無線システム、次世代安全運転支援システムパイロット事業、街頭防犯カメラシステムモデル事業等、警察用車両・航空機の整備、警察基幹通信網の再編整備、子どもと女性を性犯罪等から守るための取組み、DNA型鑑定による性犯罪等の検挙、児童ポルノ対策の強化、振り込め詐欺撲滅

に向けた諸対策の推進、自動車ナンバー自動読取装置の整備、犯罪捜査用写真のデジタル化、人質立てこもり等特殊事件対策の推進、組織犯罪等の検挙対策用資機材の整備、災害時の救助等緊急事態への対応、災害等の現場映像伝送、警察活動基盤整備等事業

総務省 受信障害対策共聴施設のデジタル化対応、集合住宅共聴施設のデジタル化対応、地上デジタル対応機器への更改、地域情報通信基盤整備推進交付金(ブロードバンドゼロ地域の解消)、地域情報通信基盤整備推進交付金(携帯不感エリアの解消加速)、政府情報システムの全体最適化のための調査検討(共同利用システム基盤の戦略的展開)、新しい公的個人認証システムの開発実証、オンライン申請サポート事業、国民電子私書箱(仮称)関連ネットワーク基盤確立事業、低消費電力型通信技術等の研究開発(エコインターネットの実現)、ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験、超高速光伝送システム技術の研究開発、セキュアクラウドネットワークキング技術の研究開発、眼鏡の要らない3次元映像技術の研究開発、光交換基盤技術の実証基盤施設の整備、クラウドテストベッド環境(次世代クラウド・シミュレータ)の構築、新たなワイヤレス・ブロードバンド環境を早期に実現するテストベッドの整備、先端技術開発研究基盤の整備、情報通信研究機構における省エネルギー対策推進、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進、地域ICT利活用推進交付金、地域

情報通信基盤整備推進交付金(ICTを活用した定住自立圏構想推進)、ICT経済・地域活性化基盤確立事業(ユビキタス特区)事業、教育分野等における放送コンテンツの流通促進に向けた実証実験、公共ブロードバンドシステムから青少年を守る緊急対策事業、国内外におけるコンテンツ流通促進、定住自立圏等民間投資促進交付金、震度情報ネットワークシステムの全国一斉整備、消防救急デジタル無線の整備等、高規格救急車の整備、救急隊員の教育・訓練資機材の配備、防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備等、消防団救助資機材搭載型車両の配備等、緊急消防援助隊の装備の充実強化、実験施設の改修(可動式天井の整備)、消防大学校教育訓練施設の充実、公共ブロードバンドシステムの早期導入

法務省 定住外国人支援に関する更なる対策、太陽光発電設備の設置、業務用車両の更新、木屑圧縮装置の整備、フォークリフトの整備、法務省施設のデジタル基盤整備推進、道路交通法違反事件三者即日モバイルPCの整備、確定訴訟記録(録音体)保存サーバ等の整備、混雑状況表示用掲示板設置、航空機乗員出入国審査用簡易ゲートの整備、船舶内上陸審査用携帯端末機能向上、バイオ機器操作補助員の確保、耐震対策、登記書架補強(耐震)、女子刑務所の整備、刑事施設の収容及び処遇機能充実、再犯防止対策(農林業主要機械の更新)、再犯防止対策(機械加工職業訓練実施環境充実、再犯防止

対策(処遇効果測定体制の整備)、再犯防止対策(地域雇用促進プロジェクト)、保安警備体制の強化、不法滞在者・偽装滞在者の縮減、庁舎等取壊し、裁判員裁判実施のための機器整備
外務省 外務省関連施設整備、太陽光発電等海外普及促進、公用車の環境対応車への買換え促進、査証審査体制整備、在外公館施設整備等、海賊対策拠出金等

財務省 危機対応業務を円滑に行うための日本政策投資銀行の財務基盤強化、太陽光発電設備の整備、公用車の環境対応車への買換え促進、省エネ機器の設置等、行政機関間のシステム連携などのシステム改修等、電子政府の加速のためのシステム改修等、施設の耐震化、監視取縮用機器等の整備、「住宅取得のための時限的な贈与税の軽減」等へ対応するためのシステム改修等

文部科学省 学校耐震化の早期推進・太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大(公立)、学校耐震化の早期推進・太陽光パネルをはじめとしたエコ改修の拡大(私立)、地上デジタルテレビ対応・学校のICT環境整備(公立)、地上デジタルテレビ対応・学校のICT環境整備(私立)、理科教育設備の整備充実(理科教育設備整備費等補助)、小学校外国語活動導入に係る教員研修支援、自然体験活動の推進、先端的・基盤的教育研究施設・設備の整備(国立)、留学生宿舎の整備、高校生の留学促進事業、高度研究人材活用促進事業、企業研究者の活用による産学融合の実現、最先端の環境科学技術に

関する情報発信機能の強化、環境技術研究開発センター(仮称)の整備等、海洋資源探査技術の開発体制の整備、地域産学官共同研究拠点整備事業、素粒子・原子核物理学の振興、最先端超小型衛星群の開発を通じた宇宙利用の裾野拡大、準天頂衛星等の開発・利用、理化学研究所の研究環境の整備・高度化、メディア芸術の振興(国立メディア芸術総合センターの設立、メディア芸術の振興(映画フィルム等のナショナルアーカイブ化)、伝統的な文化による地域活性化と文化力の向上、文化振興のための基盤整備、ナショナルスポーツ施設の整備、中学校等武道場及び地域スポーツ施設の整備、青少年教育施設の整備、地域の学習拠点の整備(国立科学博物館施設整備等)、地域の学習拠点の整備(女性教育会館施設整備)、奨学金事業の充実、私立大学附属病院の施設整備への支援、iPS細胞等を用いた再生医療の実現、脳研究加速のための実験設備整備、橋渡し研究拠点の支援機能強化、「安心こども基金」を通じた子育て支援等、若手研究者海外派遣事業(研究者海外派遣基金)、最先端研究開発支援プログラム(先端研究助成基金)

厚生労働省 医薬品等研究開発の強化、地上デジタルテレビジョン等整備事業災害拠点病院等の地上デジタル放送対策、医療保険制度の適切な運営(レセプトオンライン化への対応)、医療保険制度の適切な運営(健康保険組合のIT化推進事業)、医療費適正化の推進(特別養護老人ホーム等への整備転換等に対する財政

支援)、女性の健康支援対策事業委託、水道施設整備、地域子育て支援対策(子育て応援特別手当)、福祉サービス提供体制確保の推進(日本社会事業大学施設整備)、社会福祉施設等の基盤強化(社会福祉施設の地上デジタル放送対策)、検疫所施設整備、高齢者等の雇用の安定・促進、緊急人材育成・就職支援基金、未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金、地域医療再生基金

農林水産省 農地有効利用支援整備事業、耕作放棄地再生利用緊急対策、新規就農定着促進事業、集落営農法人化等緊急整備推進事業、農業経営維持支援緊急保証事業、園芸産地再生施設緊急リソース事業、新需要創造対策事業、畑作等緊急構造改革支援事業(うち基金以外分)、国産原材料供給力強化対策事業、野菜・花き産地高度化緊急支援事業、青果物鮮度保持技術・新流通システム実証事業、施肥体系緊急転換対策事業、飼料用米農業安全確保事業、飼料稲有効活用緊急対策事業、独立行政法人種苗管理センター施設整備費補助金、有機農業総合支援対策、強い農業づくり交付金、植物工場普及・拡大総合対策事業、戦略的産地振興支援事業、動物検疫係留施設環境対策整備事業、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金(遺伝子組換え農作物開発拠点施設整備費)、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費補助金(超高速遺伝子解析拠点施設整備費等)、小水力発電工事等技術強化対策事業、地産地消・産直緊急推進事業(地産地消・直売機

能強化等事業及び地産地消活動推進事業(全国推進事業)、地産地消・産直緊急推進事業(仮設型直売システム普及事業(マルシェ・ジャボン・プロジェクト)、地産地消・産直緊急推進事業(米飯学校給食回数増加支援事業)、農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業、海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策、鳥獣害防止総合対策事業、グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業、マイマイガ(AGM)卵塊付着抑制技術実証事業、農業・医療福祉連携促進モデル事業、農山漁村地域力発掘支援モデル事業、国営造成施設管理事業(国営造成水利施設保全対策指導事業・ストックマネジメント技術高度化事業、地域用水環境整備事業、森林整備事業(一般会計)、森林整備事業(国有林野事業特別会計)、住宅分野における国産材需要拡大緊急対策支援事業、独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金、水産基盤整備事業、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費補助金、漁業担い手確保・育成緊急対策事業、漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給等補助金、国産水産物流通促進特別対策事業、海岸事業(農地)、製糖施設緊急整備対策事業、農地集積加速化事業、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業、需要即応型生産流通体制緊急整備事業(需要即応型生産流通体制緊急整備事業(自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業)、畑作等緊急構造改革支援事業(うち基金部分)、地

産地消・産直緊急推進事業(学校給食地場農畜産物利用拡大事業)、地域資源利用型産業創出緊急対策事業、花粉の少ない森林づくり対策事業、緑の雇用担い手対策事業、漁場機能維持管理事業、資源回復・漁場生産力強化事業
経済産業省 中小企業雇用情勢対応人材支援事業、中核拠点基盤整備構想推進事業委託、社会課題解決型の官民連携支援事業委託、離島独立系統新エネルギー導入実証事業費補助金、分散型電源大量導入系統影響評価基盤整備事業、電気自動車普及環境整備実証事業、スマートハウス・ビルプロジェクト、分子ゲート機能CO₂分離膜の技術研究開発、二酸化炭素削減技術実証試験委託、高温超電導ケーブル実証プロジェクト、ナノテク研究開発拠点の整備、蓄電池評価研究センター拠点整備、太陽電池モジュール信頼性評価施設整備、石炭火力発電微量物質排出削減技術の開発、次世代風力発電技術研究開発、林地残材バイオマス混焼発電実証事業、省エネルギー計測監視等推進事業、民生用燃料電池導入支援補助金、クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費補助金、戦略的原子力技術利用高度化推進事業、新資源循環プロジェクト、総合水処理技術実証事業、革新的水処理技術開発事業、基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発、中生産量化学物質の安全性確保向上対策、地域総合健康サービス産業創出基盤整備事業、生活支援ロボット安全性検証研究施設整備、先進的植物

工場推進事業、産業技術総合研究所基盤的施設整備、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備、次世代産業創出人材育成・雇用拠点プロジェクト、イノベーション実用化助成事業、産業技術総合研究所共同研究支援事業、JAPANデザイン海外販路開拓支援事業、JAPANブランド戦略展開事業、市場志向型ハンズオン支援事業、地域産品販路拡大のための販売スペース設置事業、中小企業再生支援協議会事業における早期再生支援、下請企業対策、電子経済産業省予算認証システム開発事業、グリーンIT加速化事業、情報技術を活用した地域活性化事業、中小企業戦略的情報化事業、中小企業経営革新基盤システム開発、日本のソフトウェア海外展開促進事業、地域発「COL JAPAN」プロジェクト、コンテナ取引環境整備事業、アジア太平洋経済協力ラウンドテーブル事業、工業用水道事業、移動式ガス発生設備導入促進事業、革新型太陽電池国際拠点研究拠点整備事業、省エネルギー基盤技術国際標準化研究開発、住宅用太陽光発電導入支援対策基金造成事業、新エネルギー導入促進基金造成事業
国土交通省 官庁営繕事業、地域公共交通活性化・再生総合事業、建設業取引緊急適正化センターの設置、不動産市場安定化ファンドの設立・運営のための調査、歩行空間ネットワークデータの整備、日本及び世界の水資源確保のための情報の体系的な収集・提供システムの整備、都市開発資金貸付金、交通まちづくりによ

る低炭素型都市実現のための社会実験、膜処理技術の下水処理場への適用化実証事業、水害リスクに対するアドホックネットワーク簡易水位計実用化検証、「国土ミッシングリンク」の結合（東京外かく環状道路（関越～東名）（用地補償費）、交通の安全確保対策（高速道路の4車線化事業）、社会資本ストックの耐震化・予防保全対策（首都高速・阪神高速道路の予防保全対策）、住宅ローンの信用収縮対策等、都市再生事業の緊急支援事業、住宅・不動産事業者への資金支援、交通施設バリアフリー化、鉄道整備等基礎調査、公共交通移動円滑化設備整備費補助金、低公害車普及促進事業研究開発、荷主等とのパートナーシップによる構造改善実証実験事業、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備、独立行政法人航海訓練所施設整備、離島航路補助金、革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発、国土交通本省施設整備、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備事業、総合的物流体系整備推進事業（総合的物流体系整備推進調査費）、大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新等、スーパー中樞港湾の機能強化、航空大学校庁舎耐震補強工事、羽田空港の容量拡大・機能強化、一般空港整備等、空港等の耐震対策、独立行政法人建築研究所施設整備、共同実験棟空調設備省エネルギー改修、地理空間情報整備・活用等の推進、国民の安全・安心を確保するための気象災害対策等の強化、航路標識整備事業、下請資金繰り支援事業の創設

環境省 微量PCB混入廃電気機器等の安

心・安全で効率的な処理事業、単独処理浄化槽を対象とした使用状況実態等把握、京都議定書目標達成のための廃棄物部門緊急調査、し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進モデル事業、金融機関による「環境格付」のための企業調査・審査に対する補助制度の創設、環境調査研修所施設・設備の低炭素化改修、小児環境保健プロジェクト、アジア・太平洋地域における「環境モデル都市」・「環境モデル島」の構築調査、地方公共団体等の保有する自動車の低公害化、野鳥における鳥インフルエンザ対策の強化、温泉施設における温暖化対策事業、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域活性化促進事業、国立公園等施設の低炭素化等の推進、生物多様性保全拠点等のグリーン化等によるCO₂排出削減、世界遺産センターのグリーン化等によるCO₂排出削減

防衛省 太陽光パネルの設置、自衛隊車両のエコカー等への買換え、庁舎・施設等の省エネルギー化、自衛隊病院等の機能強化対策、地上デジタル放送への移行対策、自衛隊情報ネットワークの統合・高度化、庁舎等の耐震化対策、老朽化対策等、災害対応のための器材等の整備、基地等の安定運用対策等

二について

平成二十一年度第一次補正予算については、政権交代を受けて、不要不急の事業を停止するという考え方に沿って執行の見直しを行った。見直しに当たっては、平成二十一年九月十八日の閣議における内閣総理大臣の指示（以下「総理

指示」という。）に基づき、これに係る事業のうち、先の通常国会における審議等で多くの問題点が指摘された①地方公共団体以外のものが造成する基金事業、②独立行政法人・国立大学法人及び官庁の施設整備費、③官庁環境対応車等購入費・官庁地上デジタルテレビジョン等整備費を中心に、各所管大臣において、執行の是非を点検することとなった。

なお、見直し事業に係る執行停止・返納見込み等の金額については、各所管大臣が前述のとおり全事業の執行の是非を点検した結果であり、あらかじめ削減の目標額を設定したものではない。

三について

見直し事業には、平成二十二年予算の概算要求が行われたものも含まれているが、こうした事業は、厳しい財政事情の中で、事業の緊要性の観点から精査した結果として、平成二十一年度第一次補正予算については執行を停止した一方で、平成二十二年予算の概算要求に当たっては、各府省が当年度に必要と判断したものである。

四について

平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直しに当たっては、総理指示に基づき、現場の実情を確認しながら、政策的必要性を精査し、地域経済や国民生活等に与える影響も勘案しつつ、執行の是非を点検したところであり、子育て応援特別手当の支給の準備のために生じた経費及び執行停止に伴い新たに生じることとなる

経費について地方公共団体に対して補助を行うこととするなど、各府省において適切な対応が行われているところである。

平成二十一年十一月五日提出
質 問 第 五 一 号

普天間空港移設に関する質問主意書

提出者 小池百合子

普天間空港移設に関する質問主意書

我が国における米軍再編は、我が国の安全保障上の抑止力を維持し、沖縄の負担を軽減するための、不可欠な措置である。そのため、日米両政府、ならびに沖縄県等関係者との綿密な意見、情報交換を踏まえ、現在の日米合意の案に至ったものである。

特に、住宅地に隣接する普天間空港の移設は、早急に実施されるべき喫緊の課題であり、日米間で合意された辺野古沖への移設準備が、法律に定められた手続きを踏みながら、進められてきた。しかるに、十一月四日、衆議院予算委員会の審議において、自由民主党の石破茂委員の質問に対し、岡田克也外相は以下のように述べ、これまでの政府の対応を非難した。

「特にここ数年間、毎年のように総理がかわることによっていろいろな議論が停滞したことは、私は間違いないということを申し上げておきたいと思います。」

辺野古沖に建設予定の案については、平成十九年八月七日、環境影響評価法に基づき、方法書が

沖縄県知事等へ送付された。その後、公告・縦覧、住民等の意見を受け、さらに方法書に沿った調査が平成二十年三月十五日から一年かけて行われた。その結果を踏まえ、準備書が作成され、環境影響評価の手順にのっとった手続きを進めてきたところである。

つまり、どのような案であれ、環境影響評価については、特に大型建設案件については長期にわたってのアセスメントを行うのであって、「その間、総理がくるくる替わった」という指摘とはまったく無関係である。よって、当該答弁は環境アセスメントに対する無知と、とにかく前政権を批判したいという野党的精神から発せられたものと思われる。

従って、次の事項について質問する。

一 上記発言において事実誤認があったと認め、発言を撤回するか如何。

二 すでに準備書に対する沖縄県知事意見が平成二十一年十月十三日に提出されている。次の手順として政府は評価書を作成、送付を行うわけであるが、いつ評価書を提出するのか。

三 評価書の内容について、準備書原案のままで進めるのか、それとも準備書に対する知事意見を取り入れたものとするのか如何。

右質問する。

内閣衆質一七三第五一号

平成二十一年十一月十三日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員小池百合子君提出普天間空港移設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員小池百合子君提出普天間空港移設に関する質問に対する答弁書

一について

岡田外務大臣としては、御指摘の発言のとおりの認識であり、当該発言を撤回する必要はないと考えている。

二及び三について

普天間飛行場の代替施設への移設及び同飛行場の返還を含む在日米軍再編については、安全保障上の観点も踏まえつつ、過去の日米合意などの経緯も慎重に検証した上で、沖縄の方々が背負ってこられた負担、苦しみや悲しみに十分に思いをいたし、地元の皆様の思いをしつかりと受け止めながら、真剣に取り組んでいく考えである。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価については、現在、御指摘の沖縄県知事から述べられた意見の内容を精査しているところであるが、環境影響評価書の取扱いについては、こうした取組全体の中で検討していく考えであり、お尋ねについて現時点で告示することとは困難である。

平成二十一年十一月五日提出
質問 第五二二号

臨時財政対策債に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

臨時財政対策債に関する質問主意書

臨時財政対策債は地方交付税特別会計の収支が均衡を失ったことから平成十三年度に設けられ、その発行総額は平成十五年度をピークに逐次減少が図られてきたものの、今後の景気悪化により平成二十年度から再び増額に転じている。「臨時」的措置が恒常化することは交付税の「身替り」とはいえ、地方自治体の財政運営を制約し、ひいては「地域主権」を損なうことになりかねない。地方財政計画上、臨時財政対策債の今後の取り扱いが重要であると考えます。

従って、次の事項について質問する。

一 臨時財政対策債が地方自治体に与える影響についての内閣の見解

1 現在の発行水準が続くと、将来的に基準財政需要額の占める割合が高くなり、地方交付税の本来の機能を損なうのではないかと考えるが所見はいかがか。

2 現在の発行水準が続くと、将来的に地方自治体の公債の占める割合が高くなり、地方自治体の本来の事業のための起債発行を結果的に制約するのではないかと考えるが所見はいかがか。

二 臨時財政対策債についての内閣の見解

1 臨時財政対策債は将来にわたって発行を逐次削減すべきと考えるが所見はいかがか。

2 臨時財政対策債の今後の取り扱いについて中長期的なシナリオを検討すべきと考えるが所見はいかがか。

三 平成二十二年予算についての総務大臣の見解

平成二十二年においても地方の歳入は税収の落ち込みが行財政改革の成果を上回り、現状の見通しよりも臨時財政対策債の所要額が増える可能性がある。よって事項要求とされている地方交付税の一兆円増額はぜひとも必要と考えるが総務大臣の所見はいかがか。

右質問する。

内閣衆質一七三第五二号

平成二十一年十一月十三日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橘慶一郎君提出臨時財政対策債に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橘慶一郎君提出臨時財政対策債に関する質問に対する答弁書

一について

世界的な金融危機と経済悪化を受けた大幅な税収減等により財源不足が拡大し、平成二十一年度には、臨時財政対策債の発行が大幅に増加したところであり、このような異例の状況下における発行水準が継続するという前提での御質問にお答えすることは差し控えたいが、今後とも地方公共団体の財源の均衡化及び地方行政の計画的な運営を保障するという地方交付税の機能を維持し、地方財政の運営に支障が生じることのないよう対処してまいりたい。また、臨時

財政対策債の発行の増加により地方債の発行が制約されることのないよう、平成二十一年度においては必要な公的資金を確保したところであり、今後とも地方公共団体の起債について支障が生じることのないよう対処してまいりたい。

二について
臨時財政対策債は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第六条の三第二項に規定する「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」として、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の特例である同法第三十三条の五の二の規定に基づき発行されている、臨時法的かつ例外的な地方債であり、このような特例措置の解消に向けて取り組んでいくことは当然であると考えている。

なお、経済動向や税収動向が極めて不透明なため、臨時財政対策債の在り方について、今後の見通しを具体的に述べることは困難である。

三について
お尋ねについては、地方の自主財源の充実・強化を図るため、平成二十二年度の概算要求において、要求額を明示しないいわゆる事項要求を含め、地方交付税を一兆円以上増額すること并要求したところである。

平成二十一年十一月五日提出
質 問 第 五 三 号

外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書

過去の答弁書において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人のうち、平成二十一年四月二十一日現在、外務省が所管している法人の数は二百十四であることが明らかにされている。右について、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うたところ、同年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第一五号。以下、「政府答弁書」という。)では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 新内閣における、外務省が所管している法人のこれまでの経緯等に関する確認作業は、現在の様な進捗状況にあるのか説明されたい。

二 過去の答弁書では、平成十九年度において、外務省は社団法人国際交流サービス協会と約千万円、社団法人国際フレンドシップ協会と約千万円の一般競争入札による事業契約を結んでいることが明らかにされている。過去の質問主意書で、右二法人との事業契約はどの様なものかと問うたところ、過去の答弁書では「先の答弁書(平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第一六〇一号)一についてでお答えした契約は、いずれも外務省の所掌事務に関する業務を各法人が

実施するものである。」との答弁がなされている。右答弁にある「外務省の所掌事務に関する業務」のうち、右二法人が行っている事業は具体的にどの様なものであるのか、前政権の答弁書では何ら具体的な説明はなされていなかったが、鳩山由紀夫内閣総理大臣、岡田克也外務大臣として、右を明らかにする考えはあるか。

右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 過去の答弁書では、平成十九年度において、外務省は十六法人と随意契約による事業契約を結んでいるとの答弁がなされている。過去の質問主意書で、右十六法人との事業契約はどの様なものかと問うたところ、過去の答弁書では「先の答弁書(平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第一六〇一号)二についてでお答えした契約は、いずれも外務省の所掌事務に関する業務を各法人が実施するものである。なお、これら法人との随意契約を結ぶことになった理由については、一概にお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右の様に、前政権の答弁書では、「外務省の所掌事務に関する業務」のうち、右の十六法人が行っている事業はどの様なものか、何ら具体的な説明はなされていなかったが、鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

四 三の答弁には「これら法人との随意契約を結ぶことになった理由については、一概にお答えすることは困難である。」とある。外務省として、然るべき理由の下、十六法人と随意契約を締結するに至ったと思考する。前政権の答弁書では、その理由は一切明らかにされなかったが、鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

五 過去の答弁書では、平成十七年度、十八年度において外務省が一般競争入札及び随意契約により事業契約を結んでいる法人名、契約内容、契約額について「先の答弁書(平成二十一年七月三日内閣衆質一七一第一六〇一号)一について及び二についてでお答えしたとおり、調査に膨大な作業を要するため、現時点でお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。同省として、右の問いに答えるのにどれくらいの期間を要すると認識しているか。鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

六 五の期間を過ぎても答弁の提出に応じること

平成二十一年十一月十七日 衆議院会議録第四号 議長報告

は可能であるところ、平成十七年度、十八年度において外務省が一般競争入札及び随意契約により事業契約を結んでいる法人名、契約内容、契約額について明らかにすることを求める。鳩山総理大臣、岡田大臣として、右を明らかにする考えはあるか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では前文の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。右質問する。

内閣衆質一七三第五三号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

外務省が所管する特例民法法人二百十四法人に対して、平成十七年度から平成十九年度までに外務省が結んだ一般競争入札による契約及び随意契約のうち、契約一件当たりの支出額が千万円以上の契約について契約時の随意契約の理由を含めて調査を進めてきた。その結果は次のとおりである。なお、現在、武正外務副大臣及

び吉良外務大臣政務官の下で特例民法法人に関する見直し作業を実施しており、今後のこれらの契約については、その結果も踏まえ、必要に応じ見直しを行っていく考えである。

社団法人国際交流サービス協会について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)在外公館の庶務的業務の一部民間への委嘱、二十一億六千七百八十八千六百七十七円、(二)二十一世紀パートナーシップ促進等招へい事業、二億五千五百二十七万三千八百八十七円、(三)オビニオンリーダー及び高級実務者等招へい事業、六千七百六十九万五千五百三十三円、(四)公邸派遣料理人業務委嘱(在ニューヨーク日本国総領事館ほか)、二千八百四十一万九千八百二十円、(五)長期青年招へい事業、二千三百八十四万七千七百十円、(六)公邸料理人調査・紹介等に関する業務委嘱、千三百八十八万五千九百四十一円、(七)報道関係者招へい、千二百四十三万六千九百七十九円、(八)タイ人公邸料理人人材開発及び育成指導事業関係業務担当職員の派遣、千三十四万九千五百八十三円である。(一)から(八)までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人の平成十七年度における一般競争入札による契約及び支出額は、(九)グローバル・ユース・エクスチェンジ事業、二千五百七十六万八千六百六十六円、(十)日本留學生の集い(東南アジア)業務委嘱、千七百七

十三万七千三百九十五円、(十一)元日本留學生の集い(南西アジア、中東、中央アジア)業務委嘱、千六百二十三万七千二百九十三円、(十二)元日本留學生の集い(中国、韓国、モンゴル)業務委嘱、千九百四十四万六千四百八十一円である。同法人の平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)在外公館の庶務的業務の一部民間への委嘱、二十一億八千八百三十五万三千三百九十四円、(二)二十一世紀パートナーシップ促進等招へい事業、二億九千九百七十四万三千五百三十三円、(三)オビニオンリーダー及び高級実務者等招へい事業、八百五十万九千八百六十六円、(四)公邸派遣料理人業務委嘱(在英国日本国大使館ほか)、千八百六十万八千八百九十一円、(五)鯨類の持続的利用に関する代表者会合招へい業務委嘱、千四百八十八万六千六百八十一円、(六)公邸料理人調査・紹介等に関する業務委嘱、千三百九十一万二千二百六十六円、(七)公邸派遣料理人業務委嘱(在中国日本国大使館ほか)、千十五万九千七百七十円である。(一)から(七)までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人の平成十八年度における一般競争入札による契約及び支出額は、(八)元日本留學生の集い(東南アジア、中国)業務委嘱、千八百八十二万四千九百九十九円、(九)日英平和交流事業及び日蘭平和交流事業業務委嘱、千八百六十六万七千二百十四円、(十)元日本留學生の集い(南西アジア、中

東、中央アジア、モンゴル)業務委嘱、千六百四十一万四千二百十九円である。同法人の平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)在外公館の庶務的業務の一部民間への委嘱、二十億五千九百四十四万四千四百三十九円、(二)二十一世紀パートナーシップ促進等招へい事業、二億六千七百七十一万四千八百九十九円、(三)公邸料理人関係業務、七千七百三十六万三千二百七十七円、(四)オビニオンリーダー及び高級実務者等招へい事業、六千二百八十八万六千九百九十七円である。(一)から(四)までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人の平成十九年度における一般競争入札による契約及び支出額は、(五)日蘭平和交流事業、千一万七千六百六十四円である。

社団法人海外広報協会について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、Web Japanホームページの維持管理業務、三千五百七十七万二千七百七十六円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、Web Japanホームページの維持管理業務、三千四百八十七万七千五百三十五円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、Web Japanホームページの維持管理業務、三千六百五十四万八千三百五十八円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によるこ

としたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

社団法人国際フレンドシップ協会について、平成十七年度及び平成十八年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十九年度における随意契約及び支出額は、日欧高校生交流プログラム、四千二百七十六万六千二百四十四円であり、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度及び平成十八年度には千萬元以上の一般競争入札による契約はなく、平成十九年度における一般競争入札による契約及び支出額は、在ロシア日本センター日本語講座支援業務、千二百一十九万七千七百三十三円である。

財団法人日本国際交流センターについて、平成十八年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、日独フォーラム開催業務委嘱、千四百八十八万八千八百五十一円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)日独フォーラム開催業務委嘱、千二百三十八万四千三百五十七円、(二)日英二十一世紀委員会開催業務委嘱、千五百五十三万八千八百八円である。平成十七年度及び平成十九年度のいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにお

ける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人国際文化交流推進協会について、平成十七年度及び平成十九年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十八年度における随意契約及び支出額は、日欧高校生交流プログラム、三千九百八十八万二千二百三十四円であり、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)日欧高校生交流プログラム(長期)、二千三百三十五万五千七百七十五円、(二)日欧高校生交流プログラム(短期)、二千一万六千九百三十円、(三)日米若人交流計画業務委嘱、千五百五十六万九千六百五十一円、(四)日米若人交流計画(短期)業務委嘱、千三百三十三万二千三百二十一円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、日米若人交流計画(短期)、千三百九十六万七千九百五十円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、日米若人交流計画、三千六百二十四万四千九百六十六円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものであ

る。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人日本国際フォーラムについて、平成十八年度及び平成十九年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、東アジア・シンクタンク・ネットワーク第三回年次総会実施業務、千六百六十三万三千三百三十八円であり、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人日本国際問題研究所について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業、二億三千九百四十六万二千七百七円、(二)軍縮・不拡散調査研究等、千八百九十五万九千二百三十九円、(三)太平洋協力に関する業務委嘱(上半期)、千十五万七千七百三十四円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業、二億四千十三万二千七百六十七円、(二)軍縮・不拡散調査研究等、千八百十五万五千二百二十五円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業、二億三千六百九十三万七千五百五十四円、(二)日中歴史共同研究、四千四百五十七万三千五百十四円、(三)軍縮・不拡散調査研究等、千七百

四十六万三千三百四十八円、(四)平成十九年度太平洋経済協力会議日本委員会の活動運営、千四百九十七万八百七十円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人アジア福祉教育財団について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、難民等救援業務、六億二千九百九十五万四千円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、難民等救援業務、四億八千八百七十二万七千円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、難民等救援業務、四億六千七百四十五万円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人中東調査会について、平成十七年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十八年度における随意契約及び支出額は、テロ組織及びテロリスト等に関する調査業務、千五百六十六万六千八百円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、テロ組織及びテロリスト等に関

する調査業務、千五百六十万六千八百円である。平成十八年度及び平成十九年度のいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の第三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人国際開発高等教育機構について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)開発援助人材育成・振興業務、六億八千五百二十万四千円、(二)カンボジア国別評価、千八百八十万二千四百四十一円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、開発援助人材育成・振興業務、六億五千七百六十六万六千円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)開発援助人材育成・振興業務、六億三千三万四千円、(二)モンゴル国別評価、二千三百三十八万八千四百四十四円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の第三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人国際協力推進協会について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)国際協力プラザ事業、一億四千八百八十一万八千七百八十八円、(二)ODA民間モニター事業、

一億三千二百五十万二千七百七十一円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)国際協力プラザ事業、一億四千九百六十五万二千三百十九円、(二)ODA民間モニター事業、一億千六百八十九万九千六百八十一円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)国際協力プラザ事業、一億四千二百五十万六千三百三十八円、(二)ODA民間モニター事業、一億千六百三十八万三千五百九十六円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の第三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人オイスカについて、平成十九年度には千万円以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、日本NGO支援無償資金協力(中国・内蒙古住民参加型砂漠化防止プロジェクト)、千九百七十三万四千六百円であり、平成十八年度における随意契約及び支出額は、日本NGO支援無償資金協力(フィリピン・ネグロス島養蚕事業における蚕種製造プロジェクト)、千九百八十二万六千二百八十八円である。平成十七年度及び平成十八年度のいずれの契約についても、日本NGO支援無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力を

行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものであるため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人日本フォースター・プラン協会について、平成十八年度には千万円以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)日本NGO支援無償資金協力(トーゴ中部高原地方における寄生虫感染症対策プロジェクト)、五千九百九十九万四千四百円、(二)日本NGO支援無償資金協力(エクアドル給水設備設置プロジェクト)、千二百六十七万八千九百九十九円であり、平成十九年度における随意契約及び支出額は、日本NGO連携無償資金協力(グアテマラ基礎教育改善事業)、千九百九十九万九千九百八十八円である。平成十七年度及び平成十九年度までのいずれの契約についても、日本NGO支援無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力をを行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものであるため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

社団法人日本国際民間協力会について、平成十八年度及び平成十九年度には千万円以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、日本NGO支援無償資金協力(アフガニスタン・フライト教育施設改善プロジェクト)、二千五百九十六万四千七百七十八円であり、日本NGO支援無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力をを行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものである

入札による契約はない。

財団法人国際開発救済財団について、平成十八年度及び平成十九年度には千万円以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、日本NGO支援無償資金協力(カンボジア小児外科支援事業)、千二百三十八万九百七十円であり、日本NGO支援無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力をを行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものであるため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

社団法人日本国際民間協力会について、平成十八年度及び平成十九年度には千万円以上の随意契約はなく、平成十七年度における随意契約及び支出額は、日本NGO支援無償資金協力(アフガニスタン・フライト教育施設改善プロジェクト)、二千五百九十六万四千七百七十八円であり、日本NGO支援無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力をを行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものである

ため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人ケア・インターナショナルジャパンについて、平成十七年度及び平成十八年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十九年度における随意契約及び支出額は、日本NGO連携無償資金協力(カンボジア青年男女の能力向上プロジェクト)、二千四百四十五万六千八百六十円であり、日本NGO連携無償資金協力は日本NGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力を行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものであるため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンについて、平成十七年度及び平成十八年度には千萬元以上の随意契約はなく、平成十九年度における随意契約及び支出額は、日本NGO連携無償資金協力(ベトナム総合的子供の発達と就学前教育プロジェクト)、三千二百七十六万七千七百六十四円であり、日本NGO連携無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や

緊急人道支援事業に対して無償資金協力を行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものであるため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

社団法人シャントイ国際ボランティア会について、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)日本NGO支援無償資金協力(アフガニスタン・ナンガルハール小学校建設計画)、二千二十四万二千二百九十一円、(二)日本NGO支援無償資金協力(タイ基礎教育強化のためのノンフォーマル教育支援事業)、千二百二十五万四千九百二十四円であり、平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)日本NGO支援無償資金協力(アフガニスタン・ナンガルハール県における小学校建設計画)、三千六百七十四万八千二百二十七円、(二)日本NGO支援無償資金協力(ラオスにおける村ぐるみの学校教育支援事業)、千五百三十三万九千五百三十四円であり、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)日本NGO連携無償資金協力(アフガニスタン・ナンガルハール県学校建設事業)、三千百九十二万二千百十三円、(二)日本NGO連携無償資金協力(アフガニスタン・ナンガルハール県学習機・いす配備事業)、千七百三十九万二千二百八十一円、(三)日本NGO連携無償資金協力(カンボジア小学

校建設計画)、千一万六千三百三十六円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、日本NGO支援無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力は日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発協力事業や緊急人道支援事業に対して無償資金協力をを行うもので、NGOからの申請に対して個々の案件の内容を審査した上で、適当と判断されるものについて、申請団体との間で贈与契約を締結するものであるため、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人国際開発センターについて、平成十七年度における随意契約及び支出額は、タンザニア国別評価、二千九百九十二万二千二百一十一円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)ブータン国別評価、二千四百七十七万五千七百七十四円、(二)ベトナム国別評価、二千四十一万六千三百三十三円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)中国国別評価、二千三百九十九万九千八百六十三円、(二)成長のための基礎教育イニシアティブ(BIGIN)に関する評価実施に係る関連補佐業務、二千二十四万八千円、(三)ニカラグア国別評価、二千万円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

ることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人日本国際協力システムについて、平成十七年度における随意契約及び支出額は、平成十八年度及び平成十九年度一般文化無償資金協力候補案件及び平成十七年度草の根文化無償資金協力候補案件に係る事前調査委嘱、一億千八百五十八万九千七百七十円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)平成十九年度及び二十年一般文化無償資金協力候補案件及び平成十八年度草の根文化無償資金協力候補案件に係る事前調査委嘱、一億二千三百三十五万五千二百六十六円、(二)平成十八年度日本NGO支援無償資金協力案件調査に関する業務委嘱、六千六百八十七万九千四百九十円、(三)平成十八年度文化無償協力フォローアップ事業に係る業務委嘱、二千五百四十二万七千四百二十八円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、文化無償資金協力候補案件事前調査等業務委嘱、一億二千九百八十八万六千六百六十八円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千萬元以上の一般競争入札による契約はない。

く、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)日本センター巡回講座・訪日研修(WTO加盟)、千四百三十三万三千三百十六円、(二)日本センター巡回講座・訪日研修(中小企業経営)、千四百一十一万三千六百三十八円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、日本センター巡回講座・訪日研修(環境ビジネス(欧露部)、千四百六十二万五千七百三十七円である。平成十七年度及び平成十八年度のいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

財団法人ラヂオプレスについて、平成十七年度における随意契約及び支出額は、(一)北朝鮮、ロシア、中国等関連ニュースの作成、一億八百七十九万六千五百円、(二)国際テロ情報収集ユニット、九千四百七十一万五千五百四十三円、(三)北朝鮮、ロシア、中国等関係資料の作成、六千八百八十五万二千八百円、平成十八年度における随意契約及び支出額は、(一)モニタリングニュース及び関係資料等の購読、一億四千三百三十三万七千八百五十二円、(二)国際テロ情報収集ユニット、九千四百二十四万七千五百三十三円、平成十九年度における随意契約及び支出額は、(一)国際テロ情報収集ユニット、一億七百一十一万六千七百九十二円、(二)モニタリングニュース及び関係資料等の購読、一億四千四百

十万七千三百四十円である。平成十七年度から平成十九年度までのいずれの契約についても、契約の性質又は目的が競争を許さないことを理由に、会計法第二十九条の三第四項の規定に基づき、随意契約によることとしたものである。同法人について、平成十七年度から平成十九年度までにおける千万円以上の一般競争入札による契約はない。

平成二十一年十一月五日提出
質 問 第 五 四 号

外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書
意 書
本年十月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七二第一九号。以下、「政府答弁書」という。)を踏まえ、質問する。

一 一九九二年九月二十七日午前一時頃から約一時間、モロッコ王国の首都ラバト市内のバーでウイスキーを飲んだ後に、飲酒状態で自動車を運転し、帰宅する途中、速度超過と不注意によりタクシーに追突し、その弾みでスクーターに乗っていた現地人を死亡させた外務省在外職員について、過去の答弁書では「外務省の職員が

御指摘の事故を起こしたことは、事実である。当時、当該職員は、国際法上の特権及び免除を享有していた。当該職員に対して、停職処分が行われている。外務省として、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。外務省において確認できる範囲では、当時、この処分内容については、公表していない。」との答弁がなされている。本年九月十六日に提出した質問主意書において、右職員に対して同省が下した処分内容は妥当であるとする認識に、現時点においても変わりはないかと問うたところ、「政府答弁書」では「御質問の諸点については、新内閣の下でこれまでの経緯等を確認しているところであり、その結果も踏まえ適切に処分してまいりたい。」との答弁がなされている。

新内閣における、右事案のこれまでの経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明された。

二 任地国の法令に違反して飲酒対人交通事故を起こし、現地住民一人を死亡させた職員に対して、外務省は停職という極めて軽い処分で済ませ、そのことを当時国民に公表していない。更にこの事故を起こした職員を後に天皇陛下から認証を受ける特命全権大使としてドミニカ共和国に赴任させている。鳩山由紀夫内閣総理大臣、そして岡田克也外務大臣は、前政権の答弁書に見られる、同省の一連の対応は適切であり、妥当であったと認識しているか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では一の答弁がな

されているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三 平成十一年二月十五日深夜から同月十六日未明にかけて、夫人との間で口論になった末、夫人を殴り負傷させ、任国の司法手続に服することとなった外務省職員について、過去の答弁書では「外務省の職員が御指摘の行為を行ったこと等は、事実である。外務省は、任国における司法手続が終了した後、直ちに当該職員を帰国させるとともに、減給処分を行った。外務省としては、この処分に関する当時の判断は、妥当であったと考える。当該職員は、現在、特命全権大使を務めている。」との答弁がなされている。本年九月十六日に提出した質問主意書において、右職員に対して同省が下した処分内容は妥当であるとする認識に、現時点においても変わりはないかと問うたところ、「政府答弁書」では一の答弁がなされている。新内閣における、右事案のこれまでの経緯等に関する確認作業は、現在どの様な進捗状況にあるのか説明されたい。

四 任地国の法令に違反して暴行事件を起こし、現地の司法手続に服することとなった職員に対して、外務省は減給という極めて軽い処分で済ませ、そのことを当時国民に公表していない。更にこの事件を起こした職員を後に天皇陛下から認証を受ける特命全権大使としてパナマに赴任させている。鳩山総理大臣、そして岡田大臣は、前政権の答弁書に見られる、同省の一連の対応は適切であり、妥当であったと認識してい

るか。右については、本年九月十六日に提出した質問主意書で問うているが、「政府答弁書」では一の答弁がなされているところ、今次質問主意書において改めて質問する。

三及び四について
これまでの経緯等を確認した結果、一連の対応は不適切とは考えていない。

内閣衆質一七三第五四号

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における

飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫

内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

これまでの経緯等を確認した結果、御指摘の事案は、現行の「懲戒処分の指針について」(平成十二年三月三十一日付け職職一六八人事院事務総長通知)及び「懲戒処分の公表指針について」(平成十五年十一月十日付け総参一七八人事院事務総長通知)の下では、御指摘の「外務省在外職員」に対し、懲戒免職処分が科され、処分につき原則公表され、その結果当該職員が特命全権大使として任命されることは当然不可能となる性質の事案であったと考える。

(答弁通知書受領)

一、去る六日、内閣から、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二十二年一月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五	東京港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
（本体）	本号一部 三四五円 三三〇円